

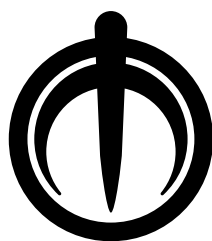
自治体の風評被害対応 ～東日本大震災の事例～



2014年3月

公益財団法人 日本都市センター

自治体の風評被害対応 ～東日本大震災の事例～



2014年3月

公益財団法人 日本都市センター

はしがき

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から3年が経過した現在でも、福島第一原子力発電所事故における原子力災害の被災地域を中心として、放射性物質による食品・農林水産物の出荷制限などの直接的な影響に加え、原子力災害による影響を受けた地域とのイメージから生じる風評において農林水産業、観光業等の地域産業への影響が続いている。

過去にも、わが国では東海村JCO臨界事故、ナホトカ号重油流出事故等において風評被害が発生している。これは本来安全とされるもの（食品・商品・土地等）を災害や報道等を起因として人々が危険視し、消費や取引、観光などを取りやめる（控える）ことなどによって引き起こされる主に経済的被害であり、地域の住民や農林水産業関係者のみならず、より広範囲（地理的・産業的）に渡り影響が及ぶことになるが、今回の東日本大震災においても例外ではなく、さらには長期化という問題も生じているため、風評被害対策が喫緊の課題となっている。

そこで、これらの問題に対して調査研究を行うため、当センターでは、2013年6月に「都市自治体における風評被害への対応に関する研究会」（座長 門間敏幸 東京農業大学国際食料情報学部教授）を設置し、風評被害を防ぐ（軽減する）上で効果的な対応策、予防策などについて関連する専門的視点から具体的に検討を行い、考察を進めてきたところであり、本報告書はこれらを取りまとめたものである。

本報告書の本編は2部構成となっている。第Ⅰ部では、研究会での議論や現地ヒアリング調査等を踏まえ、研究会委員により風評被害が及ぼす影響、風評払しょくに向けた対応やその課題等について

分析・考察している。第Ⅱ部では、生産地における風評被害払しょくに向けた取組みの記録の意味合いも兼ねつつ、現地ヒアリング調査の結果をとりまとめている。

現在も被災地を中心に風評被害の影響を受けた地域では、放射性物質の検査データや生産現場等の積極的な情報公開をはじめ、観光振興に向けたPRなど安心・安全を周知する取組みが懸命に行われている。また、消費地においても積極的な被災地産品等の販売促進（販売支援）や放射能汚染からの食品の安全を確保する自主的な検査など、被災地と関連のある自治体や企業をはじめ各団体等により、被災地復興支援や風評被害払しょくに向けた継続的な取組みが行われている。

これらの事例をはじめ、風評被害における現状を把握し、その払しょくに向けた取組みを検証することにより、今後起こり得る災害に伴う風評被害への対応策を考える上での知見を提供し、さらには被災自治体の復興に向けた取組みに資することを期待している。併せて、平常時の農林水産物の販売促進や観光振興等に向けた有益な示唆を得ることも同様である。

大震災発生後3年を経て、様々な分野で東日本大震災に関する調査研究が進められてきているが、本調査研究及び報告書は被災自治体等における風評被害の実態及び対応に着目した点、そして各自治体及び生産現場の取組みを横断的に取り上げている点が特徴である。本報告書が実務を担う自治体関係者の参考となることを祈念する。

最後に、門間座長をはじめ研究会委員の皆様には、当研究会での議論や報告、ヒアリング調査の実施、本報告書の執筆に至るまで、多大なるご尽力をいただいた。また、現地ヒアリング調査においては、自治体関係者や各団体等の皆様には、一方ならぬご協力をいた

だいた。とりわけ風評被害の影響を受けている被災地等の関係者の皆様には風評被害払しょくに向けた業務ご多用中にもかかわらず、大変貴重な時間をご提供いただいた。

ご協力いただいたすべての皆様にこの場を借りて心より御礼申し上げますとともに、微力ながら、本報告書が風評被害の影響を受けた被災地等の情報発信に貢献できれば幸いである。

2014年 3 月

(公財) 日本都市センター 研究室

執筆者（研究会構成員）名簿
(2014 年 3 月現在)

【座長】

門 間 敏 幸 東京農業大学国際食料情報学部教授

【委員】（順不同）

畝 山 智香子 国立医薬品食品衛生研究所
安全情報部第三室長

関 谷 直 也 東洋大学社会学部准教授

西 丸 巧 いわき市「見せます！いわき情報局見せる課」課長

佐々木 貴 浩 港区産業・地域振興支援部産業振興課長

【事務局】

鳴 田 謙 二 日本都市センター理事・事務局長・研究室長

佐 野 雅 哉 日本都市センター研究室研究員

清 水 浩 和 日本都市センター研究室研究員

工 藤 修 日本都市センター研究室研究員

エグゼクティブ・サマリー（本編）

序論 風評被害克服の重要性と自治体の役割

ー本調査研究のねらいと主要研究成果ー

東京農業大学国際食料情報学部教授 門間敏幸

本章では、本調査研究のねらい・調査内容と主要研究成果・論点を整理し、各章の意義と成果を鳥瞰できるようにしている。具体的には、風評被害克服の重要性と研究会のねらいを整理するとともに、風評被害払しょくに向けた、1) 被災地自治体・農企業・NPO法人の取組み実態、2) 都市自治体・企業等の取組み実態、評価のための調査内容を整理している。次に調査成果と論点の整理では、風評被害の実態とその発生の要因とメカニズム、風評被害払しょくのための、国・都道府県・市町村などの公共機関、NPO、企業による多様な取組みの特徴、多様な危険物質の存在と総合的なリスク管理システム構築の重要性、風評被害克服に向けた自治体の取組みの特徴、自治体間連携の重要性を指摘し、「関係性マーケティング」、「新たなリスク管理システム構築」、「買い叩き、モラルハザード対策」、「正しい情報提供」の重要性を指摘した。

第I部 風評被害の実態とその対応

第1章 風評被害の実態と影響

東京農業大学国際食料情報学部教授 門間敏幸

本章では、多様な風評被害の様相の類型化を試みるとともに、その被害を直接的な被害と間接的な被害に分類して、これまで実施された風評被害調査データに基づき、被害の実態を体系的に把握し

た。その結果、風評被害の影響は、農林水産業だけでなく、製造・販売・小売り、流通・サービス業、その他と多様な業種にまたがっていることを整理するとともに、間接的な対応として労働者の配置転換、事業の転換、資材の変更等の多様な対策を実施していることが明らかになった。また、放射性物質の広い範囲の拡散がもたらす風評被害の影響の深刻さは、①影響範囲の広さ、②影響期間の長さ、③商品・サービスの代替可能性、④損害賠償の存在、⑤強く恐れる階層の存在とその影響の強さ、といった5つの側面から評価すべきことを整理した。

第2章 東京電力福島第一原子力発電所事故災害における 風評被害のメカニズム

東洋大学社会学部准教授 関谷直也

風評被害とは、ある社会問題（事件・事故・環境汚染・災害・不況）が報道されることによって、本来「安全」とされるもの（食品・商品・土地・企業）を人々が危険視し、消費、観光、取引をやめることなどによって引き起こされる経済的被害を指す。風評被害の原因はマス・メディアなどを通じて情報が大量に伝えられていること（メディア）、全国に流通が行き渡っていること（流通）、人々が「安全」を求めていること（安全）にある。これら前提条件は容易に変えられるものではない。ゆえに、福島第一原子力発電所事故における風評被害は、情報過多社会における災害被害の一つの形態であるといえることができる。

第3章 いわき市の風評への対応（取組み）について

いわき市「見せます！いわき情報局見せる課」課長 西丸巧

2011年3月11日、いわき市は、世界で4番目の規模といわれる大地震（東日本大震災）に襲われ、大きな被災に見舞われた。さらに、東日本大震災の翌日には、原発事故が発生し、今なお続く風評が始まった。このような中、当市では若手職員を中心に企画を出し合い議論を交わし、2011年10月1日、キーコンセプトを『見せます、いわき』に『いわき見える化プロジェクト』を始動した。問題解決のカギは、消費者の判断を尊重し、すべての情報を開示すること。さらに、2012年10月1日には、農業分野の風評対策で培ったノウハウを他産業まで拡大、「見せる課」が誕生。現在、他地域の農林水産物、あるいは他の観光地と対等に消費者の皆様から選択してもらえるよう、各種施策を展開しているところである。

第4章 消費地における被災自治体との連携による被災地復興支援の取組み

自治体間の相互連携について～港区の取組み～

港区産業・地域振興支援部産業振興課長 佐々木貴浩

港区の自治体間相互連携という切り口から、風評被害対策について検討を行った。

第1節では、港区における東日本大震災の状況について、発生直後とその後の放射能対策について説明している。

第2節では、港区における災害時協力の考え方について、震災の経験を踏まえた今後の方向性をまとめている。

第3節では、港区と地方都市の相互の支援事例を紹介しながら、

港区のこれまでの自治体間連携の特徴を分析し、前項の記述に孕む留意点を示す。

第4節では、これまでの各節を総括し、自治体間の相互連携による風評被害対策への支援について検証し、持続可能な風評被害対策の取組みの可能性を示している。

最後に、港区として自治体間における災害時の相互協力、風評被害対策の意義について言及するとともに、被災地の一日も早い復興を祈念している。

事例報告① 企業における連携について～昭和電工(株)の取組み～

(公財) 日本都市センター研究室研究員 佐野雅哉

本報告では、昭和電工(株)への調査について掲載している。震災後の2011年から毎年1回、本社及び事業所にて企業マルシェ（被災地産品の物産展）を開催し、全社的に被災地の復興支援に取り組んでいる。また、福島県内事業所を強化すること（施設の増設・地元住民の雇用等）で地域活性化に寄与するべく尽力している。

事例報告② 地縁（地元）組織における連携について

～東京東和会の取組み～

(公財) 日本都市センター研究室研究員 佐野雅哉

本報告では、東京東和会（福島県旧安達郡東和町出身者及び縁故者による親睦団体）への調査について掲載している。2001年（平成13年）頃から東京都内の区民祭りなどにおいて、地元特産品等の販売支援を行っている。震災以降は被災地産品を忌避する来場者もあり大変苦労しているが、継続した安全安心のPRや来場者との会話

による顔の見える関係の構築を通じて、販売促進に尽力している。

第5章 風評被害拡大を回避するための都市自治体・企業における 対応と広域対応の必要性

東京農業大学国際食料情報学部教授 門間敏幸

本章では、風評被害の拡大を阻止するために実施されている被災地及び消費地自治体による風評被害対策の実践の実態を整理するとともに、自治体間の連携の実態とその意義を評価した。さらに、風評被害克服における企業の役割として、1) 被災地で生産される農産物・食品の安全性のPR活動への参加、2) 植物工場、水耕栽培、除染技術、自然エネルギー活用技術等の特殊技術をもった企業が、その技術を活用して放射能汚染地域の産業を支援するといった活動の展開が整理できる。しかし、時間の経過とともに人々の復興支援意識は弱まるとともに、一部に存在する放射能を極端に恐れる住民とのリスクコミュニケーションが、今後の風評被害対策では重要な課題となることを整理した。

第6章 風評被害予防のためのリスク情報共有について

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部第三室長 畝山智香子

風評被害は情報災害であり主に人災であるので、理論上は発生しないようにすることが可能なはずである。しかし現実には風評被害の根絶は困難であり、これは社会の中に風評被害が発生しやすい状況があるからである。食品についてはもともと本来のリスクが正確に認識されることなく、良くも悪くも「評判」に売り上げが左右されやすいという風評被害がおこりやすい条件がある。風評が生じて

から食品そのもののリスクについて情報提供しようとしても、消費者にとっては単なる言い訳にしか聞こえないであろう。食品にゼロリスクはあり得ない。常日頃から、都合の悪い情報であっても開示する、聞きたくないことであっても聞く耳をもつ、ということが、結果的には全ての人にメリットがあるであろう。

第7章 風評被害払しょくの一環としての農産物・食品のリスク管理の方向

東京農業大学国際食料情報学部教授 門間敏幸

本章では、風評被害を克服するために展開された様々な取組みを総括するとともに、今後の取組みとして、次の4つの対策の重要性を整理している。1) 消費者と生産者・産地の間に日常的に信頼関係を構築する関係性マーケティングの重要性、2) 農産物・食品に対する新たなリスク管理システム構築の必要性、3) 買い叩き等モラルハザードに関わる対策の必要性、4) 正しい情報提供の重要性である。特に放射能汚染に関しては、全く未知の経験であったため、適切な情報が提供されないことによる恐怖が人々の間に蔓延し、風評被害をより深刻なものにしたことを忘れてはいけない。

第Ⅱ部 自治体等における風評被害払しょくに向けた取組み～事例報告～

第Ⅱ部では、風評被害が及ぼす影響や風評被害払しょくに向けた対応やその課題等、研究会での議論に加え、今後の自治体における風評被害への対応の参考とするため、風評被害の払しょくに向け懸命な取組みを行っている生産地への事例調査を実施した内容について掲載している。

目次

はしがき	i
執筆者（研究会構成員）名簿	iv
エグゼクティブ・サマリー	v

序論

風評被害克服の重要性と自治体の役割

一本調査研究のねらいと主要研究成果ー

東京農業大学国際食料情報学部教授 門間敏幸

1. 風評被害克服の重要性と研究会のねらい 2
2. 風評被害調査の内容 4
3. 調査成果と論点の整理 7

第Ⅰ部 風評被害の実態とその対応

第1章 風評被害の実態と影響

東京農業大学国際食料情報学部教授 門間敏幸

1. 風評被害がもたらす様々な問題 14
2. 風評被害実態の諸相 17
3. 風評被害実態の総括的評価 27
4. 風評被害がもたらす問題の深刻さと要因 29

第2章 東京電力福島第一原子力発電所事故災害における 風評被害のメカニズム

東洋大学社会学部准教授 関谷直也

1. 風評被害の定義 38
2. 風評被害の原因 38

3. 風評被害をめぐる心理と消費選択の自由	48
おわりに	49

第3章 いわき市の風評への対応（取組み）について

いわき市「見せます！いわき情報局見せる課」課長 西丸 巧

はじめに	52
1. 風評の発生について	52
2. いわき市の取組みについて	55
3. 目指すべき姿	67
おわりに	68

第4章 消費地における被災自治体との連携による被災地復興 支援の取組み

自治体間の相互連携について～港区の取組み～

港区産業・地域振興支援部産業振興課長 佐々木貴浩

はじめに	70
1. 港区における東日本大震災時の状況	70
2. 港区における災害時協力の考え方について	73
3. 東日本大震災等における港区での支援事例	74
4. 自治体間の相互連携による風評対策支援	77
おわりに	78

事例報告① 企業における連携について～昭和電工(株)の取組み～

(公財) 日本都市センター研究室研究員 佐野雅哉

はじめに	79
1. 被災地と連携した復興支援活動	79
2. 被災地復興支援活動のねらい	83

3. 被災地復興支援活動における今後の展望	85
おわりに	85

事例報告② 地縁（地元）組織における連携について ～東京東和会の取組み～

（公財）日本都市センター研究室研究員 佐野雅哉

はじめに	87
1. 被災地と連携した復興支援活動	87
2. 被災地復興支援活動のねらいと課題	91
3. 被災地復興支援活動の今後の展望	92
おわりに	93

第5章 風評被害拡大を回避するための都市自治体・企業 における対応と広域対応の必要性

東京農業大学国際食料情報学部教授 門間敏幸

1. 風評被害の拡大を阻止するための対策	96
2. 被災地復興支援活動のねらい	97
3. 消費地自治体の対応の方向と自治体間の連携	104
4. 企業の役割と貢献の方向	106
5. 自治体における風評被害対策と住民合意形成	111

第6章 風評被害予防のためのリスク情報共有について

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部第三室長 畝山智香子

はじめに	114
1. 風評と正当なリスク回避行動との違い	114
2. 風評による被害	117
3. 震災に伴う食品リスクの変動について	121

4. 提言	122
おわりに	124

第7章 風評被害払しょく of の取組みが示唆する農産物・食品の リスク管理の方向

東京農業大学国際食料情報学部教授 門間敏幸

1. 風評被害払しょく of の取組みがもたらしたもの	126
2. 新たな農産物マーケティングの示唆 (多様な関係性マーケティング)	129
3. 新たな農産物・食品リスク管理システムの構築	130
4. モラル・ハザードへの対応	134
5. 適切かつ慎重な情報提供システムの構築と自治体の役割	136

第Ⅱ部 自治体等における風評被害払しょく of に向けた取組み～事例報告～

あらまし	140
事例調査について	140

第1章 福島県会津若松市の取組み

(公財) 日本都市センター研究室研究員 佐野雅哉

はじめに	144
1. 会津若松市における風評被害の実態と影響	144
2. 風評被害払しょく of に向けた取組み	147
3. 今後の対応	151
おわりに	152

第2章 福島県伊達市の取組み

(公財) 日本都市センター研究室研究員 佐野雅哉

はじめに	156
1. 伊達市における風評被害の実態と影響	156
2. 風評被害払しょくに向けた取組み	159
3. 今後の対応	162
おわりに	163

第3章 株ジェイラップ(須賀川市所在)の取組み

(公財) 日本都市センター研究室研究員 佐野雅哉

はじめに	166
1. 風評被害の実態及び影響	166
2. 風評被害払しょくに向けた取組み	169
3. 今後の対応	171
おわりに	171

第4章 NPO 法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会

(二本松市所在)の取組み

(公財) 日本都市センター研究室研究員 佐野雅哉

はじめに	174
1. 風評被害の実態と影響	174
2. 風評被害払しょくに向けた取組み	178
3. 今後の対応	182
おわりに	183

参考資料

運営要綱	186
------------	-----

研究会・現地調査 日程概要	187
第1回 議事概要	188
第2回 議事概要	192
第3回 議事概要	197
第4回 議事概要	200
第5回 議事概要	202
執筆者プロフィール	203

序 論

風評被害克服の重要性と自治体の役割 —本調査研究のねらいと主要研究成果—

東京農業大学国際食料情報学部教授

門間 敏幸

1. 風評被害克服の重要性と研究会のねらい

東日本大震災（以下、「震災」という。）から3年が経過した現在でも、福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）周辺の原子力災害被災地域を中心として、放射性物質による食品・農林水産物の出荷制限などの直接的な影響に加え、「原子力災害による影響を受けた地域」とのイメージから生じる「風評」による農林水産業、観光業等の地域産業への経済的な影響が続いている。

過去にも、わが国では東海村JCO臨界事故、ナホトカ号重油流出事故、所沢ダイオキシン報道問題などにおいて「風評被害」が発生しているが、これは本来「安全」とされるもの（食品・商品・土地・企業）を災害や報道等を起因として人々が危険視し、消費や取引、観光などを取りやめる（控える）ことなどによって引き起こされる主に経済的被害である。風評被害は、その地域の住民や農林水産業関係者のみならず、より広範囲にわたって影響が及ぶため、今回の東日本大震災で発生している風評被害に対してもいかに早急に適切な対策を講じ、その問題を克服していくかが喫緊の課題となっている。

現在、生産者・生産地では、福島県が実施している米の全量全袋検査や野菜・果実のサンプル検査等、徹底した放射性物質の検査による安全確認の取組みが実施され、市場に出荷される農産物・食品の安全は担保されつつある。また、そうした検査データはホームページなどで公開され、希望する市民には現在の農産物・食品の汚染実態が把握できるようになっている。さらに、被災地域あるいは都市部の市町村（以下、「自治体」という。）では、市民が食べる食品に対する放射性物質の測定サービスを実施し、放射能汚染に関

する市民の不安を解消するための取組みを展開している。さらに、被災地域の自治体と都市部の自治体、さらには誘致企業などが連携して、被災地の農業・食品産業を応援するためのイベントやマルシェを相互に連携して開催し、風評被害克服のための地道な取組みを展開している。また、被災地の農企業やNPO法人においても、企業の存続、地域の農家の存続を賭けた懸命な取組みを試行錯誤で展開している。

残念ながら我々人間が作り出した原子力発電所に係る放射能、そして、それに起因する風評被害という目に見えないモンスター・恐怖との戦いに打ち勝つ模範解答を現在の我々は持ち合わせていない。しかしながら、被災地の住民、農家・農業団体、企業、NPOなどの民間団体、そして市町村・都道府県などの公共機関、さらには消費地における都市部の市民、企業、市町村などの行政は、試行錯誤を繰り返しながら風評被害というモンスターとの戦いを震災直後から一日も休まず続けている。

現在、福島第一原発の汚染水漏れは継続しており、さらなる二次災害の発生、原発をコントロールできる可能性に関して国民の不安を高めている。また、東南海・南海地震の発生リスクや被害予想に関するシミュレーション結果は、大規模災害が発生するリスクを国民に警鐘している。こうした危機が想定される中で、自治体が果たすべき機能は、①住民の生命や健康を守る、②資産を守る、③被災したインフラの復旧、④混乱した日常生活の迅速な回復、⑤住民を襲う恐怖や不安を取り除く等、極めて重要である。また、こうした今後の危機対応では、東日本大震災の経験が大きな役割を果たすであろう。

特に放射能汚染に伴って発生した風評被害は、放射能だけでなく、農薬や重金属などの有害物質の残留、さらには限界条件におか

れた人間の行動の結果として発生する恐れがある災害である。震災に伴って発生した風評被害の実像と、その被害克服のための農家、企業、NPO、そして自治体などの取組みを3年が経過しようとしている現時点で総括しておくことは、今後、発生するかもしれない風評被害に迅速かつ的確に対応するという点でも意義があると思われる。こうした背景と問題意識から、「都市自治体における風評被害への対応に関する研究会」が2013年6月に公益財団法人日本都市センター内に組織され、調査研究活動を集中的に実施することとなった。

東日本大震災に関わる調査・レポート・研究報告は膨大な数に達しているが、本研究会の調査研究の意義は、次の2点に集約できる。

- ①風評被害に問題を絞って、その影響と克服対策の実践に関する様々な組織の取組みを体系的に調査している。
- ②風評被害対策を担う主体として、被災地および消費地の自治体の活動の重要性にポイントを絞って克服対策の実施実態とその効果を評価し、自治体がとるべき風評被害対策と職員の心構え構築に有効となる情報提供を目指している。

2. 風評被害調査の内容

(1) 風評被害払しょくに向けた被災地自治体・農企業・NPO 法人の取組み実態の把握

1) 被災地自治体の取組み

放射能汚染という前代未聞の被害を受けた被災地の自治体、特に福島県内の自治体では、全く経験が無い放射能汚染とそれに伴って発生した風評被害対策の取組みが職員の双肩にかかった。いずれの

自治体も手探りの状態で叡智を絞って対策を考え実践してきた。本報告では、風評被害克服を目指して福島県いわき市が課・室横断で組織した「見せる課」が取り組んだプロジェクト（いわき見える化プロジェクト）のねらいとその活動の全貌を研究会の委員である同課の西丸課長に紹介いただいた。

また、福島第一原発の水蒸気爆発直後に暫定規制値を超える野菜が発見されるなどの実害を受けたが、迅速に実害を回避した会津若松市では、その後に発生した風評被害への取組みが大きな課題となった。とりわけ福島県有数の観光都市である会津若松市では、観光産業への影響が甚大かつ多方面に及び、その被害を正確に把握することが非常に困難を極めたという実態を把握した。また、教育旅行では、放射能による子供の健康への影響に対する不安が保護者に強く作用し、他の安全と思われる地域に旅行先を変更する動きが学校側に生まれ、参加校が震災前の状態に戻らないという実態を把握した。さらに、大手誘致企業を抱える会津若松市では、企業と行政が一体となった被災地応援のための企業マルシェ活動を展開しており、風評被害克服に向けた企業と自治体との連携のありかたを考察した。

次に福島県伊達市の調査では、甚大な放射能被害を受けた自治体における生活空間や農地の除染対策、生産された農産物の放射能検査の実態と課題、基準値を超える放射性セシウムが一部に検出されたあんぽ柿の出荷に至るまでの園地の除染や放射性物質の吸収抑制対策の取組みを調査するとともに、出荷決定に至るまでの生産者による合意形成の苦労、さらには果樹産地としてブランドを保持するための組織的なPR活動の重要性を評価した。

2) 被災地の農企業、NPO 法人の取組み

また、被災地の農企業、NPO法人による風評被害払しょくの取組み実態を把握するため、福島県須賀川市で活動を展開している農企業（株）ジェイラップ（以下、「ジェイラップ」という。）と、福島県二本松市で活動を展開しているNPO法人、「ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会」（以下、「ゆうきの里」という。）の活動を調査した。ジェイラップは、農産物の生産・流通販売を行う組織であるが、放射性物質に対する消費者の不安を解消するために、自ら放射性物質の検査機器を整備して測定作業を行い、安全を担保するとともに、実験田を設けて放射性物質が稲に移行するのを吸収抑制する技術の開発に先駆的に取り組んでいる。また、顧客への情報開示を徹底するなど、風評被害払しょくに向けた取組みを着実かつ力強く実施している。

ゆうきの里は、特産品の加工事業、道の駅「ふくしま東和」を運営し、地域の農家が結成した組織として、農家の営農活動の支援と付加価値化、さらには新規就農者の受け入れによる地域農業の持続性確保のための取組みを実践している。風評被害対策としては、ジェイラップと同様に専門家の指導を受けながら徹底した放射性物質の検査に基づくモニタリングシステムの確立によって、農産物・食品の安全を確認する取組みを実践している。

(2) 風評被害払しょくに向けた都市自治体・企業等の取組み実態の把握

1) 都市自治体の取組み

福島第一原発から放出された放射性物質は、東日本の被災地だけでなく、東京などの都市部にも大きな影響を与えた。特に震災直後に東京都荒川区の金町浄水場の飲用水から 210ベクレル/kgを超

える放射性物質（放射性ヨウ素）が検出され、水パニックが発生した。その結果、瞬く間にスーパーやコンビニからペットボトル飲用水が消えると共に、購入量制限まで出されるようになった。東京都港区でも区民にいかん飲料水を確保するかが大きな緊急課題となった。しかし、この港区の窮状は、「商店街友好都市との交流に関する基本協定」（以下、「友好都市協定」という。）を結んでいた岐阜県郡上市からの飲料水の提供によって解決することができた。こうした経験から港区では、友好都市協定を活用した被災地支援活動を福島県いわき市を中心として展開した。新橋SL広場等での「がんばっぺ！いわき物産市」の定期的な共催、ニュー新橋ビル商店連合会の飲食店を中心に、いわき市産食材を活用した「がんばっぺ！いわきウィーク」の開催支援等の活動を実践している。こうした取り組みは、日常的な自治体間の連携活動の重要性を示すものであり、自治体実践すべき震災等に対する日常的な危機管理システムの一つの試みとして自治体間連携の重要性を物語るものである。

2) 企業等による風評被害克服の取り組み実態の把握

調査では、消費地の自治体だけでなく、被災地で活動している誘致企業、東京における被災自治体出身者が形成する親睦組織なども被災地を支援すべく様々な活動を展開している。ここでは、昭和電工(株)、福島県旧安達郡東和町出身者等で構成する東京東和会などの支援活動の実態などについても調査を行った。

3. 調査成果と論点の整理

本報告書の主要成果は、各章ごとの要約を参考にしてみようことにし、ここでは本研究会の調査から明らかになった主要成果・論点

についてまとめ、報告書を読む場合の参考にさせていただきたいと思う。

第1の論点は、風評による被害の広がりとは広範かつ多方面にわたり、その正確な把握は難しいという点である。また、その影響は顧客の減少、売上量の低下、価格の低下といった直接的な被害だけでなく、風評被害克服のための厳しい検査の実施、安全な原材料への変更、事業部門の再編といった間接的な影響まで含めて考える必要がある。また、旅行・観光業・レジャー産業では、その影響は多方面に及び、その影響の広がりを正確に把握する事は難しい。また、風評被害がもたらす問題の深刻さは、①影響範囲の広さ、②影響期間の長さ、③商品・サービスの代替の可能性、④損害賠償の存在、⑤放射能を強く恐れる階層の存在とその影響力の強さ、によって大きく影響されることから、問題を総合的かつ多面的に評価することが重要である（本書第Ⅰ部1章、第Ⅱ部1章参照）。

第2の論点は風評被害の原因に関わるものである。本書ではこの原因を次の3つに整理している。第1は、メディアの報道に関するものであり、報道の副産物、すなわち「負」の広告効果（広報効果）と言える原因である。第2は流通に関するものであり、商品・サービスに代替品が存在すること、市場関係者の過剰反応、リスクを避けようとする流通業者と消費者との間に負のスパイラルが発生することが原因として作用する。第3は安全をめぐる様々な問題の発生である。この場合、巻き添えによる被害が問題となるが、その原因として人々の地理に対する認識のあいまいさ、安全かどうかを判断する術がない、政府の決めた「安全」をめぐる混乱、そして社会や個人としてどこまでリスクを許容するかという「許容量」の問題がある（本書第Ⅰ部2章参照）。

風評被害払しょくのための取組みは、国、都道府県、市町村など

の公共機関、NPOなどの非営利組織、そして企業のような営利組織等、多方面において取り組まれている。こうした取組みの基本は、農産物・食品・製品・土地に関する安全の確認とその発信である。すなわち、空間線量、食品・農産物などの放射性物質の検査と科学的な検査結果の公開である。当該取組みは、それぞれの主体がその役割にしたがって自然に任務分担をしながら比較的体系的に取り組まれたといえるであろう。とにかく、知らないことによる不安、不確定な情報、誤った情報による不安・恐れを取り除くための科学的な情報の収集・解析と発信が最初に行うもっとも重要な活動である（本書第Ⅰ部2章・3章・5章、第Ⅱ部1章・2章・3章・4章参照）。

震災は、放射能汚染のリスクに対する恐怖を人々に抱かせたが、風評被害と「正当なリスク回避」の区別が重要である。われわれの食生活に対して、「どのくらい安全なのか」、「どのくらいの安全基準をめざすべきか」を明確にすることが風評被害対策の第一歩である。食品がもつ多種多様なリスクの全体像を正確に知ることが風評被害の本質の理解につながる（本書第Ⅰ部6章参照）。

風評被害の払しょくを目指した被災地の自治体、消費地の自治体ならびに自治体間の連携活動は、極めて重要な意義を有する。特に放射能汚染や風評被害の影響を大きく受ける農林水産業の復興、生産者の意欲啓発面での自治体の役割は大きい。こうした復興活動を効果的に推進するためには、部局横断的な組織の構築が必要であることをいわき市のチャレンジが示している。また、内向きになることなく、外に向けた積極的なPR活動の展開は、長期的な視点からその効果を評価する必要がある。また、いわき市と港区との連携は、震災に伴う風評被害克服の自治体間連携の取組みとして高く評価すべきである（本書第Ⅰ部3章・4章参照）

風評被害払しょくのための取組みとしては、次の4つの対策の重要性が指摘できる。第1は、消費者と生産者との間に日常的に信頼関係を構築することの重要性であり、関係性マーケティングとして取組みを強化する必要がある。第2は、農産物・食品に対する新たなリスク管理システム構築の重要性である。特に放射能汚染リスクの管理、すなわち予防と対策の整備が求められる。第3は、買い叩き、モラルハザードに関わる対策の必要性である。企業のCSR活動のさらなる展開を促進する必要がある。第4は、正しい情報提供の重要性である。風評の最大の原因は、知らないことによる恐怖、情報の出し手と提供された情報の信頼性に対する懸念であり、これらが風評被害の持続と拡大を大きく左右していることを忘れてはならない（本書第I部7章参照）。

第Ⅰ部 風評被害の実態とその対応

第1章

風評被害の実態と影響

東京農業大学国際食料情報学部教授

門間 敏幸

1. 風評被害がもたらす様々な問題

まず、風評被害がもたらす様々な問題を評価するためには、風評被害という言葉の意味を明確にしておくことが重要である。風評被害の定義に関しては、本書の第2章で関谷委員が行っているので、風評被害の定義については、ここでは触れないことにする。

しかし、風評被害について何らかの考察をしておかないと、その問題の評価はできないので、風評被害とは何かについて次のように一定の評価を下して論議を進めることにする。

風評の原因－東京電力福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）から放出された放射性物質に関する報道による放射性物質拡散の認知－消費者による生活防衛行動（汚染が懸念される商品の買い控え）

政府による安全確保の取組み－放射性物質の暫定規制値、基準値の設定（安全性の担保行動）

未知の事故に対する不確定な情報の流通－多様な学者の意見（情報の信頼性に関する国民の疑惑）

安全担保のための放射性物質の測定と安全が確認された商品の流通の取組み－安全宣言の後での基準値をオーバーする農産物の発見（検査情報への信頼感の喪失）

基準値を超える農林水産物に関する情報－安全確保への不安（不安の継続）

東京電力の汚染水問題に関する連日の報道－安全へのさらなる不安（新たな不安）

以上のような福島第一原発事故発生以降の放射性物質の拡散に対

する不安と恐れが農産物、食品さらには放射能に汚染されたと思われる物品の購入を消費者、企業などが控える、さらには放射能汚染の危険が心配される地域に足を踏み入れることを忌避する行動による経済的な被害を風評被害と呼んでいるとみなすことができる。すなわち、＜風評被害の原因となる事象の存在→そうした事象の情報伝達→消費者・企業の生活防衛行動→政府による安全担保の試み→安全に関する情報の混乱→安全担保体制の不備→さらなる不安と生活防衛＞という行動の連鎖全体を風評被害と呼ぶことができる。

風評被害に関する以上の理解に基づき、次に風評被害の実態を消費者・企業の買い控えという視点から概観する。まず、風評被害の様相の類型化を試みる。こうした類型化は様々な角度から行うことができるが、まず、直接的な被害と間接的な被害で分類することが有効である。表Ⅰ－１－１は直接的な被害と間接的な被害を整理したものである。これを見ると、消費者の買い控えの影響は、生産、コスト、販売という３つの側面から評価することができる。生産・サービス面では需要減少に対応するための生産調整・削減がある。また、サービス業では顧客の減少に起因するサービス販売の減少がある。こうした生産・サービスの減少は、放射能の影響が無い、もしくは少ない部門への事業展開、売上減少をカバーするための新たな事業展開といった間接的な影響をもたらす。さらに、放射能に対する不安に起因する従業員の確保難、あるいは生産・サービス量の減少による従業員の解雇、土地・生産施設等の生産手段の遊休化といった問題を生み出す。

表 I - 1 - 1 風評被害の類型化

	直接的な被害	間接的な被害
製品・サービス 生産	生産制限 生産量の減少	事業転換 従業員確保難 従業員解雇 生産施設の遊休化
コスト面	放射能検査費用 原材料確保難 原材料価格の高騰	原材料転換コスト 除染費用 従業員の休業補償
販売面	販売量減少 販売価格の低下	安全PRコスト 販売先減少 厳しい自主検査

出典：筆者作成

コスト面では、家畜のエサや木材等の放射能汚染の心配がある原材料利用の制限・自粛、ゼオライトやカリウムといった放射能吸収抑制資材需要の急増による価格高騰、放射能検査などによる費用増大が直接的な影響として指摘できる。間接的な被害としては、原材料の転換に伴うコストの増加、安全性確保のための除染費用の負担、従業員の休業補償等の費用増大が問題となる。

販売面では、販売量の減少、販売価格の低下が問題となる。特に福島県産農産物に関して、安全基準をクリアしているにも関わらず、販売業者から福島県産の販売が難しいことを理由に価格を下げることを求められる場合がある。また、農産物の卸売市場においても福島県産農産物の市場価格が低く抑えられるという事態も発生している。間接的な被害としては、安全性をPRするためのイベントの開催、様々なPRコストの発生、厳しい放射能の自主検査に関わる費用の発生がある。

2. 風評被害実態の諸相

ここでは風評被害の実態を、各産業別に概観する。各産業への影響については東京電力への賠償請求の視点から様々な調査が行われている。そこで、宮城県が実施した各産業部門への風評被害実態調査¹から、風評被害実態の広がりを整理する。表 I - 1 - 2 は、放射能汚染の影響を直接的及び間接的な影響に分類して整理したものである。

これらの整理を見ると、売上の減少に関わる様々な直接的被害があることがわかる。また、被害の影響は農林水産業だけでなく、製造・販売・小売り、流通・サービス業、その他と多様な業種にまたがっていることがわかる。さらに、間接的な被害について見ると、労働者の配置転換、事業の転換、資材の変更等、風評被害からの防衛対策として企業が実施した多様な対策を指摘することができる。

以下、その内容について産業別に考察する。

表 I - 1 - 2 産業部門別に見た風評被害の実態

	直接的な被害	間接的な被害
農林水産業	売上減少 放射能検査費用 出荷制限 取引減少 注文減少 カタログから削除 出荷先の厳しい自主基準 キャンセル 価格低下 体験学習のキャンセル	作業員の配置転換 事業の転換 資材の値上がり 独自の除染対策

¹ 東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議・宮城県環境生活部「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議関係団体等における風評被害の状況について」2012年

	直接的な被害	間接的な被害
食品・飲料 製造	販売量の減少 放射能の検査費用 取引停止 海外輸出の減少	原料確保先の変更 高価な原材料の調達 観光バスツアーの減少
食品・飲料 卸売	被災地からの製品入荷量の減少 取扱い価格の低下 市場での放射能検査 東北・関東産農産物の売り上げ減少・価格低迷 商品が売れない	農家の生産意欲低下 (商品確保難) 被災地産製品の扱い忌避・自粛要請
小売業	観光客減少で観光土産が売れない 放射能検査の要請	商品の品揃え困難 地元産品の減少
旅行・観光 業・飲食	旅行者・利用客の減少	地元食材の確保難
娯楽業	観光・娯楽施設利用者の減少 体験ツアー・教育旅行の減少 駐車料金の減少 宿泊客のキャンセル サービスエリア利用客の減少	海外出身従業員の帰国 サービス価格の低下
タクシー・ 運送業	観光客の減少 貸切バスのキャンセル 農産物の運送料の減少	サービス価格の低下 従業員・車両の遊休化
その他	スポーツウエアの売り上げ減少 プール用消毒薬剤の売り上げ減少 印刷資材の売り上げ減少（インキ、ダンボール） まき・木材・チップ・バーク堆肥等の売り上げ減少 自動車、タイヤ等の放射能検査（製造業） 海外からの技能実習生の帰国（農業・中小企業） 海外からの留学生の帰国と確保難（教育関係） 受け入れ困難な廃棄物の発生	

出典：脚注1に同じ

（１）農林畜水産物の風評被害

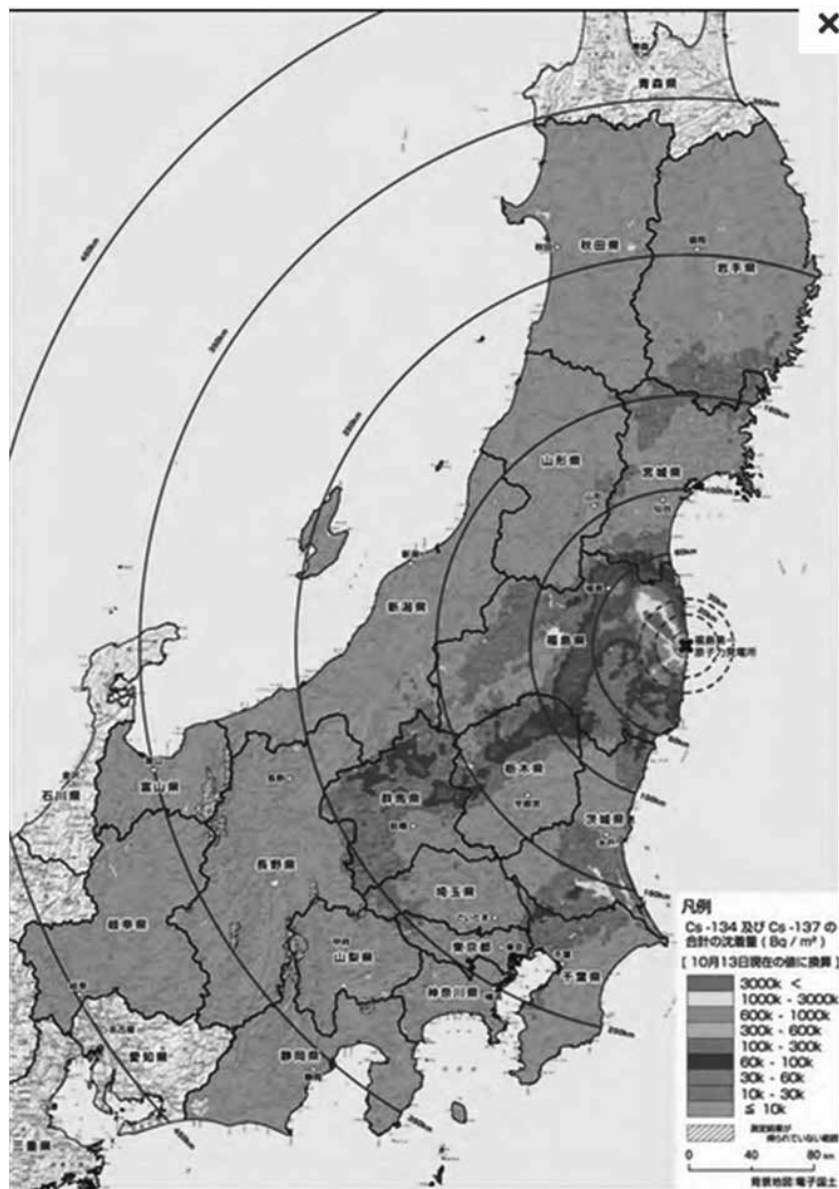
今回の東日本大震災（以下、「震災」という。）における放射能汚染問題で最も大きな影響を受けたのが農林水産業である。その被害の範囲を、文部科学省が2011年10月に公表した放射能汚染マップ（図Ⅰ－１－１）で見ると、福島県を中心に宮城県、岩手県、栃木県、茨城県、群馬県、千葉県、埼玉県などに広がっている。また、お茶などへの放射性セシウムの検出状況から、神奈川県、静岡県といった広大な土地に汚染が及んだことがわかる。

とりわけ福島第一原発が立地する福島県では、多くの住民が避難するとともに、立ち入り禁止区域に指定され、農林業生産が大きく制約された。また、水産業についても安全が確保された魚種だけの試験操業が認められているが、本格的な再開に向けての目途は立っていない。

このような震災の実害だけでなく、農林水産業生産者を悩ませているのが風評被害である。作って安全を確認しても売れない、売れても価格が低い、賠償金を理由に値下げを要求される、自分が作った農産物を家族が食べない、いつ収束するかがわからない状況で生産する意欲がわからない、サル・イノシシ被害で農地が荒れて生産できない、といった深刻な問題の出口は震災から３年が経過している現在も見えていない。

その実態を見ると、検査して安全を確認したにも関わらず農産物が売れない、取引価格・市場価格が他産地よりも低いといった直接的な被害が深刻化している。また、農林水産物の放射能検査に係る費用負担、さらには通常の検査よりも厳しい検査を求められることによる費用負担も大きい。

図 I - 1 - 1 放射能汚染マップ (Cs-134、Cs-137の合計蓄積量)



出典：文部科学省HP（2014.1.30）：「放射線広域航空機モニタリング」より引用。

福島県を例にとって、この測定費用を推定してみると、2013年度産米の全量全袋検査の数量が10,148,645点、果樹・野菜・畜産物・水産物・林産物などの農林水産物のサンプル検査の点数が2011年3月～2013年7月までに約30,000点と膨大な数に達している。もし、これらの検査をすべて民間の検査機関に有料で委託したと仮定すると、1点の測定費用を5,000円と安く見積もっても約500億円の費用がかかっていることがわかる（図I-1-2参照）。

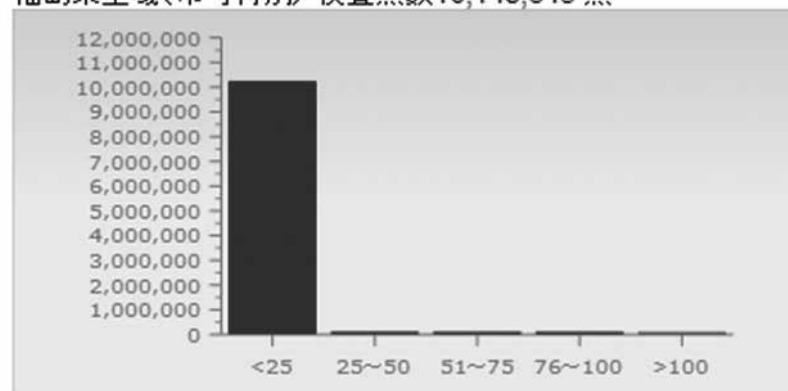
これらの検査にかかる検査機器の購入負担は国が行っているが、測定に関わる労働力については福島県の職員、JAの職員がかなり多く動員されている。この費用を東京電力が負担したとしても、職員が本来の業務に専念できずに放射能検査に従事することの損失ははかりしれない。なお、福島県におけるモニタリング検査は、農林水産物だけにとどまらず、生活空間、土壌・汚泥、食品などについても実施しており、放射能汚染の影響は住民の生活・産業、そして環境等あらゆる場面で発生している。

さらには安全意識が高い消費者との契約栽培で経営を展開してきた有機農産物の生産農家の場合は、契約の解除が続出するとともに、個別相対取引であるため被害額の客観的な把握が困難で補償金をもらえない農家も多い。直売など個人販売を行ってきた農家の場合も売上が減少しても、それを証明する書類が不備で補償金がもらえない事例が多い。その他にも、ギフトなどのカタログから除外された、取引契約を解除されたといった被害も見られる。

図 I - 1 - 2 平成25年度福島県産米に関する全量全袋検査結果

集計結果 平成25年度

福島県全域(市町村別) 検査点数10,148,645 点



<スクリーニング検査>

	測定下限値 未満(<25)	25~50 μSv/kg	51~75 μSv/kg	76~100 μSv/kg	計
検査点数	10,141,979	5,999	199	1	10,148,178
割合	99.93 %	0.06 %	0.002 %	0.00001 %	100 %

<詳細検査>

	25未満 μSv/kg	25~50 μSv/kg	51~75 μSv/kg	76~100 μSv/kg	100μSv/kg 超	計
検査点数	41	3	220	190	13	467
割合	0.0004 %	0.00003 %	0.0022 %	0.0019 %	0.0001 %	0.0046 %

・ このグラフは、便宜上、スクリーニング検査と詳細検査の結果を合算しております。なお、詳細検査を実施したものは、その結果を反映させています。

・ 検査方法毎の詳細内容は、[こちら](#) を御覧ください。

・ 放射性セシウムは、セシウム134とセシウム137の合計値。

・ 割合は、スクリーニング検査と詳細検査の合計点数に対する割合であり、小数点第2位、第4位及び第5位未満を四捨五入しています。

出典：福島県ホームページより

間接的な被害としては、生産する品目の転換、より厳しい除染を行い安全を担保することによる費用増加、エサ・生産資材の値上がり、新たな放射能吸収抑制資材の利用による費用負担の増大などの費用増加がある。また、海外からの研修生の労働力に頼ってきた経営では、研修生の帰国によって労働不足に陥り、経営規模の縮小などの緊急対応を余儀なくされた。

(2) 食品・その他製造業、卸・小売業の風評被害

食品・その他製造業の直接被害については、地元産の原材料を使うことに対する不安、製造過程での放射能汚染への心配などから売上が減少する事態が発生している。また、製造した商品に対する放射能検査の実施で費用負担が増加するとともに、取引停止・海外への輸出のストップといった事態も発生している。卸・小売業の場合は、放射能汚染地域からの商品の入荷のストップや減少、商品自体の販売量の減少、価格の低下といった問題が発生し、売上は量・金額ともに減少している。

間接的な被害では、農産物に関して言えば放射能汚染地域での生産の自主規制や生産者の意欲低下による商品の品揃えの減少、被災地の商品の購入忌避と販売の自粛といった影響が認められる。

(3) 旅行・観光業・レジャー関連産業の風評被害

風評被害の影響が多様な影響を及ぼしているのが観光に関わる産業分野である。宿泊を伴う観光の場合、旅館・ホテルなどの宿泊客の減少、キャンセルが直接的な被害となるが、それに関わる食材・お土産などを提供する企業の売上減少、宿泊客へのベッドサービス等の対応等のサービスの減少といった被害が認められる。また、観光に関わるバス、タクシー、駐車場などのサービス利用者の減少と

いった影響が指摘されている。

間接的な影響としては、外国人スタッフの帰国、地元土産の品揃え低下といった問題が存在する。福島県における観光への影響を見ると、震災直後に大きな落ち込みがあったが、その後の工事関係者の宿泊、避難した被災地住民の受け入れなどにより、宿泊人数の減少は比較的少ない。しかし、観光関連の土産店などの売上は回復していない。

風評被害の影響を最も大きく受けているのは、教育旅行、修学旅行、クラブの合宿などのキャンセルである。教育旅行の受け入れは会津地域が中心であり、福島県内からの受け入れについては福島県が補助金を出して支援したことと、会津が安全であることを福島県民は良く理解しているため、その影響は比較的短期間で終結した。しかし、県外からの教育旅行への影響は大きく、しかも持続していることが表Ⅰ－１－３からわかる。

表Ⅰ－１－３ 震災による教育旅行への影響（会津若松市）

	学 校 数				児 童 生 徒 数			
	H・22	H・23	増 減	増減率	H・22	H・23	増 減	増減率
4 月	26	1	▲ 25	▲ 96.2	2,172	123	▲ 2,049	▲ 94.3
5 月	135	2	▲ 133	▲ 98.5	13,121	150	▲ 12,971	▲ 98.9
6 月	313	20	▲ 293	▲ 93.6	21,575	1,192	▲ 20,383	▲ 94.5
7 月	56	6	▲ 50	▲ 89.3	6,206	898	▲ 5,308	▲ 85.5
8 月	15	2	▲ 13	▲ 86.7	711	143	▲ 568	▲ 79.9
9 月	184	51	▲ 133	▲ 72.3	10,043	2,271	▲ 7,772	▲ 77.4
10 月	105	13	▲ 92	▲ 87.6	7,948	846	▲ 7,102	▲ 89.4
11 月	7	4	▲ 3	▲ 42.9	509	319	▲ 190	▲ 37.3
12 月	0	0	—	—	0	0	—	—
4～12月計	841	99	▲ 742	▲ 88.2	62,285	5,942	▲ 56,343	▲ 90.5

資料：会津若松市より提供

出典：とうほう地域総合研究所「県内観光産業の震災による被害と回復状況」『福島の進路』2012.6、13頁

日帰り観光、レジャー観光の場合は、レジャー施設の利用率の低下、駐車場収入の減少、サービスエリアの利用客の減少、土産店の売上減少といった問題が指摘できる。

このように観光・レジャー産業への風評被害の影響は多様で広がりが高く、その影響を正確に把握するのが難しい。

(4) その他の産業への影響

その他の産業への影響は、意外なものがあって興味深い。スポーツウェアの売上減少、プール消毒薬剤の売上減少があるが、子供・児童・学生を中心に外でのスポーツの制限・自粛の影響と思われる。また、農産物、食品などを中心に放射能汚染地域の商品生産の減少は、運送用資材、印刷用インクの売上減少をもたらしていることがわかる。

さらに、外国人学生の確保で定員を満たしていた地方の大学にとって、今回の放射能汚染の影響により学生が帰国して帰ってこない、留学生が集まらないといった問題が発生している。また、中小企業や農業における海外からの技能実習生の帰国と、募集しても集まらないといった影響は、海外の安価な労働力に頼って経営を行っている地方の中小企業や農業にとって死活問題である。

(5) 買い叩き問題と倫理観

震災に対する世界の報道を見ると、被災された人々が避難所で自らコミュニティを創って整然と生活している姿や、支援物資の配給を整然と待っている姿が配信され、日本人の道德観、危機への対応能力の高さが賞賛を受けたことは記憶に新しい。また、避難地域に指定され、主を失った家々が荒らされずに姿を保っていることに対する日本人のモラルの高さを聞くことも多い。しかし、その一方で被災直後に被災地のコンビニが荒らされたこと、津波被害地域に不審者が現れたことも事実であり、美談だけではない、負の部分があることも事実である。

また、売れ残りが予想されていた福島県産のお米が販売価格を下げて売り切っていることも事実である。こうしたお米は外食、惣菜など、主として安価なコメを求める業者から引っ張りだこであるとも聞く。また、明確な数字として把握することは困難であるが、「東電が補償するのだから安くてもいいだろう」、「売る方も放射能汚染地域の農産物売る場合に売れ残りのリスクがあるから安くして欲しい」、「国が定めた基準値よりもはるかに低い測定値の提示を求められる」といった話を被災地の関係者からよく聞く。しかし、こうした買い叩きの実態を数字で把握することは現状では困難である。そのような中で放射能測定を業務とする(株)同位体研究所への検査依頼に関するニュースを見ると、震災後、東日本と西日本からの依頼の内容が、大きく異なっていることを指摘している。すなわち、自治体や食品メーカー、生協などからの依頼のうち、産地判別依頼は月約400件、このうち西日本が約300件と多い。一方、放射能検査は月約4,000件の依頼のうち、東日本は3,800件であることを報告している。すなわち、被災地の農産物を安価に購入して、産地表示しないで関西方面で販売するという行為が警戒されていることを示している²。

また、マスコミなどの報道に関してもことさら基準値を超えた農産物が出たことの報道が中心であり、ほとんどの農産物は基準値以下であるという報道はしない。こうしたスポット的に基準値を超えた農産物があるという報道は、その点数が例外的に少数であっても人々の不安を常に喚起し、風評被害の終結を大きく抑制する。

² 神奈川発コミュニティーサイト カナロコ記事 (2011.10.3)
<http://news.kanaloco.jp/localnews/article/1110030006/>

買い叩き問題に関しては、マイケル・サンデル³が、便乗値上げの妥当性を哲学的に考察しているように、正常な経済行為（安く購入して安く販売する）なのか、あるいは社会道徳に反する行為（暴利を貪る）なのかの判断は倫理学からみても極めて難しい問題として取り上げられている。また偏ったマスコミの報道に関しても、報道機関の側からすれば、まだまだ放射能汚染は収束しておらず、社会的に大きな問題があることを社会に喚起するという視点に立てば正当化されてしまい、反論の余地がなくなってしまう。

要するに、買い叩き問題、報道のあり方問題に関しては、どのような視点から評価するかという問題であり、放射能汚染の被害者のサイドからは、その問題を強く指摘して問題の実態を多くの人々に知ってもらうことが重要である。

3. 風評被害実態の総括的評価

すでに第1節で述べたように、福島第一原発から放出された放射性物質に起因する風評被害は、単に農産物や食品だけにとどまらず、多くの商品・サービスの販売・取引に多様かつ深刻な影響を及ぼしていることがわかる。その影響範囲は、農業、製造業、商業、運輸業、観光業などの多様な産業分野に広がっている。また、被害の実態も商品やサービスの売上減少、取引停止、買い叩きと多様であり、実害が把握できるもの、把握困難なものなどがあり、風評被害の算定を困難にしている。

今回の風評被害の原因は、福島第一原発のメルトダウンによる放

³ マイケル・サンデル・鬼澤忍訳『これからの正義の話をしようーいまを生き延びるための哲学ー』早川書房、2012年

射能汚染と明確であり、風評被害をもたらす影響物質が福島県を中心に東日本一帯に広がるという特徴がある。そのため、格好の報道のターゲットとなり、連日センセーショナルな報道が繰り返されることとなった。また、放射能というこれまでに経験が無い未知の汚染物質による影響への恐怖、さらには相異なる専門家の意見（特に原発反対派と原発賛成派の意見対立）は、専門家に対する信頼を失わせるとともに、政府が設定した暫定規制値、基準値に対する不信感をもたらし、正確な情報が得られないという恐怖に基づく商品・サービスに対する買い控え行動を誘発し、社会混乱をもたらした。

また、野菜から高濃度のダイオキシンが検出されたというテレビ報道によって野菜価格が暴落した事件（1999年2月）では、原因物質が取り除かれると同時に、次第に人々の記憶が薄まり、風評被害は沈静化するというプロセスを辿っている。しかし、放射性物質という原因物質は半減期がストロンチウム28.8年、セシウム137で30年と長く、原因物質が長期間にわたって影響を及ぼし続けるという厄介な特性をもっている。また、福島第一原発の廃炉作業もいつ終了するかわからないという状況にあるとともに、汚染水の処理が進まず、放射性物質の海への放出が懸念されている。さらに、国民の間には、今でも多量に放射性物質が放出されているのではないかと不安が根強く残っている。すなわち、風評被害の原因は取り除かれずに、放置され、人々を常に不安と隣り合わせにしているという状況にある。

また、こうした不安を煽るのがマスコミ報道である。特に汚染水の問題は、2020年東京オリンピック開催決定の大きな論点となり、人々の記憶に強く焼き付くこととなった。そのため、汚染水漏出問題はマスコミの恰好の標的となり、連日の報道で人々の不安を高めている。また、小泉元首相の「脱原発」発言は、マスコミの恰好の

ニュースソースとなり、原発が抱える問題を国民に認識させる契機となっている。

震災から3年が経過し、放射能による被害や健康被害、安全な基準値に関する情報について国民は一定程度は理解し、2011年3月の福島第一原発爆発による放射能汚染が明らかになった当時のような、情報が無い、あるいはあっても不確定であるという当時の恐怖は去り、ある程度の評価を自分で行っているように見える。しかし、放射能の健康安全基準については、専門家の間でも意見が異なっているのが実態であり、不安は完全には払しょくされていない。さらに、現在でも基準値を超える農産物が出ているという実態がこうした不安を高めている。

このように、放射能汚染を契機として拡散した風評被害は、その収束の出口が見えないまま、放射能汚染地域の農業・製造業・運輸サービス・観光サービスなどの多様な産業分野に大きな影響をもたらして、復興を遅らせている。

4. 風評被害がもたらす問題の深刻さと要因

(1) 深刻さの実態

風評被害がもたらす深刻さの考察に入る前に、2013年に筆者らが行った調査結果（回答者数820人）の数値を見てほしい。表Ⅰ－1－4は、「親しい人に福島県産のモモ、リンゴなどを贈答できるか」、「放射能の検査体制を強化することによって風評被害は収束するか」という質問に対する一般の人々の回答を集約したものである。

農産物の贈答に関する調査結果を見ると、4割が「できる」と回答しているが、「できない」26%、「わからない」33%となってお

り、6割近くが躊躇していることがわかる。また、風評被害の収束に関しても33%が「収束しない」、37%が「わからない」と回答しており、7割近くの人々が風評被害の収束に疑問を感じていることがわかる。

表 I－1－4 風評被害の収束に関わる人々の意識調査結果

質問1 親しい人に福 島県産のモ モ・リンゴ等 を贈答できる か	回答数：人 (回答割合：%)	質問2 放射能検査体 制の整備によ って風評被害 は収束する か	回答数：人 (回答割合：%)
できる	329 (40.1)	収束する	230 (28.0)
できない	212 (25.9)	収束しない	271 (33.0)
わからない	271 (33.0)	わからない	304 (37.1)
無回答	8 (1.0)	無回答	15 (1.8)

出典：筆者研究室調査結果より作成

なお、福島県の普及指導員32名に対して同様な調査を実施した結果、果実の贈答に関しては、相手の意思を確認して贈るが55.3%、できる25%、できない6%で、できないという回答は少ない。風評被害の収束については、しばらく収束しない40.6%、かなり長期間収束しないが40.6%を占め、その影響が長期間にわたると考えている⁴。

今回の福島第一原発の爆発事故に起因する放射性物質の広い範囲の拡散がもたらす風評被害の影響の深刻さは、次の5つに整理す

⁴ ルハタイオパット プウォンケオ・松本静香・星 誠・山口沙也香・門間敏幸「農産物風評被害の実態と克服方向」東京農業大学・相馬市編『東日本大震災からの真の農業復興への挑戦』ぎょうせい、2014年

ることができる。①影響範囲の広さ、②影響期間の長さ、③商品・サービスの代替可能性、④損害賠償の存在、⑤強く恐れる階層の存在とその影響の強さ。

以下、風評被害に及ぼすこれらの5つの要因の特性から、福島第一原発に起因する風評被害の深刻さを浮かび上がらせることとする。

(2) 風評被害を規定する5つの要因の特性

1) 影響範囲の広さ

既に述べたように、影響範囲の広さはその影響を受ける「地理的な範囲の広さ」と「影響を受ける業種の広さ」から評価することができる。まず、地理的な広さであるが、関東以南での影響が特に深刻であったのがお茶である。お茶の場合、生葉から茶葉に乾燥する過程で放射性セシウムが濃縮されるため、暫定規制値、基準値を上回る製品が各地で検出された。基準値（100Bq/kg）を上回る放射性セシウムが検出された茶の産地を挙げると、静岡県産茶、狭山茶（埼玉県）、足柄茶（神奈川県）と広範囲にわたっている。しかし、汚染した枝葉の除去、強い剪定の実施、放射性物質吸収抑制資材としてのカリウムの投入により、お茶の安全性は確保されていった。

また、福島第一原発の爆発直後に生産されていたハウレンソウ、ニラなどの葉物野菜では、関東地方を含めた広範囲に影響がみられた。しかし、生産の回転が速いこれらの葉菜類ではその後の深耕、ゼオライトやカリウムなどの吸収抑制資材の活用、ハウス管理などの対策を確実に実施することにより、その後は基準値を超える商品は出回らなくなり、消費者の購買活動も平常に戻っている。その他の野菜についても福島第一原発の爆発当初は放射性物質の影響を受けたが、その後の吸収抑制対策の実施により基準値を超える野菜はほとんど検出されなくなった。

なお、比較的広範囲の影響がみられたのが永年牧草である。永年牧草の場合、牧草を更新する以外に除染、吸収抑制技術を導入するのが困難であり、米や野菜などの作物に比較して対策は遅れ、その影響は長引いている。また、比較的小さな子供が良く飲むという牛乳の特質、さらには牧草から牛乳に放射性セシウムが移行しやすいという特質、さらには多くの生産者の牛乳が混合されるという特質から、乳業メーカーの牛乳に対する放射能基準値は一般食品に比べて低く設定され、生産者には厳しい対応が求められ、その影響は広い範囲に及んでいる。また、肉用牛に関しては、厳しい検査をすり抜けて基準値を超える放射性物質に汚染された牛肉が市場に出回り、消費者の不安を掻き立てたことも記憶に新しい。

さらに、山菜、天然のきのこなども、植物の特性、山林という生育地の特性、除染や放射能の吸収抑制が出来ないという特性から、その影響は広範囲に表れている。なお、山林については、現在に至るも汚染の実態は全国規模で明らかされていない。研究者の調査によれば、林木の内部にまで放射性セシウムが入り込み、その影響は年々深刻化していることが警告されている⁵。しかし、森林の放射能汚染の広がりや、まだ十分に解明されているとはいえない。

2) 影響期間の長さ

これまでの農薬汚染などに比較して、今回の放射能汚染に起因する風評被害は長引くことが予想される。何年続くかを断言することはできないが、福島第一原発の廃炉までに発生が予想される様々な問題に関してマスコミの報道は続くであろうし、不測の事態が発生

⁵ 林隆久「樹木の放射性セシウムの動態の解明と森林除染戦略」東京農業大学・相馬市編『東日本大震災からの真の農業復興への挑戦』ぎょうせい、2014年

する恐れもある。さらに、半減期30年のセシウム137を考えれば、その影響は50年以上続くことが予想される。チェルノブイリ事故から27年が経過したウクライナにおいても放射性物質の濃度は、原発爆発当時の2分の1程度に減少はしているが、その影響は極端には減少していない。また、キエフの市民に対する調査結果を見てもその風評被害の影響は今後もしばらく続くという意見が多い⁶。

風評被害に関する以上の状況は、今回の風評被害を長引かせることを予想させる。しかし、風評被害の影響は安全な農産物を被災地から生産・出荷し続けることで、徐々に薄れていくであろう。しかし、そのためには、基準値を超える汚染された農林水産物や加工品、その他の製品を市場に絶対に出さないことが基本的な条件となることは言うまでもない。

3) 商品・サービスの代替の可能性

もし、放射能汚染の被害を受けた商品・サービスに対して他に代替商品が存在しないならば、当該商品・サービスの安全性が確認されていれば風評被害は相対的に長引かないであろう。

例えば、風評被害の影響が良く指摘される福島県産の農産物に関しても、他の産地の供給が逼迫して品不足となれば、福島県産と他産地産の農産物の市場価格差は縮小する。一方、供給が需要を上回り過剰になった場合は福島県産の農産物の市場価格は他産地よりも大きく下落する。すなわち、代替財の存在と市場供給量の大小が風評被害を左右する。例えば、賞味期限切れの商品を偽って販売した「白い恋人」や「赤福」については、すでに売上を回復している。

⁶ Volodymyr Ganzha「チェルノブイリ原発事故による放射能汚染の実態と農産物・食品の風評被害の評価」東京農業大学・大学院国際バイオビジネス学専攻修士論文、2014年

このような結果がもたらされた背景には、問題の原因が取り除かれたことと、これらの商品に取って代わることができる代替商品が誕生しなかったことも大きな要因として指摘できるであろう。

商品・サービスの代替性という視点で考えた場合、被災地で生産・提供される農産物、食品、その他の製品、観光などの商品・サービスは、いずれも他産地の商品・サービスで代替が可能であるため、風評被害の影響が相対的に長引いているとみなすことができる。

4) 損害賠償の存在

今回の風評被害に関しては、客観的にその原因が特定されれば、東京電力から損害賠償を引き出すことができるということも風評被害を長引かせている一つの原因とみなすことができる。損害賠償があるために安く買い叩いても、被災地の生産者は賠償金がもらえるという評価が、買い叩きの原因になっている。特に代替財が存在する場合には、その傾向は顕著になるであろう。また、損害賠償はすべての事業者がもらっているわけではないが、購入する側にはそのような背景を区別することなく、一律に買い叩きを行う場合が多いと思われる。

また、このことは風評被害の直接の影響とは言えないが、風評被害の損害賠償をもらえる人と、もらえない人との間に被害の格差をもたらしている。特に有機農産物を生産し、個人で販売している農家や個人で農産物を直売している農家の場合、風評が原因となり売上が減少したことを証明する書類の不備や個人で東京電力（株）を相手どって損害賠償訴訟を起こす労力・知識の欠如、そして費用負担面から泣き寝入りせざるを得ない状況になっている。こうした損害賠償の格差が、地域の農家のまとまりに微妙な影響をもたらして

いるといったことも復興を遅らせる要因として作用している。

5) 放射能を強く恐れる階層の存在と、その影響力の強さ

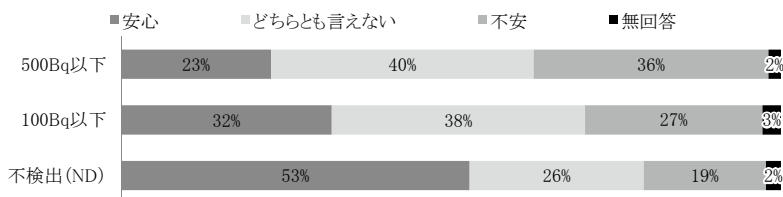
図 I - 1 - 2 は、筆者らが2011年と2012年に実施した風評被害調査の結果の一部を示したものである。

この調査結果から、現在の農産物・食品などの放射性物質の基準値や測定方法、測定結果の安全性に関して、2011年には500ベクレル以下と100ベクレル以下の基準に対して、「どちらともいえない」及び「不安」と回答した人の割合が50%を超えていたが、2012年には4分の1以下に低下しており、知らないことによる恐怖は薄らいでいることがわかる。しかし、2012年末でも100ベクレル以下の基準に対して、「若干不安」及び「とても不安」と回答している人が約10%程度存在する。また、その他の調査結果や実態調査の中でも、放射能を強く恐れる階層が一定数存在することが示されている。

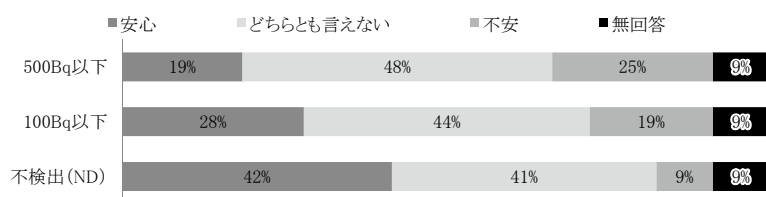
こうした階層には、放射能に関する知識も豊富で、様々な情報を収集して放射能の安全性を評価している人も多い。また、小さな子供がいるため危険なものをできる限り回避しようとする親も多い。こうした階層に関しては、安全性をいくらPRしても不安の払しょくはかなり難しいことが予想される。また、放射性物質のリスクに関する明確な意思をもった消費者が他の消費者に与える影響は大きく、風評被害の影響は長く続くことが予想される。特に被災地における学校給食への地元食材の利用、被災地への教育旅行や修学旅行への生徒の派遣などでは、一部の反対者を抑えて無理に実施することは難しく、風評被害が持続することが予測される。

図 I-1-2 農産物の放射性物質の検査方法と基準値に対する消費者の評価

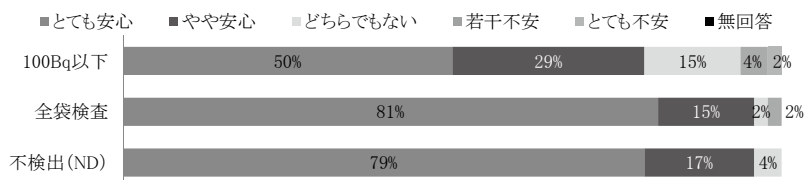
< 福島県民－2011 年 12 月 >



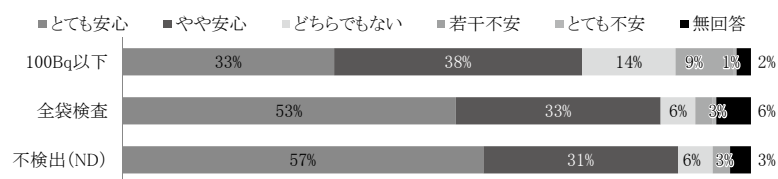
< 神奈川県民－2011 年 12 月 >



< 復興支援イベント：復興応援者－2012 年 10 月 >



< 一般農業イベント：一般消費者－2012 年 10 月 >



出典：筆者調査結果より作成

第2章

東京電力福島第一原子力発電所 事故災害における風評被害のメカニズム

東洋大学社会学部准教授
関谷 直也

1. 風評被害の定義

過去に「風評被害」とされた事例をまとめると、風評被害とは、ある社会問題（事件・事故・環境汚染・災害・不況）が報道されることによって、本来「安全」とされるもの（食品・商品・土地・企業）を人々が危険視し、消費、観光、取引をやめることなどによって引き起こされる経済的被害を指す。

放射性物質汚染、環境汚染、食中毒などによって危険性のある安全でないものが売れないのは当然である。だが、それらとは別に、安全にもかかわらず売れないため問題となってきたのである。これは筆者が勝手に定義している訳ではない。過去の風評被害と言われた事例を辿ると、こう概括される¹。

では風評被害の原因とは何だろうか。

2. 風評被害の原因

（1）メディア

風評被害の原因の1つは、「メディア」である。事件、事故、災害が発生したときに、その事実を報道するのは報道機関の役割である。報道機関が、そもそも現代社会において、大規模な事件・事故、災害が発生した場合に、それを大きく報道しない訳にはいかない。その意味では風評被害は報道の副産物であり、情報過多社会における自然災害、環境問題、食品汚染、経営悪化などの被害の1つの形態であるといえることができる。

¹ 歴史的な経緯の詳細や一般的な風評被害の特徴については、関谷直也『風評被害－そのメカニズムを考える』光文社新書、2011年を参照されたい。

ある社会問題が報道されるということは、ある土地、ある商品、ある会社に対する悪いイメージを、メディアを使って伝え続けるようなものである。「この土地は危険だ」、「この商品は危ない」、「この会社は危険だ」といった報道は、マーケティング的に考えれば、事件や事故の報道の中で「この土地、この商品、この会社には問題があります」という企業価値、商品価値を下げるような宣伝活動が行われているようなものである。すなわち「負」の広告効果（広報効果）である。

風評被害に抗おうとすることは、メディア産業の産業的基盤である「メディアとしての媒体価値＝広告効果」を否定することにほかならない。メディアに媒体価値があると考ええる以上、抑止することは不可能と考えるべきである。

（２）流通

風評被害の原因のもう一つは、流通である。

１）商品・サービスの代替性

流通が発達していない時代は基本的には地元のものを食した。日本及び先進国の多くの国においては流通の発達の結果、農産物に限らず、必ずといってよいほど「代替物」がある。全国の市場が相互依存しており、代替品を全国に求めることが可能である。代替可能である商品・サービスは必ずしもその商品、その土地の商品である必要性がなく、風評被害が発生しやすいのである。

たとえば、福島県産の農産物に限定すれば、きゅうり、もも、あんぽ柿などは、そもそも福島県産に対する代替産地が少ないので、あまり取引量減少及び価格低下はみられなくなっている。他産地の生産量など市場の需給バランスに隠れてしまっているといえる。ただし米に関しては、全国に代替品目があるために取引量減

少及び価格低下が顕著である。とくに在庫がある冬から夏にかけては、この影響が極めて大きく震災前と比べ落ち込みが顕著である。

かつ、流通の中で、1度店舗や販路において、そのシェアが他産地の商品に代わってしまうと（「棚が奪われて」しまうと）、販路が途絶える。それを取り戻すのは容易ではない。長期間、流通が滞ってしまったことによって、この回復が難しくなっているという問題もある。

2)「風評」の集団的増幅—市場関係者の過剰反応

そして市場関係者や流通業者は何か事故や環境汚染などの問題が起きたとき、「『人々が安全か危険かの判断がつかない状態では問題となっている食品・商品を忌避する』に違いない、だから売れなくなるだろう。だから価格を下げよう。取引は遠慮しよう」と考えるのである。

一般的に言えば、ある事件・事故・環境汚染・災害に関して、あまり報道がされていない場合には、報道の影響を受ける人は多くない。だが、その問題についての関係者（市場関係者も含めて）は関心があるし、周りに話題にする人も多い。報道量が少なく、一般市民がその問題についてあまり知らない段階でも、市場関係者・流通業者は、その少ない情報にも強く関心を持っている。よって報道量が少ない段階でも「市場」は過剰に反応するのである。

流通の用語で「ブルウィップ効果」というものがある。ブルウィップとは遊牧民が家畜を導くときに使うムチのことである。ムチは、手の少しの動きが手元から離れたところでは大きくなって伝わる。ここから転じて、流通において、売り場から離れ、サプライチェーンの上流にいけばいくほど長期の需要を予測する必要があるので市場の変化に過剰に反応し、結果として需要の変動が増幅され

てしまうことを指している。食品・商品の安全性が問題となってしまうような場合、少しでも問題があれば、流通の上流部では過剰な反応が行われるのである。

3) 「風評」の自己成就一負のスパイラル

情報の受け手は、クレーム、ヘイトスピーチをする人の「全体に占める割合」ではなく「量」に注目し、多く見積もってしまいやすい。いうならば大勢の人々は「福島県産」を拒否もしていないし、復興支援のイベントを支持しているにもかかわらず、一部の人々へのクレームに行政が反応してしまっている。そして、これらが常態化すると、クレームをいう人が出てこなかったとしても、組織の運営者（学校関係者）、経営者（流通業者）、企画者（旅行代理店）が、それら一部の人の声を先回りして対応をはじめめる。こうなると、消費者から特に声があがらなかったとしても、報道だけで農作物の消費や観光がストップしていくことになる。

また、これは量販店対策、店舗の売り場の回復（いわゆる「棚」の回復）の問題でもある。一部の消費者がクレームをつけてきたり、問い合わせをしてきたりした場合には店舗で説明をしなければならないが、その説明が大変であるのであえて先回りして、それらを置かないのである。ゆえに、結果として、特に仲卸から小売りの段階、また、量販店などで拒否されることになるのである。

これらはお中元・お歳暮など友人・知人への贈り物や嗜好品等、自分自身のための消費よりも、他者のための消費においても顕著に表れる。例えば、果樹などに典型的なギフト・贈答品としての購入形態である。購入する贈答者自身が大丈夫だと思っていなくても、ギフト・贈答品を受け取る人がどう思うかはわからない。またその受け取る人の家族がどう思うかはわからない。ゆえに、購入する贈答

者やそのラインナップを考える小売店は敬遠する傾向が強くみられる。これらは代替可能性のある生活必需品ではない商品、サービスに必ずつきまとう問題である。

こうして流通業者（仲介業者）と消費者の負のスパイラルが成立していくのである。

4) 「風評」の事実化

流通業者の中には個人として自身は福島県産を「安全」だ、と考えている人も多い。だが、消費者には無理に福島県産ないしその周辺県産を買う理由はない。よって小売りで拒否されるかもしれない、売れないかもしれないという段階では、中々流通は元には戻らない。

その中で生産者、組合、流通業者、量販店など農作物の販売に関わる人々の間でいくつか「神話」が生まれてきている。それは、地産地消、地元での消費や地元での「給食」が完全に再開されないことについて、「地元の人が不安な食品を県外の人が食べようとするはずがない」というものである。この種の「神話」としては、他にも福島県産を中心に「子育て世代の拒否感が極めて強い」、「西日本の不安感が強い」、「露地ものは不安視されている」といった言説がある。これらは農業関係者、流通業者の中で定説となっている。

だが、これらを示す調査データはない。「子育て世代の拒否感」については、若干程度不安感が強い程度であり、「西日本の不安感」については逆の調査結果（西日本や関西圏の人の方が不安感は低い）が複数でており、その言説を証明するデータはない。「露地ものは不安視」という点については、福島県内で若干その傾向がみられるものの、他の地域ではこのような傾向はない。これら消費者

に関する「神話」が生産者、組合、流通業者、量販店の中での共通する言説となり、価格下落、取引量減少という現状を是認し、流通が滞っていることを事実化していくのである。

なお流通業や小売店が、福島県産品を扱わないのは、農家の生産物に対する賠償と異なり、流通における賠償方法基準が明らかでないという理由もある。そして、生産者に対しては賠償があることを理由に生産者側への買い叩き（値を下げさせる）があることも現実である。

「安全な食品ならば積極的に販売・購入すべき」、「福島県産の食品を適正に販売・流通させる施策をとるべき」という考えを持つ人は8割を超えている。これについては、流通業に関する社会的責任として、この分野の長期的な課題といえよう。

(3) 安全

さらに風評被害のもう一つの原因は「安全」である。この「安全」をめぐる様々な問題が発生している。最初に述べたように汚染されているものが買われないことはある意味当然である。風評被害とは安全にもかかわらず売れないというものを指す。よって、この「安全」という境界をどのように考えるのかが大きな論点になる。

1) 「安全」のパターン

「風評被害」において被害を受けた食品・土地・商品・企業が「安全」と判断されるパターンとしては食品にかざれば大きく分けて2つある。

第1に、巻き添えによる被害である。これをさしづめ「風評の般化現象」と読んでおきたい。この場合、食品・商品・土地の「安全」は、そもそも問題とされていない。報道の対象になっておら

ず、汚染が考えられてない「近隣の土地」、「関連する食品・商品」まで、巻き添えになって忌避される場合がある。この関連するものが忌避される現象は、先にあげた「リスクの社会的増幅理論」ではripple effect（さざ波効果）と呼ばれる。

地理に対する人間の認識はきわめていい加減なものである。自分が在住していない都道府県の地理、自分が行ったことのない諸外国の地理はよくわからなくて当然である。行ったことのない土地の事情は、地理的なことを含めてなかなか分からない。いわゆる「土地鑑」がないからである。

福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）事故以降は、出荷制限の対象となった品目だけでなく、価格下落や取引拒否の対象が、同類品目、同産地の品目へ拡大する傾向があった。また、ほとんどが極めて汚染程度の低い宮城県、岩手県の実産物や茨城県産の農産物についても品目によっては風評被害の影響が残っているのはこの問題ともいえる。これ以外の地域に住む人にとってはこれらの地域を汚染されたイメージで捉える人もいるのである。

海外では日本全体が汚染されたイメージを持つ人（国）もあり、日本全体で工業製品までもを含めて輸出で障害となり、観光については西日本までも影響を受けている。

第2に、「科学的安全」である。食品・土地・商品が「科学的・確率的に危険性がほとんどない、極めて低い」とされる場合である。政府や自治体などの行政、関連企業に携わる人、科学者等は風評被害の影響を被っている食品・商品・土地について「安全である」とやっきになって主張する。だが、情報が少ない、安全性が理解されない、安全宣言を出す主体が信用されないなどの様々な理由からそれらが安全だとは思われない（安全か危険かはっきりしない）。多くの人々には、安全かどうかを判断する術がないという

「情報の非対称性」が存在する。

2) 政府の決めた「安全」

ただ、東日本大震災（以下、「震災」という。）が発生してから問題になっている風評被害については、さらにこの「安全」という意味を巡って混乱が生じている。なお、ここでは食品中の含有放射性物質に絞って論じることにする。

震災に伴い福島第一原発事故が発生し、放射性物質汚染が不安視されはじめた2011年3月17日、食品衛生法6条2号の規定に基づき、食品中の放射性物質に関する「暫定規制値」が原子力災害対策本部の決定により定められ、食品の出荷制限等の規制措置として、500Bq/kg（乳製品については200 Bq/kg）が基準とされた。

その後2011年10月27日には食品安全委員会が、放射性物質に関する食品健康影響評価として、過去の疫学的なデータから「汚染された食品の摂取により追加的に被ばくする放射線量について、食品を適切に安全に管理していく際に考慮していく値は、一生涯にわたり概ね100mSv」と定めた。

2012年4月1日に、厚生労働省は食品衛生法第11条第1項に基づき、codex委員会（食品の国際規格策定機関）による原発事故に適用するためのガイドラインの基準を踏まえ、摂取量年間1 mSvをベースとして基準値（一般食品：100Bq/kg、牛乳及び乳児用食品：50Bq/kg、飲料水：10Bq/kg）を設定した。この規制では、自然界からの被曝量より食品からの追加的被曝量の方が小さくなることから、「安全である」というロジックで健康影響面での安全性が説明されている。

このように2011年3月17日に出荷制限をかけないという意味で、政府としては公的に「安全」は「暫定規制値（500 Bq/kg、乳製品

は200 Bq/kg) 以下」を指すこととした。そして、食品安全委員会での科学的な議論を踏まえ、2012年4月1日には規格(安心)基準として、「基準値100Bq/kg(乳製品は50Bq/kg)」を指すこととした。だが、それでも風評被害は払しょくされなかったのである。

3) 人々の決める「安全」としての「許容量」

政府が定めたとしても、科学的に研究者の間で合意がとれていたとしても、人々が「安全」、「大丈夫」と思わない限りは意味をもたない。

風評被害におけるこの「安全」に関する議論として、いま1つ押さえておく必要のある概念は「許容量」である。実際に放射性物質が飛散し、検出されたことは事実である。食品中の含有量や年間被曝量の基準値なども含め、事故当初のように安全性について、科学者や専門家においても議論が分かれるような状態では問題が全くないわけではないので、これは、社会として個人としてどこまでリスクを許容するかという「許容量」の問題といえる。

福島第一原発事故では実際に放射性物質が飛散しているため、「ある程度放射性物質が検出されている」ものについて、人々が不安を抱くのは当然である。これは福島第一原発事故より前に問題になった風評被害とは性質を異にするものである。

これに対して、「許容量以下なので安全である」から風評被害だという人もいれば、「許容量以下でも安全ではない」から風評被害ではない(実害である)という人もいた。この「風評被害である／ない」をめぐる議論することは、風評被害についての議論が錯綜しているというよりも、安全に対する基準値の議論であった。許容量そのものが揺れていたに過ぎないのである。

3月11日の震災前までの段階で、この「安全」とは「放射性物

質の飛散がない」ことを指していた。だが、3月11日の後、出荷制限をかけないという意味で、政府としては公的に「安全」は「暫定規制値（500 Bq/kg、乳製品は200 Bq/kg）以下」を指すこととなった。2012年4月1日以降は安心を求める基準として、「基準値100Bq/kg（乳製品は50Bq/kg）」を指すことになった。

しかし、セシウム134（Cs134）の半減期2年を過ぎ、吸収抑制策などの成果もあり、時間の経過に伴い食品に含まれる放射性物質の値は低下してきた。また、放射能検査の現場における実態としては、多くが時間とコストを考慮して検出限界値25Bq/kg、12 Bq/kg、10 Bq/kgを導入している。これらが相まって、福島第一原発事故から時間をかけて生産者・流通業者・消費者の間で事実上、結果的に合意した許容量として検査機器の設定した検出限界では放射性物質は検出されなかったという意味の「ND（検出限界値以下）」がデファクトスタンダードとなってきた。

4）現段階の風評被害

つまり、風評被害とは「安全であるにもかかわらず生じる経済的被害」ということには変わりがない。事故当初の段階では、公的には政府が定めた基準以下ならば安全であるとして、この基準以下で人々が商品を買わないことによって生じる経済被害を「いわゆる風評被害」といつてきた（原子力損害賠償の指針では、これは「いわゆる風評被害」と称されている）。だが、現実的にはこの段階では風評被害か実害か、議論が分かれるところであった。

それから時間が経過し、現段階の風評被害で問題となっているのは、このND（ほぼ流通している食品がこの状態）の状態が発生する経済被害のことである。

もちろんこれは政府の定めた「基準値100Bq/kg（乳製品は50Bq/

kg)」以下であるので、政府としても「いわゆる風評被害」に含まれるし、この基準を政府は崩していない。とはいえND以上のキノコ類、山菜、野生動物の肉などに関しては、政府の基準値以下であっても、ある意味、やむを得ないものとも考えられており、風評被害だという問題意識を持つ人は少ない。

福島第一原発事故後、数年かけて生産者・流通業者・消費者の間で許容量として結果的に合意することとなったデファクトスタンダードとしての事実上の安全基準は、「ND（検出限界値以下）」であったのであり、現段階の風評被害で問題となっているのは、この「ND」（流通している食品の現状）にもかかわらず発生する経済被害のことである。

3. 風評被害をめぐる心理と消費選択の自由

まだ福島県産などを避けている人の中には、放射線、放射性物質に関して「なんとなく怖い」「なんとなく不安」という感情が払しょくできていない人が多い。

そもそも、流通が発達した現代社会においては、個々人には消費選択の自由がある。自分が欲しい商品を買うことが前提である以上は、買いたくないものをあえて買う必然性はない。何を食べるかは本人が決めるべきことであって、一人一人の考え方を強制することなどできない。恐怖心は「安全弁」である。異質なものの、尖ったものなど、危険と覚えるものに対して恐怖を感じることは、人間として生得的に身につけてきた当然の合理的な心理である。自分自身や家族の「不安」を回避するということも、心の面から考えれば合理的である。不安に思っているものを避ける個人の判断を否定する論理はない。

まして福島第一原発事故においては、初期段階で放射性物質の拡散の情報が適切に国民に知らされておらず（SPEEDIの問題）、事故直後のモニタリングデータは公表されるまでに時間がかかった。このように科学的にはっきりとした情報を得られない時期が長く続いたので、疑心暗鬼になるのも当然だった訳である。

おわりに

生産者側や安全面に問題がなくともイメージが少しでも悪くなったものは、消費者の選択肢から外され、商品価値が下がる。福島第一原発事故の与えた心理的影響は極めて大きく、福島県の農産物や食品に関する認識上のスティグマ（烙印）という意味では決して風化しているわけではない。事故が大規模であること、そして長期間にわたって対策を打ち続けなければならないこと、これが、直視して受け止めなければならない厳しい現実である。

風評被害の原因は、マス・メディアなどを通じて情報が大量に伝えられていること（メディア）、全国に流通が行き渡っていること（流通）、人々が「安全」を求めていること（安全）にある。これら前提条件は容易に変えられるものではない。ゆえに、福島第一原発事故における風評被害は、情報過多社会における災害被害の1つの形態であるということができる。

風評被害のメカニズムは概括すると上記のようになる。ただし、だからといって、科学的に安全なものが流通していかないことを認めるべきではない。現実、今はほとんどNDであること、徹底した吸収抑制策や検査体制を確立しているという揺るぎない事実を伝え続け、この風評被害を払しょくしていかねばならない。

第3章

いわき市の風評への対応（取組み）について

いわき市 「見せます！いわき情報局見せる課」 課長

西丸 巧

はじめに

福島県いわき市は、福島県の東南端に位置する、人口342,249人（2010年（平成22年）国勢調査）、市域面積1,231.35平方キロメートル、昭和41年、5市4町5村が合併して誕生した市である。

2011年（平成23年）3月11日、東日本地域は世界で4番目の規模といわれる地震に襲われ、いわき市においても建物崩壊や津波による甚大な被害に見舞われた¹。そして、翌日の午後3時36分、東京電力(株)福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）

1号機原子炉建屋で水素爆発が発生した。この時から当市をはじめ、福島県の全市町村が風評を受けることとなった。

いわき市では、風評の早期払しょくに向け、行政のみならず、生産者、関係機関・団体が一丸となって「いわき見える化プロジェクト」を展開している。本稿では、その取組みについて紹介する。

1. 風評の発生について

我々にとって風評はこれまで全く未知の出来事であり、正直に言えば、筆者自身も平成11年に起きた茨城県東海村のJCOの臨界事故の際に、茨城県産の「干しいも」を敬遠したことがあった、ぐらいいしか思いつかなかった。そのため、震災直後の苦闘の連続から風評への認識まで、時間を要することになった。

（1）2011年（平成23年）3月11日直後のいわき市

2011年3月11日午後2時46分、私は中山間地域等直接支払交付事

¹ 東日本大震災におけるいわき市の被災状況や対応状況、復旧・復興に向けた取組みについては、いわき市『いわき市・東日本大震災の証言と記録』いわき市、2013年 参照。

業関係のセミナー受講のため、市内ホテルの会議室にいた。講義の最中、出席者のうち誰かの携帯電話のアラームが鳴り出した時には、「誰の携帯だ、早くアラームを止めないか」と感じたが、すぐさま、一斉に周囲からもアラームが鳴り出した。異常な事態の発生を感じた瞬間、ものすごい地鳴りの中、大きな揺れに遭遇した。平衡感覚がなくなり、壁につかまり揺れのおさまるのを待ったが、天井のシャンデリアが落下するなど、これまで体験したことがない、大きく長い揺れであった。粉塵が舞い上がり、ガスの匂いが漂う中、ホテルスタッフの誘導でなんとか避難場所へたどり着いた。その後も大きな余震は続き、剥がれ落ちる建物の外壁、亀裂の走る道路、崩れる商店…。大きな揺れは3分以上に及び、その時から長期にわたる災害との戦い、また、それに伴う克服の日々が始まった。

本市は地震発生直後の午後2時50分に「いわき市災害対策本部」を設置し、24時間体制による災害対応業務を開始したが、市役所本庁舎は安全の確認がとれなかったため、市消防本部庁舎内に災害対策本部を置いた。職員は、夜勤業務をはじめ、支所に設置された災害地区本部との連絡調整業務、おにぎり調理業務、避難所業務、遺体の一時保存業務、給水業務などを担当した。特に夜間業務では、夜中でも「いわき市では、支援物資をなぜ市民へ速やかに配給しないのか」、「早く食料が欲しい」等の電話対応にも迫られた。したがって、震災直後は農林水産部の業務には全く手がつけられず、昼夜を問わず、日々災害対応業務へ忙殺されることとなった。

また、原発事故が伝えられた後は、放射能に対する恐怖や影響が深刻さを増し、水、食料、ガソリンなど生活必需品の物流が滞るようになった。特に、ガソリンは東日本の製油所が被災した上、道路の寸断などもあり、当市へのガソリン供給が不可能となり、市民生活に大きな影響を与えた。ガソリンを調達するため、丸1日を費やす市民もいたほどであった。

(2) 風評の認識

私の震災直後の打合せメモには、早くも2011年3月14日に初めて「風評」の文字が記載してある。これは、福島第一原発事故により「いわき市は危ない」との風評が発生し、いわき市民向けの緊急避難用ガソリンを搬送するタンクローリーの運転手が「搬送先を郡山市まで」と要望したことに起因するものである。人間は理知的な生き物ではあるが、極限の状況では直感で危険を察知するものなのだろうか。原発事故後、報道各社から「原発事故は、レベル5ではなくレベル7である」と報道があった際には、災害業務に従事する職員が「西丸さん、本当にこの状況は、大丈夫なんですか？」と泣きながら訴えかけてきた。私自身も根拠がない中、ここを乗り越えるには私が弱音を吐くわけにはいけないとの思いもあり、「大丈夫、信じてついて来てくれ」と返答するのがやっとであった。

このような中、同年3月23日にホウレンソウ、キャベツ、ブロッコリーなど福島県産の11品種の野菜から食品衛生法に定める暫定規制値を大幅に超える放射性物質が検出され、出荷制限が指示された。これが「福島の農産物は危ない」との固定観念を与えるきっかけとなった。これは、“実害”であり、その後の“風評”対策を非常に困難にするものであった。事実、福島第一原発から半径30km圏外にあるハウスで栽培されたイチゴやトマトなど食品衛生法の暫定規制値を下回っている農産物に対し、県が安全性を訴えるものの、これらに対する風評は消えることはなかった。震災直後、市内の生産者からは「流通網が途絶えて出荷できないので避難所へ提供したい」といった声は聞いていたものの、その後、生産者の本音を耳にするまでには多少のタイムラグが生じることとなった。

「受け取ってもらえません」という生産者からの悲痛な声が届いたのは、3月下旬であった。それまでにも、「関東地方の市場へ

は、福島県のナンバーの車では、出荷できない」などの噂は聞いてはいたが、ついに農産物の出荷の拒否が現実のものとなったのである。東日本大震災の災害対応業務に忙殺され、手一杯であった私たちについて生産者からの苦しみが届き、それから長い苦悩の日々が続くのである。

2. いわき市の取組みについて

前述のような生産者の声を受け、2011年4月9日、10日の2日間にわたり、市内の生産者、流通業者、直売所、小売業者などが一体となって復興に取り組むため、「がんばっぺ！いわき オールいわきキャラバン」と銘打ち、いわき駅前、JAいわき市新鮮やさい館など、市内5か所で農産物の販売等を開催した。

写真I-3-1 いわき駅前で開催した「がんばっぺ！いわき オールいわきキャラバン」



出典：いわき市

さらに、同年4月12日、13日の2日間、いわき産の農産物を一堂に集め市外において直売会を行う、「がんばっぺ！いわき オール日本キャラバン」の第1弾を港区JR新橋駅前SL広場で開催した。いわき市出身の学生ボランティアやゆかりの芸能人などが応援に駆けつけてくれた。

これらの活動は、その後も継続し、「オールいわきキャラバン」は、「いわき復興祭」、「アクアマリンパーク軽トラ市」など、市内で開催される各種イベントに合わせた直売所設置や農産物販売を展開し、「オール日本キャラバン」は港区をはじめ、全国各地で約60回に上った（2011年度中）。

写真 I-3-2 JR 新橋駅前で行った「がんばっぺ！いわき オール日本キャラバン」



出典：いわき市

これらの活動では、市長自らが街頭に立ち本市農産物の魅力を訴えるトップセールスや各種広報メディアを活用したPR活動、市内小売店との連携による店頭販売キャンペーンなども展開した。

キャラバンがスタートした同年4月上旬には、職員は災害対応業務を抱えながら、農林水産部の職員として、いわき市の農業を支えるという本来の業務に対し、まさに寝ずに取り組まなければなかった。「何をすべきか？どうすればよいか？有効な方法があるのか？」など、すべてが手さぐりの状況が続いていた。情報はインターネットで収集するのが精一杯で、収集した情報が本当に正しいのかどうか、何を信じたら良いのか…。私たちを取り巻く環境は多くの情報が氾濫し、正確さを判断する材料に乏しく、ある意味「陸の孤島」となっていた。正確な情報がないのは、実に厳しく辛いものである。福島第一原発事故をはじめ、自分がいる環境すら分からない状況に幾日もさらされたのである。

そのような中、当時の農林水産部長から若手職員に対して、柔軟なアイデアと積極果敢な行動力で、この未曾有の難局を乗り越えて欲しいとの指示が出された。その指示を受け、若手職員は本研究会の委員でもある関谷直也氏（現・東洋大学社会学部准教授）の風評のメカニズムに関する論文を見つけ、それに沿った取組みを模索し始めた。まさに福島第一原発事故の風評からどのように復旧すれば良いのかという前例なき取組みであった。

それとあわせ生産者への訪問を幾度となく行った。「農産物を出荷できない」という、生産者の悲痛な声がやっと直接私たちに届いた。しかし、当初は「どうする！どうすればいいのか…」というのが職場の正直な声であった。

その時、現場の声が1つの糸口を見出してくれた。それは、若手生産者からの「うちは、生産体制から出荷まで、すべてを丁寧に顧

客にお話ししている。当初はクレームもあったが、すべてを説明することで納得してもらっている」との声であった。私たちにとっては、ハッと気付かされた瞬間であった。

当時は、「生産から出荷に至る工程のすべてを見せることで、逆に生産者を追い詰めることにならないか」と自問自答し、不安は拭いきれなかったが、その後、若手職員が中心となり、広告代理店のアドバイスや論文、現場の声を融合し、企画を出し合い議論を交わすことで、いわき市の風評対策のベースが出来上がったのである。

(1) 1st Stage (2011年10月1日～2012年9月30日)

いわき産農作物への信頼を回復するために必要なことは、安全・安心を声高に訴えるのではなく、消費者に安全・安心の判断材料を公明正大に提示することであった。

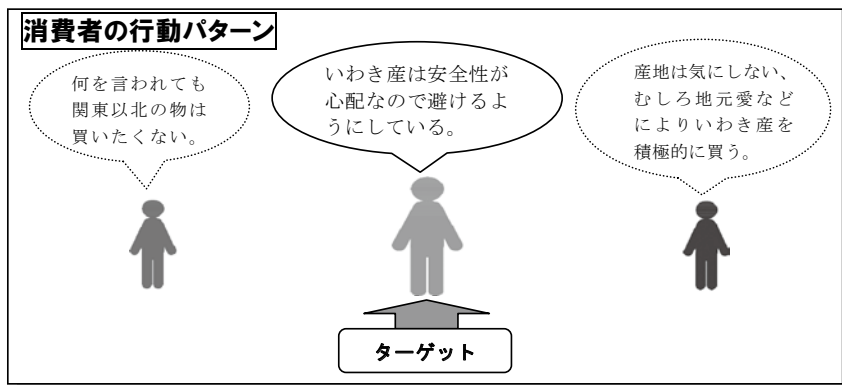
一見、遠回りにも見えるが、本当の意味での信頼回復には、真実を知ってもらうことからしか始まらず、いわき産農作物の安全性を“見える化”する姿勢を真摯に訴えていくしか道はないのである。このような考えのもと、2011年4月、単独事業として広報事業、モニタリング事業などからなる「いわき産農林水産物風評被害対策事業」を構築した。始動として、農地の放射性物質の検査を行い、そして農作物の放射性物質検査器1台を独自に導入し、検査員を配置することで「いわき産農作物安全確認モニタリング検査」体制を確立した。県内の他市町村にさきがけ、同年9月20日からいわき産農作物の放射性物質検査を開始し、テレビCMの公開にあわせ、同年10月1日、ついに『いわき農作物見える化プロジェクト』が始動した。

このプロジェクトを展開する上で、消費者の行動パターンを分析し、次の3つに分類した。

- ①何を言われても、関東以北の物は買いたくない。

- ②産地は気にしない、むしろ地元愛などによりいわき産を積極的に買う。
- ③いわき産は安全性が心配なので避けるようにしている。

図 I-3-1 消費者の行動パターン



出典：いわき市資料

このような消費者動向を踏まえ、その大半を占めると想定された「判断に迷っている消費者」である③の消費者をターゲットに設定した。③の対象となる消費者は、「自分で納得のいく判断をしたいが、その材料が足りない」と考えている方々であり、特に、情報感度が高めの女性－主婦層－を重視し、ウェブサイト にすべての判断材料を網羅的に集約し、誘引することで、効果的な情報発信を展開することとした。

このプロジェクトの根幹を担うウェブサイト「見せます！いわき情報局」では農作物の検査結果を中心に、その検査方法、農作物を育む土壌及び水道水の放射性物質の検査結果や空間線量、数値化できない生産者の方々の取組みや想いなど、いわき産農作物の安全・安心を判断する材料を分かりやすく、視認性を高めて情報発信している。

また、このような正しい情報を幅広く伝えるため、クロスメディア戦略を展開した。まず、テレビCMでは「なぜ、見せるのか」、その動機や想いをイメージ的に表現し、首都圏消費者の関心と共感の獲得を目指した。CM撮影では、約1,000名もの農業関係者が出演したことで、いわき市の農業関係者全体に『見せます！いわき』という姿勢の共有と意識づけが図られ、震災前にも増して一致団結を促す効果が生まれた。

写真Ⅰ－３－３ 「いわき見える化プロジェクト“見せます！いわき”」



出典：いわき市

そして、複合的なメディア露出により、情報の拡散を図るため、テレビ、新聞、専門誌等の記者を対象としたプレスツアーを開催したほか、市民への浸透を図るため、市内商業施設等でのCM放送や地元FM局での番組放送も展開してきた。

「見せます！」とは、透明性を高めるという意思の表れでもある。2012年4月には、検査体制を強化し、検査機器の追加配備（6台体制に拡充）と検査員の増員を図り、1kgあたりのセシウムの検出下限値も検査時間を延ばすことにより、それまでの20ベクレルから10ベクレルへと引き下げ、より透明性を高めた。

（2）2nd Stage（2012年10月1日～2013年9月30日）

2nd Stageでは、1stStageの取組みを踏まえ、『～いちばん厳しいあの人に～』をキーコンセプトに、見せる場面の拡充を目標とした。ターゲットには、「いわき産は何となく大丈夫と理解できたが、判断に自信が持てない」といった消費者をメインターゲットに設定した。いちばん厳しい人＝料理人や小さな子を持つ母親等いわき産農産物が判断・評価されている事実を伝えることで、忌避する気持ちを切り替える動機付けを促すこととした。

そして、風評対策をさらに進めるため、2つの大きな変革を行った。1つは、“見せる”範囲を林業、水産業、観光にまで広げたことである。もう1つが、より積極的に広範囲にわたる情報を“見せる”ために、「見せる課」を設置したことである。

2012年10月1日、農林水産業及び観光における震災からの復興と原発事故に伴う風評の払しょくを目的に、平成23年から取り組んできた「農業分野」で培ったノウハウをもとに、農林水産部及び商工観光部の職員22名で構成した部局横断のプロジェクトチームであり、全国でも例のない「見せます！いわき情報局 見せる課」（通称：見せる課）を開設した。これを機に、プロジェクトの名称を「いわき見える化プロジェクト」に改名した。見せる課では、透明な「見せる課」の看板をはじめ、白いジャンパー、職員の透明な名刺などにより、包み隠さず情報を発信していく姿勢を示した。

写真 I — 3 — 3 「見せる課」職員辞令交付式



出典：いわき市

写真 I — 3 — 4 「見せる課」の透明な看板



出典：いわき市

業務は、TVCMの制作や地元FM局での「ラジオでも、見せます！いわき情報局」の継続をはじめ、新たな取り組みとして消費者や流通関係者を対象にしたバスツアーを開催した。また、Facebookページによる情報の受発信、新聞によるPR、水産業や観光業と連携したイベントの開催なども担った。

テレビCMの反響も大きく、視聴者から「見せる課バスツアーを体験したい」との声を多数いただき、急きょ一般の市民団体等からの要請にも応じるなど、予定を大幅に超え、半年間で計9回、約270名の皆様に「いわきの現状」を見て、触れて、そして味わっていただいた。

写真Ⅰー3ー5 「見せる課バスツアー」の様子



出典：いわき市

「見せる課」の設置により、コミュニケーションの強化を図る一方、首都圏からの「いわき産農産物を購入したい」との声に対し、「流通・販売強化事業」を新規に展開し、流通関係者との連携を強化しながら、販路の開拓を図り、都内の量販店43店舗でトマトの販

売を開始した。

そして、トマトの流通・販売の強化に合わせ、いわき野菜を積極的に選択してもらう後押しとして、料理系ウェブサイトと連動したレシピ集の募集や公開、料理家によるいわき野菜のレシピ動画の作成や公開を実施した。実用性の高いウェブサイトへのリニューアルも実施するとともに、水産物のモニタリング検査結果についても公開し、さらなる情報の拡充を図った。

また、メディア露出を図るため、1st Stageに引き続き、プレスツアーを開催した。「サンマ豊漁祭」、「ようこそ！いわきへ 出張いちご菜園」といったイベント開催や、いわき野菜が著名料理人に選ばれている事実を効果的に伝えるため、メディア関係者を対象に、実際に料理店で提供されているいわき野菜のコース料理を振る舞う、「メディア懇談会」を首都圏で新たに開催した。

写真 I-3-6 「メディア懇談会」の様子



出典：いわき市

見せる課の設置は、国内外の様々なメディアに取り上げられ、徹底した生活者目線、愚直なまでの誠実さ・まっすぐさ・先んじる本市の姿勢が再注目されるなどの効果があった。

このような活動により、見せる課は、情報発信主体として“透明性”“公正さ”“実直さ”などの『信用』という財産を獲得することができた。なお、平成25年4月1日の定期人事異動等により、見せる課は、4名増員の26名体制となった。

(3) 3rd Stage (2013年10月1日～)

3年目の挑戦となる3rd Stageでは、『～だから私はいわき野菜～』をキーコンセプトに掲げ、「安全そうだから食べてもよい。しかし、他産地と同じ値段なら“念のため”避けている」という消費者をメインターゲットにしている。いわき野菜を積極的・継続的に選んでもらうために、安全・安心は当然の条件として“いわき野菜のおいしさ”と“それを支持する、または、携わる人たちの存在”を顕在化することに主眼を置いた。そのため、いわき産農林水産物のモニタリング検査結果をはじめとする安全・安心に関する情報提供に加え、いわき産農林水産物や観光におけるファン層拡大を目標に、各種施策を展開している。

継続した取組みについては、ウェブサイト「見せます！いわき情報局」における「いわき産農作物安全確認モニタリング検査」、「いわき水揚げ水産物モニタリング検査」など、放射性物質の検査結果の公開をベースに、見せる課バスツアーの開催やラジオ、雑誌、新聞、Facebookページなどのメディアを複合的に活用した情報発信を実施している。

マーケティングにおいても、市内における定期市の開催や市内量販店との連携による店頭販売キャンペーンを継続し、市外では生

産者等自らが店頭に立ち、いわきの正しい情報やその魅力を伝える「首都圏量販店タイアップPR事業」、流通関係者にいわきの農林水産物や観光の魅力を伝える「流通関係者PR事業」などを展開している。

イベント関連でも、いわき産新米の消費拡大を図った「ふりかけグランプリinいわき」、東京都港区の協力を得てJR新橋駅前SL広場にて「いわきの魚祭り」及び「ようこそ！いわきへ 出張いちご園」を開催し、多くの消費者に、いわきの「おいしさ」を積極的に味わっていただいた。

また、3rd Stageの新規事業として、「いわき野菜魅力発掘事業」に着手し、いわき野菜のおいしさなどの魅力を検証しながら、第三者からのリアルな言葉、想いを自然な形で顕在化させるため、「いわきのおいしさ確かめ隊」を編成した。いわき野菜のおいしさに関わるあらゆる人（生産者、料理人、検査担当者、流通関係者、野菜ソムリエ、消費者など）へのインタビューを各種施策とも関連付けながら、その情報を各種広報メディア媒体（Web、ラジオ、新聞、雑誌など）や、小冊子「いわきが誇る味。いわき野菜おいしさレポート」の店頭配布、また、動画等でPRを行い、いわき野菜の魅力を誠実に伝えている。

さらに、料理系ウェブサイトとタイアップし、著名ブロガーにいわき野菜の味わいを活かしたレシピを考案・調理してもらい、料理ブロガーを対象にそのメニューを味わってもらうことで、いわき野菜が持つおいしさなどの魅力を検証するイベントを開催した。また、参加者自らにも、いわき野菜を活かしたレシピを考案しブログに投稿してもらい、Web上で消費者目線に基づくいわきの野菜の魅力等を拡散していく取組みも行っている。

このような見せる課の取組みが評価を受け、見せる課は、2013年度

グッドデザイン賞を受賞した。グッドデザイン賞選考のコメントは、「福島第一原発事故の影響で風評被害に苦しむいわき市が、放射線量などの情報を隠すのではなく、積極的に開示することが有効だと判断し、『見せる課』というキーワードのもとコミュニケーションを統合し、質の高い情報発信を実現した点を高く評価する。風評被害という未経験の社会問題に対し、官民が協力して解決を図ったことが、今後のよき手本となることを期待する。（抜粋）」であった。受賞は行政のみならず、農業者や関係団体が一丸となった活動が評価されたものであり、いわきの農業者の想いや取組みがあったからこそである。受賞はいわきのすべての農業関係者の誇りであり、今後も続くであろう風評との取組みへの糧になるものと感じている。

3. 目指すべき姿

2011年10月から「いわき見える化プロジェクト」を開始し、様々な施策・事業を実施してきた。原発事故に伴う風評で大きな被害を受けたことは間違いない。しかし、「ピンチをチャンスに」というフレーズがあるように、大きな災害を契機にこれまで着手できなかった事業に取り組み、地域や営農形態にかかわらず、いわきの農業関係者が一丸となれたことも事実である。震災以前なら、首都圏量販店での店頭販売などは考えられなかったことである。

私たちの最終目標は、他地域産の農林水産物、あるいは他の観光地と比較して、納得した上で消費者に購入してもらい、観光に来てもらうことであり、震災前より『元気ないわき』を取り戻したいと考えている。

おわりに

震災直後から、いわき市では独自の風評対策を実施しているが、この取組みは本市の関係都市をはじめ、日本全国の多くの暖かい支援を受け成り立っている。その想いに応えるためにも、一步一步、着実に風評払しょくに向けた歩みを続けていきたいと考えている。最後に、これまでの多くの支援にこの場をお借りしてお礼を申し上げます。

第4章

消費地における被災自治体との連携による 被災地復興支援の取組み

自治体間の相互連携について～港区の取組み～

港区産業・地域復興支援部産業復興課長

佐々木 貴浩

はじめに

2011年（平成23年）3月11日に発生した我が国最大級の東日本大震災により、多くのかけがえのない尊い生命や貴重な財産が失われ、未曾有の甚大な被害をもたらした。福島第一原子力発電所事故による放射性物質の流出は、日本だけでなく世界にも影響を及ぼす深刻な事態を引き起こした。

港区においても、家屋損傷などの地震被害、避難者の受入、電力供給不足、放射性物質に対する安全性への不安など、様々な対応が求められた。

1. 港区における東日本大震災時の状況

（1）東日本大震災発生後の港区

港区は震災発生後に「大震災緊急区政運営会議」を開催した。加えて、「大震災緊急対策担当」という新たな部署を設置し、情報の一元化、公共施設等計画や事務事業の見直し、節電対策・夏季電力不足対策、放射能対策等、山積する課題に全庁的対応により取り組んできた。

今でこそ、放射能の風評被害に関して消費地という立ち位置にいるが、港区は次に紹介する金町浄水場の問題があったように、震災当初は放射能に対して対策を講じる必要に迫られていたのである。

（2）放射能対策

1）水道水の放射能汚染直後の対応

2011年3月22日、金町浄水場（東京都水道局）の浄水（水道水）から、飲料水中の放射性ヨウ素について乳児の飲用に関する暫定的

な指標値である、1 キログラムあたり100ベクレルを超える210ベクレルの放射性ヨウ素が検出された。そのため、緊急対応として、翌日23日に1歳未満の乳児に対して3日分の飲料水を配布した。

さらに、同年3月24日、「商店街友好都市との交流に関する基本協定」（以下、「友好都市協定」という。）を締結している岐阜県郡上市から飲料水の提供を受けた。乳児の調乳や飲料用に活用するため、同日中に保育園等に配布した。

区は、その後も放射能対策に追われることとなった。

2) 未知の領域である放射能対策

正確な情報収集及び迅速な情報提供が区民の不安を払しょくすることにつながることから、区独自で水道水、土壌（砂）、大気（空気）等の放射能、放射線量測定を実施し、ホームページなどで周知するほか、その他様々な施策を展開した。

この放射能対策については、区にとってかつて経験したことがない問題であり、まったくノウハウがなかったことから、大震災緊急対策担当を中心として早急に検討を開始した。

前述のように当初の対策は、金町浄水場の浄水（水道水）から放射性ヨウ素が検出されたことを受け、区独自に水道水の放射能測定を行い、その値を公表するというものであった。

3) 広がる区への影響

金町浄水場の浄水（水道水）から放射性ヨウ素が検出された後も、農畜産物から食品衛生法に基づく暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことにより、出荷停止の措置が取られ、食の安全・安心を大きく揺るがした。さらに、市場に出回っている茶葉、牛肉からも暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されるなど、食へ

の不安はますます高まっていった。

また、この間、関東地方においても放射線量の高い地域があることが判明し、「ホットスポット」という言葉が定着するなど、放射能の影響が事故周辺県にとどまらず、広範囲であることが明らかになった。

このように、次々と明らかとなる放射性物質による汚染、情報や国の対応の遅れなどに対して、区民の不安が高まり、電話、広聴メールなどが増大していった。

港区議会の各会派や区民から区長に対して要望書が提出されるなど、放射能を取り巻く状況は日ごとに変化していった。

4) 放射能測定について

港区は放射能測定について、主に以下の取組みを実施した。

①水道水の放射能測定

②土壌（砂）、ため水（屋外プール）及び大気（空気）の放射能・放射線量測定

③給食食材の産地公表及び給食等の放射能測定

特に、給食食材については、子どもの食の安全に関わる問題であり、食材情報の可視化が求められたため、同年7月から保育園、小・中学校の給食で使用している食材の産地公表を開始した。

しかし、その後、放射性セシウムに汚染された稲わらを与えられていた可能性のある牛肉が、他の自治体の給食で提供されていたことが判明するなど、給食への不安がますます増大した。さらなる対策として、同年10月から保育園、小・中学校で提供している給食と牛乳についての放射能測定を開始するに至った。

(5) その他の取組み

2011年11月1日には、広報みなど「放射能・放射線対策特集号」を発行するとともに、測定箇所の拡大に合わせて、除染の目安、除染方法等を盛り込んだ「港区放射性物質除染実施ガイドライン」を策定し、独自の除染基準を「区有地・区有施設において、地表から5センチメートルの高さで毎時0.23マイクロシーベルト以上」として、測定から除染までの手順や除染方法などを定めた。

また、港区民に放射能・放射線に関する正しい基礎知識を身につけてもらうための講演会を2011年8月に2回、2012年1月、2月に各1回ずつの計4回、会場、時間帯を変えて開催した。さらに、2011年11月からは、事前予約による空間の放射線量測定器の区民貸出しについても開始した。この放射線量測定器の区民貸出しについては、入手が困難だったこともあり、当初2台で開始したが、2011年11月分及び12月分の予約が受付開始日の午前中に一杯となったことから、急きょ、翌年2012年1月の予約分から4台に増やした。これは、当時の区民の放射能に対する不安の表れであるといえる。

ただし、その後は予約数が伸びず、3月には予約の空き状況が目立つようになった。区民の放射能に対する関心が、短期間でかなり低くなったということが伺える。

2. 港区における災害時協力の考え方について

(1) 背景

東日本大震災直後から、特別区及び市町村（以下、「自治体」という。）間の連携・協力が広域的かつ極めて迅速に行われた。災害直後の応急対策や復旧・復興対策を迅速かつ有効に進めるためには、防災関係機関との連携だけでなく、他の自治体から支援・協力

を受けることの必要性を示す証左となった。

港区は、福島県いわき市をはじめ被災自治体へ積極的な支援を行った一方で、岐阜県郡上市から飲料水の提供を受けるなど（詳細は3節参照）、自治体間が相互に協力し、お互いが助け合うという交流を通じて、改めて自治体間連携の必要性を痛感し、震災時における自治体間の相互支援体制の構築が急務であるとの認識に至った。

（2）港区の現状と目指すべき方向性

2013年現在、港区が災害時における相互協力を主目的とした自治体間の協定は、特別区との「特別区相互における災害時協力協定」、23自治体との「義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定」及び震災後に締結した福島県いわき市との「災害時における相互協力協定」の3つである。

災害時には、災害対策本部や避難所などの運營業務や被災者への生活再建支援業務に多くの人員が必要になる。また、避難所生活が長期にわたる場合には、大量の食料や水などの物資が必要になるなど、港区だけでの対応が困難になることが想定される。

そのため、港区においても、さらなる防災体制の強化のため、既に協定締結をしている自治体に加え、他の自治体との災害時協力協定を検討する必要がある。

3. 東日本大震災等における港区での支援事例

この章では、東日本大震災等において、港区が受けた支援、港区が実施した支援の主な事例を紹介する。岐阜県郡上市、福島県いわき市の2つの自治体を挙げるが、いずれも、港区と友好都市協定を

締結している。

友好都市協定は、港区内の商店街と長きにわたり交流を深めてきた地方都市に対し、一層の連携交流を図る観点から、港区及び商店街並びに地方都市及び同都市商工会等の間で締結したものであり、計4つの地方都市といずれも2008年（平成20年）に締結している。

主たる目的は、両者の交流による地域振興、商店街振興、観光振興などであるが、以下のように災害時の相互支援の記述を含んでいた。

「甲及び乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）2条1号に規定する「災害」が協定地域で発生した場合、相互に応援し、被災した地域の応急活動及び復旧対策の支援・協力を行います。」

この文言が締結時に想定した以上の相互支援の実績につながったのである。

（１）港区が受けた支援

1節で述べたとおり、2011年3月22日、金町浄水場の水道水から指標値を超える放射性ヨウ素が検出された際、岐阜県郡上市から飲料水の提供を受けたことで、同日中に保育園等に配布することができた¹。

（２）港区が実施した支援

福島県いわき市に対し、義捐金や救援物資の提供、人員の派遣、風評被害払しょくイベントへの協力など、幅広く支援に取り組んできた。

¹ 郡上市は、24トンの給水車による2回の水の提供に加え、500mlのペットボトル7,000本を港区に提供した。

特に、風評被害対策への支援については、震災から約1ヵ月後の同年4月12日、13日に、JR新橋駅前SL広場で「がんばっぺ いわき！オール日本キャラバン」をいわき市や地元商店街等と共催するなど全国に先駆けて取り組み、今も機会があるごとに支援を続けている。

こうした支援がきっかけとなり、いわき市との交流が一層深まり、2節で挙げた「災害時における相互協力協定」に発展していったのである。

(3) 地方都市との支援関係の特徴

ここで特筆すべきは、商店街と地方都市それぞれの歴史や縁、名所などが契機となり、継続的かつ属人的な努力により交流が育まれた結果、自治体間の友好都市協定締結へと発展していった経緯と、それが震災時の相互支援につながったという事実である。

つまり、今回取り上げた2自治体との支援関係は、協定ありきだったのではなく、まずは、人と人、まちとまち同士の長年の交流が前提にあったのである。

これは、2節で述べた「さらなる防災体制の強化のために、他の自治体との災害時協力協定を検討する」という目指すべき方向性とは、論理的に順番が逆になる。

2013年4月23日にいわき市と災害時の相互協力協定を締結したが、災害時協力協定の締結を検討するにあたり、行政間のみでなく、人的・文化的交流を深化させながら、災害時の相互協力体制を構築するというような、中長期的な視野が必要になると考える。

この留意点を踏まえ、最終節である4節において、自治体間の相互連携による風評被害対策支援について述べたい。

4. 自治体間の相互連携による風評対策支援

(1) 風評被害対策の2つの支援モデル

まず、3節で紹介した区のいわき市への風評対策支援について、具体的な支援事例を2つのカテゴリに分けて紹介する。その上でそれぞれの特徴（メリット・デメリット）を整理した。

表 I-4-1 港区におけるいわき市の風評被害対策への支援事例

モデル①. 区内イベント等における物産展の開催支援

1)概要

・「がんばっ！ いわきオール日本キャラバン」の一環として、区内の商店街イベント等の会場や区有施設の一角などにおいて、いわき市の物産展の開催を支援。

2)主な支援内容等

- ・震災1ヶ月後に新橋広広場で全国に先駆け物産展を開催(いわき市、港区、地元商店街で共催)
- ・新橋こいち祭、三田納涼カーニバル、麻布十番納涼まつり、みなと区民まつりなど多数に出席。
- ・区立生涯学習センター(ばるーん)グラウンドにて「震災復興元氣市」を定期開催中。

その他、区の各所管課や関係団体によるイベント等に数多く出席。



3)特徴

【メリット】

- ・既存イベントや施設の空きスペースの活用であり、商品・販売者は関係者となるため、調整等の負担が少なく、実現性が高い。
- ・夏から秋にかけて、区内で多くのイベントがあることから、回を重ねるごとにPR効果が高まる。
- ・人的ネットワークにより実現するケースが多く、次回、次々回の出展へとつながりやすい。

【デメリット】

- ・人件費、運搬費、交通費など開催者側に一定の負担が生じる。
- ・イベントが小規模の場合、費用対効果が極めて悪くなる。
- ・商店街などで物産展をする場合、商店会員の飲食店や八百屋などへ配慮が必要になる。
- ・震災発生から時間が経つにつれ、集客効果が落ちてきてしまっている。

モデル②. 区内商店街や飲食店等でいわき市の食材を活用

1)概要

・区内商店街等がいわき産の食材を仕入れ、歳末セールの景品としたり、商店会員の飲食店で活用したりすることで、物産PRにつなげる。

2)主な支援内容等

- ・ニュー新橋ビル商店連合会の協力により、飲食店がいわきの旬の食材を期間限定で活用する「いわきウィーク」をいわき市が主催。H24の8月から12月にかけて計3回実施。
- ・森永エンゼル街が歳末セール期間に合わせ、いわき市の地産を仕入れ、会員の飲食店が特別価格で消費者に提供。また、セール抽選会の景品にいわきの物産を取り入れた。H24の12月に実施し、好評につき継続する予定。



3)特徴

【メリット】

- ・区内商店街や商店が仕入れ、販売するため、物産展のデメリットが生じにくい。
- ・昨年の2事例とも消費者から好評であり、条件があれば共済共栄のビジネスモデルとして持続可能な復興支援にうつらう。

【デメリット】

- ・末端価格を抑えるため、自治体または商店街等が価格の一部を負担する場合がある。
- ・飲食店など一定数からの協力が必要であり、物産展ほど頻繁に開催できない状況にある。

出典：港区資料

(2) 今後に向けて

2つのモデルについて、双方のメリット・デメリットを踏まえな

がら比較したい。

震災以降、被災地の風評被害対策支援は、首都圏ひいては全国で行われたが、圧倒的多数はモデル①であろう。しかしながら、風評被害の払しょくには、継続的な取り組みが必要不可欠である。また、1節の区民の放射能への関心の変化にあるように、時間の経過に頼らざるを得ない場合もある。

このような状況を踏まえると、モデル②のように、被災地と消費地の自治体間でwin-winの関係となり、かつ、持続可能な風評被害対策の取り組みの可能性について、歩を止めて着目する価値があるといえる。

そして、長期的・連続的に実施することで、そこに人的・文化的交流を生み出す可能性が高まっていくのである。このような自治体間連携を推進することは、確かな災害時協力協定締結のための候補自治体を増やすことにつながるといえる。

おわりに

今回、自治体間の相互連携という切り口から、風評被害対策のモデルを検討した。

風評被害の払しょくは一朝一夕にはいかず、腰を据えた取り組みが必要であることはいうまでもないが、その一日も早い実現を願うばかりである。

事例報告①

企業における連携について～昭和電工(株)の取組み～

(公財) 日本都市センター研究室研究員 佐野雅哉

はじめに

昭和電工(株)¹（以下、「昭和電工」という。）は、福島県内に事業所を有していることから、東日本大震災（以下、「震災」という。）以前から立地自治体との継続的なイベントにより交流を深めており、震災後は風評被害の影響を受けた被災地（立地自治体）と連携し、企業マルシェをはじめとする農業支援等を通じて被災地復興支援活動に尽力している。また、LED光源を使用する植物工場向けの高速栽培技術を被災地の農産物栽培工場に無償で供与するなど、被災地の安全安心な食料供給と農業振興に貢献しており、本稿はこれらの取組みについて報告するものである。

1. 被災地と連携した復興支援活動

(1) 被災地復興支援の取組み内容

昭和電工では被災地復興支援の取組みとして、これまで3つの取組みを行ってきた。1点目は、震災後の2011年より本社と川崎事業所で毎年1回実施している企業マルシェ（農業応援イベント）である。

¹ 2013年（平成25年）11月8日、昭和電工(株)へのヒアリング調査を当研究会の事務局にて実施した。本稿の内容は、昭和電工からご提供いただいた情報・資料などをもとに、筆者が解釈・構成・執筆したものであり、昭和電工の見解について報告したものではない。なお、本稿に残り得る誤りはすべて筆者の責任である。

本社では1階で物産販売等のブースを設置し、会津地方（会津若松市・喜多方市）の特産品を午後4時から6時頃まで、物産販売業者及び各市職員を中心に社員とグループ企業の従業員向けに販売している。開催時期については定めておらず、市議会が開会される合間をぬって2011年は6月、2012年は8月、2013年は10月と毎年異なる時期に実施している。よって、春、夏、秋と季節により品物も異なるため、好評を得ているようである。なお、開催の周知については、開催の1ヶ月程前に同社イントラ上の社内掲示板への掲載や本社の各階におけるポスターの掲示、さらにはグループ企業の担当者等への協力依頼などの方法により行っている。

写真Ⅰ－４－①－１ 本社での企業マルシェの様子



出典：昭和電工提供

販売売上は、2011年は約80万円（来場者数300～400名）、2012年は約30万円（本社外で開催した納涼祭の中でマルシェを実施したため、来場者数は不明）、2013年は約40万円（来場者数約200名）であった。

2011年は、来場者から「福島県産の農産物は大丈夫か？」との声や、被災地産品を忌避する気持ちがあったかもしれないが、それ以

上に被災地を支援するという気持ちが強く、それが結果として売上にも表れている。

2012年は本社ではなく、ホテルにて各事業所や全グループ企業、取引先等と納涼祭を開催し、その中でマルシェを実施した。納涼祭は社員の福利厚生の一環として実施しているが、女性の参加率が低いため、女性でも気軽に参加できるよう、2011年に開催したような本社でのマルシェを要望する声も出された。

2013年は、被災地産品を忌避する意識は薄れてきたようであるが、同時に被災地を支援するという気持ちも低下したようである。被災地産品を購入した多くの社員等からは「美味しい」と好評を得ており、青果や野菜、菓子等が完売しているため、売上が減少したことについては出品数が少なかったことが影響したようである。なお、各回を通して干ししいたけの売れ行きは好調であるが、一方、乾燥桃や会津産の果物を入れた紅茶は売れ残っており、これはおそらく放射性物質の影響ではなく、主に販売価格が高かったことに起因したことが伺える。なお、マルシェでの物産品購入者に対しては、会津関連の景品（旅行券、お米、ドラマ関連グッズなど）が当たるくじ引きを提供している。

一方、川崎事業所では震災以前より、川崎球場を貸し切り「納涼祭」を実施している。震災後の2011年からその一角にマルシェコーナーを設け、会津地域の物産品を販売している。納涼祭は主に8月に社員やグループ企業の従業員、また、その家族を対象に開催しており近隣住民も参加している。午後6時から8時の間で約1,000人の集客があるが、マルシェにおける物産販売は50万円程度の売上に留まっており、納涼祭全体の集客数の割には売上が伸びていないといえる。

写真Ⅰ－４－①－２ 川崎球場での企業マルシェの様子



出典：昭和電工提供

次に、２点目の取組みとしては、2011年（８月～12月）に１回のみであるが、社員を対象にした通販を会津地方の生活協同組合とタイアップし実施した。生活協同組合のホームページ上に昭和電工の社員専用の購入ページを作成し、そこで注文を行い、自宅まで配送してもらう仕組みであったが、売上は約120万円程度であり、用意したパッケージ商品の半数程度しか販売することができなかった。なお、現在は実施していない。

３点目の取組みとしては、会津漆器協同組合とタイアップし、会津産夫婦箸などの会津漆器を海外顧客向けや昭和電工のロゴが入った企業PR用に生産し、社長をはじめ出張時のお土産等として活用している。生産量はそれほど多くもないが、2014年はさらに会津塗りのペンやマウスパットも生産する予定である。

（２）被災地復興支援のきっかけ

昭和電工が有する東長原事業所（会津若松市所在）と会津若松市では、震災以前から事業所長と市長が出席する納涼祭や蕎麦会を行っており、トップレベルのつながりは従来から存在していた。

震災後、東長原事業所から会津地域での風評被害が発生している

問題について本社に相談があり、少しでも風評被害の払しょくに貢献するため、東長原事業所にてマルシェを開始するとともに、全国の支店や事業所（横浜、千葉、名古屋、大阪、堺）においても、震災後の2011年のみであるが、マルシェや納涼祭を実施し、福島県産品の安全・安心を広く周知する取組みを行った。これを契機に被災地復興支援の取組みは、東長原事業所という一事業所が立地する地域での取組みから全社的な取組みになっていった。

2. 被災地復興支援活動のねらい

前述した被災地の物産販売を行うマルシェ事業は、短期的なものであり売上額がそれほど多くはなく、経済的な効果はあまり望めない。しかし、福島県（被災地）を身近に感じられる効果があるので、社長の強い意向もあり毎年継続していく方針とのことである。

このような被災地復興支援の取組みは、検査済で安全な福島県産品を忌避する消費者をできるだけ減らしたいという思いから実施している。そのため、マルシェでの購入者に対するくじ引きによる被災地産品等の景品についても、実際に被災地を訪れてもらいたいという思いから提供している。

また、東長原事業所や喜多方事業所では、施設等の増設及び地元住民の雇用を増やすなどの施策を展開しており、両事業所は平成25年度ふくしま産業復興企業立地補助金²等の国や県の被災地復興支援メニューを申請し活用していく予定であり、両事業所を強化することにより、これらの地域の活性化に寄与することを目指している。

² 福島県は県内における製造業の民間企業の生産拡大及び雇用創出を図り、もって地域経済の復興再生に寄与するため、将来性と成長性が見込まれるとともに、地域経済への波及と地域振興への貢献が期待される県内に立地する企業に対し、予算の範囲内で交付する。

加えて昭和電工では、福島県川内村に建設された「川内高原農産物栽培工場³」に対し、LED光源を使用する植物工場向け高速栽培技術「Shigyo法⁴」について、川内村の復旧・復興を支援するという観点から、通常発生するライセンス費用を無償で供与している。今後もこのような高速栽培技術等を提供することにより、安全安心な食料供給と地域の農業振興に貢献していくとのことである。

写真 I—4—①—3 川内高原農産物工場



出典：昭和電工提供

³ 川内村の主産業である農業の再生と雇用基盤の確保に向け、安全な地下水を利用した水耕栽培による完全人工光型（完全閉鎖型）で、外気を遮断した環境条件下での栽培が可能となる。

⁴ 山口大学農学部の実行正義（しぎょうまさよし）教授と同社が共同開発した栽培技術で、同社製のLED素子を用い、植物育成に最適な比率で赤色光と青色光を照射することで、一般的なLED植物工場に比べ、出荷サイクルが短縮し、収穫量が増加する。

3. 被災地復興支援活動における今後の展望

マルシェでの物産販売では売れ残ることもあるため、価格だけではなく美味しさ、新鮮さや旬な野菜・果物、地元独自の加工食品やお酒など、特徴があり他とは一味違うものに絞って販売することが大切との意見もある。また、同じ商品が集中しないよう農産品の生産時期をずらすことも1つの方法であり、マルシェでしか購入できないような高付加価値な商品を揃えるなどといった工夫が必要である。そして、短期的なものではなく、長期的な取組みが必要であるので、その意味では通販の復活がアイデアとしては考えられるが、さらに一工夫が必要である。

昭和電工における被災地復興支援活動は、結果的にはCSR（企業の社会的責任）活動の一環となっているが、より「地域とのつながり」を大切に行っている。

おわりに

企業マルシェにおける被災地産品の販売については、震災後の2011年は被災地産品を忌避する気持ちが来場者にあったものの、それ以上に支援の気持ちが強く、それが売上に結果として表れている。一方で、2013年は忌避する意識が薄れてきているものの、同時に支援の気持ちも低下してきているとの所見であった。

マルシェについては、短期的で売上額はそれほど多くはないため、経済的な効果はあまり望めないが、福島をはじめ被災地を身近に感じられるという効果を有している。それが、結果的に被災地産品を忌避する消費者を減らすことに貢献しており、一つの有益な取組みと言える。

また、東長原事業所と会津若松市では納涼祭や蕎麦会を通じ、震災以前よりトップレベルのつながりがあったとはいえ、このような全社的な風評被害の払しょくに向けた取組みは、今後の災害に伴う対策や対応を検討していく上で、民間企業と被災自治体との連携した取組みとして実践された1つのモデルであり、他自治体にとって貴重な示唆に富んだ事例であるといえる。

事例報告②

地縁（地元）組織における連携について ～東京東和会の取組み～

（公財）日本都市センター研究室研究員 佐野雅哉

はじめに

東京東和会¹（以下、「東和会」という。）は、福島県二本松市東和支所管内（福島県旧安達郡東和町）の出身者及び縁故者親睦団体であり、東日本大震災（以下、「震災」という。）以前から二本松市にあるNPO法人等と連携し、地元の物産販売等の支援を行っている。震災後は、被災地復興支援活動（以下、「支援活動」という。）に重点を置き、東京都内における区民祭りなどでの物産販売支援を通じた被災地復興支援に尽力しており、本稿はこれらの取組みについて報告するものである。

1. 被災地と連携した復興支援活動

（1）被災地復興支援の取組み

東和会の被災地復興支援活動は、「ふるさとの現状を知らせる」、「ふるさとを訪れる」、「ふるさとの物産販売を支援する」という3つの視点で取り組んでいる。

1点目の「現状を知らせる」については、会報や二本松市から

¹ 2013年（平成25年）11月12日、東京東和会へのヒアリング調査を当研究会の事務局にて実施した。本稿の内容は、東和会からご提供いただいた情報・資料などももとに、筆者が解釈・構成・執筆したものであり、東和会の見解について報告した

送付してもらっている広報誌を通じて会員に現状を周知しているほか、ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会²（以下、「ゆうきの里」という。）の理事長に東和会の総会において二本松市の現状を報告してもらうなどの取り組みを行っている。また、会報には二本松市東和支所地域振興課に依頼し寄稿をしてもらっている。

2点目の「訪れる」については、二本松市東和支所管内では毎年マラソン大会（東和ロードレース）を開催しており、大会への参加者や応援者を首都圏で募集し大会に参加するとともに、東和地区の現状を見てもらうための観光を兼ねたバスツアーを催行している。また、東和会では会員同士の親睦を図る目的で同好会を結成しており、東和地区をはじめとするふるさとの温泉への旅行等も行っている。

写真Ⅰ－４－②－１ 東和ロードレースの様子



出典：東京東和会提供

² 詳細は、本書174－183頁参照。

3点目の「物産販売の支援」については、ゆうきの里が都内4区（荒川区・世田谷区・墨田区・板橋区）で行われる区民まつりにおいて、二本松市産の物産販売を行っているため、会員4～6名程度でその販売支援を実施している。

この物産販売は、旧東和町の商工会議所等が20年程前から開始し、2001年頃から本格的に区民祭りなどへの出店を行うようになった。それをゆうきの里が引き継ぎ、現在に至っている。開始当初は販売方法等に関するノウハウをもっておらず、価格設定において福島県産の平常時の販売価格と都市部の大手スーパーなどの安売り価格が競合する事態も発生した。都市部の消費者には「地方の産品は安価で高品質である」という意識があるため、価格帯が同じような福島県産について割高であると感じさせてしまった経緯がある。

写真Ⅰ－４－②－２ 区民祭りでの販売支援の様子



出典：東京東和会提供

このように生産者と消費者との間には価格意識に対する乖離があり、物産販売を行うことが難しい場面もあったが、ゆうきの里が道の駅の運営に携わり始めてから販売のノウハウが蓄積されてきたようである。また、これらの販売支援において、修正すべき点等、気付いたことは次回に生かすため、意見を集約し、協議会に伝えている。

(2) 被災地産品に対する反応

東和地区では有機栽培に早くから取り組んできているが、震災以降、各区民まつりにおける有機野菜等の販売に大変苦勞している。ある区民祭りでは、震災後の2011年8月に出店したが、商品に対する放射性物質はすべて検査しており、安全であることを周知しても3～4割ほどが売れ残ったケースもある。また、来場者の反応も区民まつりごとに異なり、いわゆる山の手地域と下町地域では反応に差が見られたようである。前者では、放射性物質を不安視するようなことを言われ、また、子どもを連れた保護者に商品の説明をしてもすぐに売り場から去られてしまう、さらには商品に対しての明確な検査結果の数値を求められるなどのケースが見受けられた。一方、後者では、県人会組織等、多くの地元組織が活動しているためか、積極的に購入してもらい、励ましの言葉もかけられている。

震災以降、風評被害の払しょくに向けた取組みを継続してきたが、2013年度はどの区民まつりにおいても福島県産品を忌避する気持ち薄れてきたようである。それは、親子で試食してもらえたり、一部販売品が完売したことからも伺える。また、販売方法についても来場者の意見や反応を参考にしながら改善している。例えば、枝豆は従来、枝付きのままの状態の販売していたが、購入者から枝葉の部分だけを返却されたり、枝葉への放射性物質の移行を不安視するなどの反応があったため、一手間ではあるが枝葉をすべて取り除き袋詰めにしたところ、売れ行きが良くなったという事例もある。また、ワインや地ビールなどの加工製品は売れ行きがよく、酒類については子どもが摂取しないためか、放射能汚染に関する話題は出てこないようである。したがって好調な売れ行きの加工品をさらに販売促進するためのPRが今後の課題である。

また、仕方がないことではあるが、消費者にとって価格や品質

等が同様であればあえて福島県産を購入するインセンティブが働かず、これが結果的に風評被害につながり、特効薬があるわけではないので、根深い問題である。

2. 被災地復興支援活動のねらいと課題

これまでの継続的な支援活動を通じて、二本松市観光課等からもイベント開催等の案内がもらえるようになり、東和会の活動は東和地区だけではなく二本松市からも評価されるようになった。決して経済的な効果は大きくはないかもしれないが、「少しでもふるさとを支えたい」という思いがこの活動を支えている。

放射能汚染については、解決まで長期化が予想される問題であり、東和会だけで解決できる問題ではないが、消費者には正確なデータを正しく冷静に受け止めることが求められている。しかし、現状は国民全体が過敏に反応する傾向がある。また、放射線量等は検査結果の数値等が各種ホームページなどを通じて公開されているが、現実には一般消費者は見る機会も少なく浸透されにくい。検査済のものを安全であると認識してもらうためには、特に家族内での共有を図るべく主婦層に届くようキャラクターを使用するなど、わかりやすく周知する工夫が県等の行政機関や関係団体に求められている。

また、各区民祭りなどでは来場者との会話等、コミュニケーションを図ることで顔の見える関係の構築につながり、信頼関係が生まれているのかもしれない。一方、産品等に生産者の名前や写真を入れてあるだけでは顔の見える関係と言えるのかという疑問もある。したがってテレビなどの映像により、実際の農家の生産現場や検査の様子等をできるだけ紹介することが求められている。

3. 被災地復興支援活動の今後の展望

現在、二本松市の出身者等によるふるさと会が同会を含め3会あり、連携という面においては、各ふるさと会の総会に幹部が出席し合う程度であるので、地元の復興を停滞させないためにも、情報共有や実際の活動における連携を深化させていく必要がある。

ゆうきの里が運営する道の駅ふくしま東和は、地元の物産品を広く販売する核となる施設であり、大変重要な役割を果たしている。今後さらにゆうきの里と東和会との連携を密にし、また、二本松市との連携もより積極的に深めていくことが大事だと考えている。

東和会は515名の会員を擁しており、会報やホームページによりふるさととの現状等を広報しているが、すべての情報を広報していく

写真Ⅰ－４－②－４ 総会の様子



出典：東京東和会提供

ことには手段に限界があり、伝えきれないことが課題とのことである。また、会員間で活動に対する温度差があるため、活動メンバーが固定化されつつあり、少子化や地元での就職の増加等により入会者も減少し、会の存続が心配されている状況である。さらには、若い世代は気の合う仲間で行動したいという気持ちがあるため、このようなふるさと会の活動に対する魅力を見出すことが難しく、次世代のリーダーが育つのかという懸念もある。

おわりに

このような東和会の支援活動は必ずしも経済的な効果は大きくはないかもしれないが、ふるさとを支えるという気持ちの部分が大きく、地元被災地の住民にも勇気を与えていると思われる。

調査の中で放射性物質に関する情報については、わかりやすく周知できる方法が必要であるとの指摘を受けたが、風評被害の払しょくを含む今後の被災地の復興に向けた自治体の取組みにとって、重要な要素の1つといえる。また、今後もさらに支援活動を推進していくために、二本松市のふるさと会間における連携を深化させていく必要を言及されている。

このようなふるさととの連携による支援活動は、全国の自治体が今後起こり得る災害への対策や対応を検討する上で、有益な示唆に富む事例であるとともに、このようなふるさと会をはじめ、様々な周囲との連携の重要性を示している。

第5章

風評被害拡大を回避するための 都市自治体・企業における対応と 広域対応の必要性

東京農業大学国際食料情報学部教授
門間 敏幸

1. 風評被害の拡大を阻止するための対策

風評被害の拡大を阻止するために、現在、国、都道府県、市町村（以下、「自治体」という。）、農業協同組合、企業、農業者等によって実施されている対策は、次の様に整理することができる。

国－1）放射性物質の安全性を確保するための基準値の設定（図 I－5－1 参照）

2）生活空間、公共用地、農地などの除染

都道府県－1）農産物・食品等の放射性物質検査の実施とホームページ等での情報提供

2）安全性PR活動（テレビコマーシャル、復興支援イベント、知事などのトップセールス等）

3）国と一体での除染

市町村－1）農産物・食品の放射性物質検査

2）安全性PR活動（県などが主催する復興支援イベントへの参加、誘致企業などでのマルシェ活動、姉妹都市でのPR活動）

3）国のガイドラインに沿った除染

農業協同組合－1）農産物の放射性物質検査による安全確認

2）農協独自の安全性PR活動の実施と都道府県のPR活動への参加

企業・農業者－1）独自の農産物・食品の放射性物質検査

2）独自の安全性PR活動

図 I—5—1 放射性セシウムの新基準値

新たな基準値の概要

放射性物質を含む食品からの被ばく線量の上限を、年間5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに引き下げ、これをもとに放射性セシウムの基準値を設定しました。

放射性セシウムの暫定規制値 (単位:ベクレル/kg)

食品群	野菜類	穀類	肉・卵・魚・ その他	牛乳・ 乳製品	飲料水
規制値	500			200	200

※放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定

放射性セシウムの新基準値 (単位:ベクレル/kg)

食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

※放射性ストロンチウム、プルトニウムなどを含めて基準値を設定

シーベルト: 放射線による人体への影響の大きさを表す単位 ベクレル: 放射性物質が放射線を出す能力の強さを表す単位

出典: 厚生労働省ホームページより引用

これらの風評被害の克服対策については、市町村により自主的に実施しているものも多い。しかも、それらの対策の効果を評価することが難しく、その効果に疑問を感じながら実施しているのが現実である。

次節以降では、特に生産地の自治体の風評被害対策に焦点をあてて考察を進める。

2. 被災地復興支援活動のねらい

(1) 生産地の自治体の放射能対策

風評被害問題にとどまらず放射能汚染問題に対する生産地の自治体の対応は、大きく次のように分けることができる。1) 正確な情報収集による住民の不安への対応、2) 住民避難への対応、3) 住民の健康不安への対応、4) 放射能汚染実態の把握、5) 放射能モニタリングシステムの導入、6) 健康診断の実施、7) 食品の放射能検査サービスの実施、8) 公共施設・個人住宅の除染、9) 農地の除染、10) 復興支援イベントへの参加、11) 市町村産農水産物の安全性のPR。これらの自治体の対応を検討すると、通常の風評被

害とは異なる放射能汚染地域特有の風評問題があることがわかる。

これらの各種の放射能対策のうち、健康対策、食品の放射能検査対策、除染の3つが特に重要な対策として展開された。健康対策では、放射能による健康への影響に対する不安を払しょくするために、専門家による説明会が開催された。しかし、講師となった専門家の意見が大きく異なるといった問題から、住民の不安や不信感を増幅したことも一部の地域では見られた。健康対策としては、ガラスバッジ¹を利用した個人の累積線量の計測による健康への影響評価、その他専門医による診察、ホールボディカウンター²などによる被ばく量のチェックが行われた。しかし、国も含めて初めての経験であるため、対策は後手に回った感が否めない。また、地域をメッシュで区切ってメッシュごとに空間線量を毎日測定し、ホームページで閲覧できるサービスを多くの自治体が実施している。

食品の放射能測定サービスは、食品の放射能汚染に対する人々の不安を払しょくするために2011年11月ごろから、汚染地域の自治体を中心に実施されるようになったサービスである。このサービスは、市町村役場の本所内・支所内にNaIシンチレーションサーベイメーター³を設置して住民が持ち込んだ食品サンプルの放射性物質濃度を測定するというサービスである。このサービスの実施によって多くの食品の放射性物質濃度が測定され、相対的に安全な食品、リスクが高い食品の識別ができるようになり、家庭菜園での品目の選定、リスクが高い食品摂取の回避等、住民自ら危険を避ける食生活改善をすることが可能になった。

¹ 放射線に反応して発生する特殊なガラス素材を使用した個人の積算線量を測定する線量計。

² 体内に存在する放射性物質を体外から測定する装置。

³ NaI（ヨウ化ナトリウム）を使用し、放射線のエネルギーや線量を測定する計器。

除染については、幼稚園・保育園・学校の校庭、公民館、公園等、緊急性が高いものから順次実施され、その後に個人の住宅、そして農地などの除染が行われるようになっている。除染は、空間線量を下げて、年間被ばく線量を安全と考えられている年間1ミリシーベルト以下にすることを目的として実施されている。しかし、個人住宅や農地の除染の進行具合は自治体によって大きく異なり、住民の不満を拡大している。また、周辺を山林に囲まれた地域では空間線量を除染で下げることは難しく、顕著な効果が得られていない。また、一時的に空間線量が低下しても、再び高くなってしまった地域もあり、膨大な国費を投じた除染の効果を疑問視する声も上がっている。

(2) 生産地の自治体の風評被害対策

前節でみたように生産地の自治体は、住民の健康不安払しょく、さらには健康リスク除去を目的に様々な放射能汚染対策を展開している。これらの対策を風評被害対策という視点から見た場合、2つの異なる風評を識別することができる。第1の風評は、生産地の農産物・食品や観光などのサービスが受ける経済的な被害を伴う通常の意味で用いられている風評である。第2の風評は、放射能に関するうわさや様々な不確定な情報に基づく不安や恐れが増幅されることによる被害である。この場合は直接的な経済的な被害の有無を確定することは困難であるが、住民の生活へ深刻な影響を及ぼしている。

第1の風評対策として自治体が採用することができるのは、農産物・食品の放射能検査の実施による安全確認、全国で開催される復興支援イベントへの積極的な参加、食品・農産物の安全性や観光PR活動等であり、JA等の経済団体に比較して採用できる対策は限られている。また、県の方針に従った対策を実施することが求められ

るため、なかなか独自の対策をとりづらいのが実態である。そうした中で比較的独自の対策を実施できるのが姉妹都市などの連携自治体、誘致企業との連携である。例えば、福島県いわき市では、東京都港区と連携して各種のイベントでいわき市産の農産物や食品を持ち込み、安全性をPRしている。企業との連携では、福島県会津若松市がトヨタ自動車、昭和電工、双日、資生堂等との間で企業マルシェを開催し、農産物・食品の安全性をPRしている。福島県伊達市の場合は、企業が主催する復興支援マルシェに積極的に参加するとともに、桃、りんご、柿、ぶどう、いちご等、高級フルーツの産地であるという特性を生かして、多様な果実とその加工品などを中心に、伊達市独自の「伊達マルシェ」を主要都市で開催して復興をPRするなど、風評被害の克服を目指した活動を展開している。

第2の風評対策では、正確な情報の提供による噂やあいまいな情報の拡しょうが課題となる。こうした不確かな情報が蔓延することにより、住民の不安が大きくなり、結果として自治体行政や首長への不満となり、スムーズな行政施策の展開に大きな障害となるであろう。住民の放射能による健康被害に対する不安を抑止するためには、放射能の健康への影響に関するわかりやすい情報の提供サービスの展開、不安拡しょうのための医師による健康チェックの実施が必要である。また、モニタリングしている空間線量に関しても、自治体のホームページだけでなく常に住民が身近に知ることができるようしておくことが大切である。地元でとれた農産物・食品の放射能汚染に対する不安に関しては、食品の放射能測定サービスの実施は有効であるが、測定場所から遠い場所に居住する住民がそのサービスを受けることは難しい。そのため、定期的に巡回して測定を希望するサンプルを集め、測定して結果を返すといったきめ細かなサービスの実施が求められるであろう。

また、除染の遅れによる様々な風評被害を払しょくするためには、除染で出た汚染物質を貯蔵する施設の早急な設置、除染の方針・戦略・そして計画の住民への迅速な提供、除染効果の検証と検証結果の住民への提供が不可欠である。

(3) 他の市町村、都道府県との連携

1) 他の自治体との連携

津波・放射能被害を受けた被災地の自治体にとって、姉妹都市などで従来から交流・連携していた自治体のありがたさを痛感したのが今回の東日本大震災（以下、「震災」という。）であった。特に震災直後に、まだ一般の支援物資が届かない時期にいち早く水や食料、医薬品などを届けてくれた連携自治体の取り組みほどありがたかったものはなかった。さらに、被災した児童・生徒の学校への受入れ、住民の受入れなど、迅速な対応が行われている。さらに、福島県双葉町と埼玉県加須市のように町役場ごと引き受けてくれた自治体もある。また、既に述べたが、いわき市と港区では、姉妹都市交流の一環として農産物・食品そして観光サービスなどに関する風評被害を払しょくするために、復興支援イベントを積極的に開催したり、多様なイベントへの参加を要請するなど、積極的な支援活動を展開している。

こうした自治体間連携に関しては、災害などの異常事態が発生しない場合は、文化的な交流に終始することが多く、その効果を疑問視する声もあるが、今回の震災等のような非常事態の場合には、実に機動的で有効な役割を果たすことが実証されている。災害大国と呼ばれる日本の場合、重要なリスク管理の一つの手段として海外も含めた自治体間連携を位置づける必要がある。援助する側、援助される側から見た、自治体間連携のメリットは、次のように整理することができる。

＜援助する側＞

- ①義捐金、援助物資、ボランティアなどの活動が目に見える形で組織化できるとともに、援助効果が実感・確認できる
- ②自分たちが援助される側に回った時に、連携した自治体から援助されるという安心感がある
- ③リスク管理の視点から多様な自治体間連携を組織化することができる

＜援助される側＞

- ①連携自治体から迅速な支援が受けられる
- ②一過性でなく、持続的な支援活動が期待できる
- ③一方的な援助ではなく相互援助であるため、真の問題解決に貢献できる

なお、援助された側は、次は恩返しという意味で受けた恩以上の支援を意識するであろう。

2) 都道府県との連携

都道府県との連携では、メリット、デメリットの両方がある。筆者の復興支援活動の実践の経験から、都道府県と市町村の連携の効果と課題を整理してみたい。今回の震災復興に関して、都道府県と市町村でその活動が明確に分担されたのは、放射能検査に関してである。農産物・農地に関する放射能汚染の実態把握とモニタリングは都道府県が、食品の検査は市町村が実施するという形で仕分けが行われている。特にゲルマニウム半導体検出器⁴を用いた放射性物質の測定は福島県に機器が整備され、一元的に全県から集められたサンプルの検査が実施されている。一方、市町村民が持ち込む食品

⁴ ゲルマニウムを用いた放射線検出器であり、多数の核種を高い精度で同時に測定できる。

の検査は各市町村で実施されている。こうした放射能検査の実施に関する市町村と都道府県の仕分けは合理的であると評価できるが、検査結果の詳細な解析とフィードバックをどこが行うかが重要である。一般的には都道府県が検査結果データの一元管理・分析を行い、市町村にフィードバックするのが望ましい。

また、放射能と健康被害に関しては、市町村と都道府県の連携がうまくいかなかったことは反省すべき点である。特に放射能の影響に関して、異なる見解をもった専門家、あるいは専門家を自称する人々が現地に入り、様々な情報を流し住民は混乱するとともに、公共機関が提供する情報に関しても不信感をもってしまった。また、各市町村で説明会や講演会を依頼する専門家が異なることが、こうした傾向に拍車をかけてしまった。「真の情報を隠ぺいしているのではないか」、「どうせ、また変わるだろう」、「隣町の情報とうちの町の情報が違う」というように。放射能災害という前代未聞の災害を経験した当初は、こうした混乱はやむを得なかったが、今後の戒めとして、正しい情報を偏り無く流すことがいかに重要かを肝に銘じておく必要がある。こうした情報の提供場面では、都道府県の役割が重要である。

除染に関しても、被害が特に甚大な市町村は国が直轄で行い、その他の地域では各市町村にその業務が任された。その結果、除染の進み具合に関して国直轄地域とその他の地域との格差、市町村間の格差が生まれ、住民の不安と不満を大きく高めてしまった。本来、除染活動のような膨大な費用と時間がかかる事業は、優先順位を決めて計画的に実施すべきものであり、市町村単位の取組みに格差ができることをできるだけ避けなければならない。

また、震災復興対策、風評被害対策における市町村と都道府県との役割分担に関して次の課題を指摘できる。第1は、全県挙げて取り組む課題と、市町村に任すべき課題の仕分けである。その考え方

の基本は、全県の市町村に有効な対策は都道府県が、個別に問題解決が必要な場合は市町村に任せることに置くべきである。例えば、福島県がアイドルグループ「TOKIO」を使って福島県の農産物の安全性をPRした場合、この対策の効果は全県に及ぶものであり、福島県が全面に出て実施する合理性が高い。また、費用面からも市町村単独で実施するのは難しい。ちなみに東京農業大学の学生200名にこのコマーシャル見せて、その効果をアンケート調査した結果、福島県産農産物の「安全性」、「新鮮さ・美味しさ」、「購入したいか」、「福島農業の応援」に対する意識について、「非常に高まった」または「やや高まった」という回答が、それぞれ67%、84%、74%、88%と非常に高い値を示し、若者の感性に強く訴えることに成功している。また、農産物のサンプリング検査も、全県の農産物を扱うため、県が実施するのが合理的である。なお、福島県が実施している米の全量全袋検査は、福島県が県内の農協に委託して実施しており、その仕組みは合理的である。しかし、除染に関しては、市町村に任せられたため、その進捗に関して市町村間で大きな格差が発生してしまった。除染に関しては、その大きな枠組み（緊急性、平等性を総合的に評価して優先して除染を実施する地域、場所を決定）を都道府県が決定して県民に提示し、細部の枠組み（地域内の優先順位の決定）については市町村のリーダーシップで実施することが望ましい。

3. 消費地自治体の対応の方向と自治体間の連携

風評被害に対する消費地自治体の取組みとしては、被災地の農産物・食品の応援消費、食品の放射能検査の実施、被災地都道府県のアンテナショップの支援、被災地の県人会組織などの活動支援、

被災地を支援するNPOなどの団体活動の支援が指摘できる。被災地の農産物・食品の応援消費は被災地を直接支援して食の安全性をPRして風評被害を克服するのに有効性を発揮する。一方、住民サービスとして実施する食品の放射能検査は、農産物・食品の安全性を住民自ら確認し、理由なき恐怖や不安を払しょくするのに有効な取り組みであると評価できる。

なお、消費地自治体の多くは大都市の区市である場合が多い。こうした消費地の自治体では、今後、発生が予想されている大地震への備えが必要である。そうした大災害へ備える対策として、自治体間の連携を重要な課題として取り上げるべきであろう。特に、被災者の受け入れ、医師などの派遣、一般の支援物資が届かない災害直後の支援物資の確保、農産物・食品の確保といった視点から連携すべき自治体を選択して連携活動を今から推進しておくべきであろう。

例えば、東京都港区では、2005年（平成17年）3月に「港区大規模災害被災地の支援等に関する条例」を制定している。この条例では、大規模な災害に見舞われた他の特別区及び市町村(以下、「被災区市町村」という。)に対し支援を行うとともに、被災地で支援活動を行う区民等を援助することにより、被災地の災害応急対策及び災害復旧(以下、「災害応急対策等」という。)に資することを目的としている。支援の内容としては、①防災備蓄物資その他の物資の供与、②防災資機材等の供与又は貸与、③物資及び防災資機材等の輸送、④災害応急対策等に従事する職員の派遣、⑤見舞金の支給、⑥その他区長が特に必要と認める支援、となっている。また、区民等の支援活動に対する援助としては、①ボランティア保険(区規則で定めるものに限る)の保険料の負担、②他区長が特に必要と認める援助等が想定されている。

また、港区よりも早く東京都武蔵野市では「大規模災害被災地支援に関する条例」を1995年（平成7年）に制定している。さらに、東日本大震災をきっかけに、堺市では「大規模災害被災地等支援基金条例」を、根室市では「東日本大震災被災地等の支援に関する条例」を制定し、自治体として組織的な支援活動ができるような体制を整備している。

4. 企業の役割と貢献の方向

（1）風評被害克服と企業の役割

震災からの復興に関して企業の果たした役割と貢献を見逃すことはできない。風評被害に関する企業の貢献を整理する前に、震災からの復興に果たした企業の活動は、次のように整理することができる。1）社員をボランティアとして被災地に派遣、2）義捐金の提供、3）企業内での復興支援活動やマルシェの開催、4）被災地への企業進出、5）企業保有技術・機器での被災地支援。

特に風評被害克服のための企業の役割・貢献としては、3）、4）、5）が重要である。1）のボランティアへの参加は、被災地の現状をよく知る、被災地を応援しようとする参加者の意識を大きく高めるため、参加後の応援消費といった活動につながり、風評被害の克服に有効性を発揮するであろう。3）は積極的に風評被害を払しょくして、被災地で生産される農産物・食品の安全性をPRするといった局面で有効性を発揮するものである。4）の企業進出には様々なタイプがある。有利な補助金が活用できて工場が安価に建設できる、安価な地元の労働が活用できるといった経済的な視点から進出する企業もある。しかし、放射能汚染地域では土地利用型の農業の復活が放射能問題から懸念されているため、汚染された土を

使わない植物工場、水耕栽培等の導入が歓迎され、復興促進のための補助金を利用できるメリットもある。この場合、企業直営のタイプと施設を販売（被災地では自治体が補助金の受け手となって機械や施設を購入して農家に無料で貸し出すという方式が採用される場合が多い）して、それを農業法人や農家組織が経営するという方法が採用されている。5）も4）と類似した活動であるが、がれきの除去、除染技術の開発、自然エネルギー活用技術等、企業が開発した技術の導入によって被災地の復興支援を試みるものである。

3）の取組み事例としては、本書の第Ⅱ部第1章で紹介する会津若松市と誘致企業である昭和電工、また、トヨタ自動車、資生堂との連携などがある。これらの取組みは、農産物・食品の風評被害を

写真Ⅰ－５－１ トヨタ自動車本社での会津若松市の企業マルシェ風景



出典：福島県会津若松市ホームページより引用

払しょくしたい自治体と、誘致企業として多くの地元出身社員を抱える状況に配慮した地域への貢献、企業としての社会貢献の内外へのPR等、利害が一致している点に特徴がある。

一方、ビジネス視点からの企業の取組み事例としては、原発事故で全村避難を余儀なくされた福島県双葉郡の川内村にアルミ製品加工の菊池製作所（東京都八王子市）、家具工房ニングル（北海道剣淵町）など3社が進出を決めている。投資額は4億6千万円で、県と村の補助金で全額を賄うが、雇用については村内から確保する。また、（株）グランパによるドーム型ハウスでの水耕栽培技術・システムの農業者への提供（福島県南相馬市）、自社生産農場の展開（岩手県・陸前高田市）などがある。また、平成25年度からは農林

写真Ⅰ－５－２ グランパのドーム型植物工場



出典：（株）グランパホームページより引用

水産省の研究支援事業である先端技術展開事業⁵が福島県で実施されており、花き、野菜、果樹、畜産、バイオマスエネルギーに関わる最先端の技術開発とその現地での実証に関する研究が展開されている。花き、野菜に関する研究の主要な課題の一つが風評被害の克服であり、高度な施設型農業の展開に関する研究を農家・企業と連携して展開する計画である。

また、企業ではないが、東京農業大学は、震災発生当初から被災地（相馬地方）に入り、震災からの復興支援研究を展開している。こうした活動の中で、津波被害水田復旧のために東京農業大学が開発した技術を採用して生産した米については「そうま復興米」と命名して、放射能汚染からの安全性をゲルマニウム半導体検出器で確認し、様々なイベントで復興の成果と放射能からの安全性を積極的

写真 I-5-3 東京農業大学学生食堂での「そうま復興米」提供風景



出典：筆者撮影

⁵ 東日本大震災の被災地域内に「農業・農村型」、「漁業・漁村型」の研究・実証地区を設け、先端的な農林水産技術を駆使した大規模実証研究事業。

にPRして販売するとともに、東京農業大学の学生食堂でも毎日提供して学生に喜ばれている。

(2) 企業と連携した取組み活動の今後の展開方向

風評被害克服のための企業と連携した取組みの最大の利点は、通常のイベントでのPR活動に比較して長期的な支援活動の展開が期待されることである。深刻な風評被害の影響を受けた福島県特産の果樹などの復興にも企業からの支援が大きく貢献している。一方、企業との連携による風評被害克服の取組みの問題点は、その活動が特定の企業・社員の中だけにとどまり広がりが少ない点である。また、風評被害に困っている被災地の現状を目・耳・肌で感じている人に限定されてしまい、問題意識が低い一般の消費者の支援にまで活動が発展しないといった問題を指摘できる。

風評被害克服に関わる企業との連携に関する今後の展開方向の最大の課題は、連携する企業の拡大と、支援企業を通して多くの消費者へ被災地産の農産物の安全性をどれだけ啓蒙できるかにかかっている。そのためには、スーパー、外食、レストラン等、消費者と直接接触する企業との連携活動を展開することが最も有効である。スーパーにおける被災地支援コーナーでの安全性のPR、外食・レストランにおける被災地産の農産物の活用とPRが有効である。こうした取組みを活性化するためには、国が定めた基準値にとどまらず企業が求める放射能検査に積極的に対応して安全性のレベルを高めていくとともに、そのことを積極的にPRしていくことが大切である。

5. 自治体における風評被害対策と住民合意形成

(1) 自治体ができる風評被害対策の体系

自治体を取り組める風評被害対策は、第2節で整理したように、1) 住民に対して行う対策と、2) 住民以外に対して行う対策に大別できる。住民に対する対策としては、①自治体内の空間線量などの放射能汚染情報の提供、②食品の放射能検査サービス、③健康診断などの健康サービス、④農地除染、⑤施設園芸等、放射能汚染の影響が少ない農業システム導入の支援、⑥市町村産農産物の安全性の住民へのPRと積極的な利用、などがある。

一方、住民以外の人々に対する風評被害対策としては、①誘致企業との連携、②イベント参加など積極的なPR活動の展開、③地域産農産物の取扱いに関する地域内外の流通業者との連携、④観光・教育旅行等に関する企業・学校・旅行会社等へのPR活動の展開等の活動に整理できる。

(2) 自治体の風評被害対策と住民合意形成の課題と方向

地域住民を対象とした風評被害対策で最も難しいのが、学校給食への地域の農産物の利用に関する対応である。放射能の人体への影響は、小さな子供でより強く現れるという知識が一般に広まり、多くの調査結果からも子供を持つ親の世代で、放射能汚染を深刻に受け止めるとともに、より厳しい放射能検査を求めていることがわかる。そのため、学校給食で地元産農産物を使う、安全性を地域外部にPRするために、地元産農産物の地域内消費を積極的に行うという活動に関して、住民の合意形成がなかなか得られないという問題が発生している。例えば、2013年2月25日の福島民友ニュースによれば、福島県内学校給食の現在の県産食材活用率は18.3%で、東日

本大震災前のほぼ半分にまで落ち込んでいることが判明している。

この問題は、地元産の農産物の安全性をPRするとともに、自ら消費してその安全性を強くPRして風評被害を払しょくしたい農業団体と、放射能汚染から子供の健康を守るためにリスクのある農産物・食品の摂取を極力回避したいと考える住民との間で生まれる意見の相違である。この問題の解決は、当事者間の話し合いにゆだねるしかないが、自治体の役割としては、正確な判断情報の提供、話し合いの場の設定といった支援活動が基本となるであろう。また、解決策の基本は、双方が求める安全に関する基準値の合意、給食に利用する地元食材の優先順位と利用頻度を決定し、段階的に利用する食品を増やしていくことが現実的である。この問題を克服して学校給食に地元食材を利用することに成功した自治体としては福島市の取組みを指摘することができる。その取組みを見ると、ゲルマニウム半導体検出器を用いた厳格な検査を実施している。具体的には、放射能測定器を学校給食センター4施設に設置し、2011年11月から2012年3月まで、給食センターでは週1回、単独給食実施学校では月2回の頻度で学校給食に使用する食材の放射能検査を実施している。また、2012年4月からは、給食で使用する食材を1人分の割合で混ぜ合わせた試料（混合試料）をつくり、毎日測定している。その結果、2013年1月より学校給食用米飯に福島市産コシヒカリを使用することができるようになった。

このように自治体内部の風評問題に関しては、正しい情報の不断の提供と徹底的な話し合いで段階的に問題解決していくことが重要であり、決して結論を急いではいけないというのが、問題解決の一番の近道であることを銘記すべきであろう。

第6章

風評被害予防のためのリスク情報 共有について

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部第三室長
畝山 智香子

はじめに

事故や災害、その他いろいろな事情により何らかの有害物質についての報道が急に増えたような場合に、関連地域の農作物や関係があるとみなされる食品が、リスクの大きさは直接関係なく避けられる現象がしばしば観察される。このような風評被害は、生産者にとって脅威であるが、消費者にとっても本来とるべきリスク対策と偽のリスク対策の見分けがつかなくなるという損害をもたらす可能性を秘めている。風評被害を発生させない、あるいは少なくするための方法として、平常時からできることがある。

1. 風評と正当なリスク回避行動との違い

福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）の事故に関連して、放射性物質が検出されない、あるいは基準値をはるかに下回る農作物であっても福島県産というだけで売れる量が減る、または安く買い叩かれるという現象が風評被害と呼ばれている。一般論として風評被害について語られる場合には、「安全性に問題がないのに避けるのはおかしい」という論調になることが多いが、個別具体的な案件について避けている当事者にとっては「正当なリスク回避行動である」と認識されている場合がある。例えば放射性物質に関しては、流通食品についての基準値 100 Bq/kgは「十分安全な値」と説明されていても、ゼロ（不検出）でなければならぬと信じている人にとっては幅広く東日本や北日本の産物を避けることが正当であると主張されている。

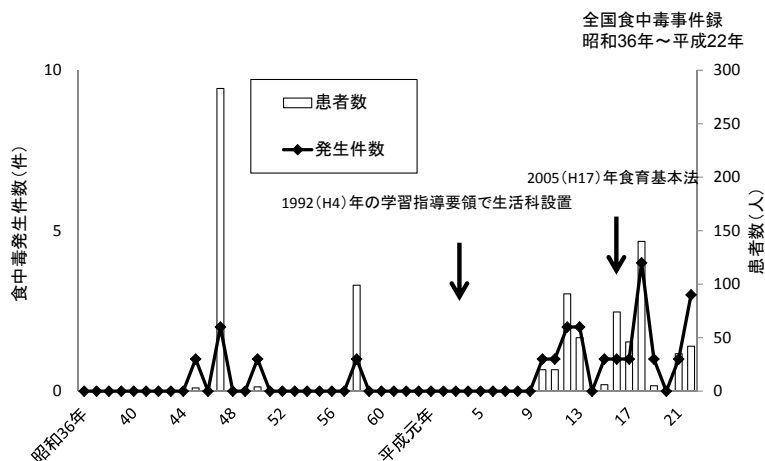
このように食品にゼロリスクはないのにゼロリスクを求める行動は、食品の安全性について平時から「許容できるリスク」について

のコンセンサスが形成されていないことに由来すると考えることができる。もともと「食品が安全である」ということは「リスクが許容できる大きさの範囲内である」ということを意味し、絶対安全でリスクがないことを意味するものではない。そして許容できるリスクの大きさは、国や地域あるいは時代とともに変わるので、どこまで許容できるのかについては関係者間で合意形成をすることが食品の安全管理の前提である。しかし、それは特に安全性について問題になっているわけでもなく、消費者が「安心」している食品について、わざわざ「実はこれだけのリスクがある」と伝えなければならないということでもある。食品にはすべてリスクがあり、その中で「許容できるリスクはこれくらい」という合意された水準がなければ、「風評被害」と「正当なリスク回避」を区別することはできない。そもそも普段の我々の食生活は「どのくらい」安全なのか、あるいは「どのくらいの」安全水準を目指すべきなのかということをも明確にすることが風評被害対策の第一歩である。

近年、学校や各自治体では食品の安全性についてのリスクコミュニケーションや食育活動などが盛んである。その中で本当に食品の安全についての理解が深まっているのかどうかについて再考を促すデータがある。図 I - 6 - 1 に示したのは日本の食中毒統計のうちジャガイモによる食中毒の発生件数と時期についてのデータである。食中毒全体では、昭和の半ばは毎年数百人が食中毒で死亡したことが報告されているが、それが近年は1桁以下であり、平成21年には統計を開始して以降、初めてゼロになった（これは報告された数なので実数はそれよりはるかに多いと推定されている）。

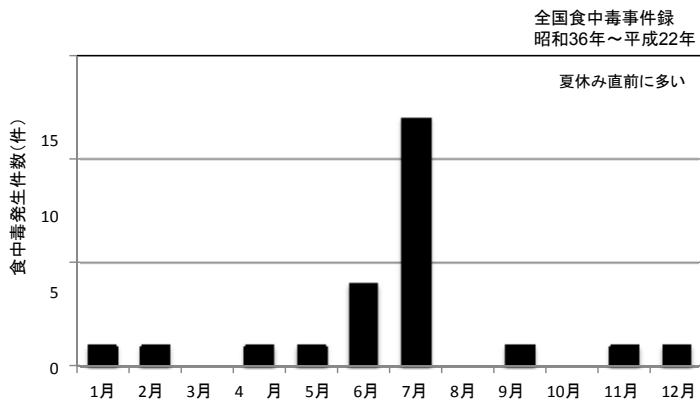
このような背景の中で、近年になって増加しているのが給食ではなく、主に小学校の学習活動においてのジャガイモによる食中毒である。ジャガイモは天然に有毒アルカロイドを含み、芽が出たり陽

図 I - 6 - 1 ジャガイモによる食中毒の発生件数と患者数



出典：登田美桜他「過去50年間のわが国の高等植物による食中毒事例の傾向」食品衛生学雑誌Vol.55（2014年）No 1 55-63頁

図 I - 6 - 2 ジャガイモによる食中毒の発生件数（平成 22 年月別件数）



出典：図 I - 6 - 1 の出典に同じ

にあたって緑化したり育ちが悪かったりすると、特に皮の近くの部位で濃度が高くなる。毒素はしばしばヒトが中毒をおこすのに十分な量になるが、子どもの場合はより少ない量で中毒になる。ジャガ

イモのアルカロイドは日常的な食品の中では比較的风险が高く、過去に多くの食中毒による死亡者を出してきたのである。このような経験と知識から安全に食べるための管理方法を学ぶことが本来の総合的学習であろうが、実際には中毒事故を起こし続けている。食品企業なら到底許されないことである。その一方で、一度も健康被害を出したことがなく、基準を守って使用されている食品添加物や残留農薬を避けることを食の安全の教育だとしているところも見受けられる。このような現状では食品について許容できるリスクはどのくらいかという定量的議論ができるはずもない。

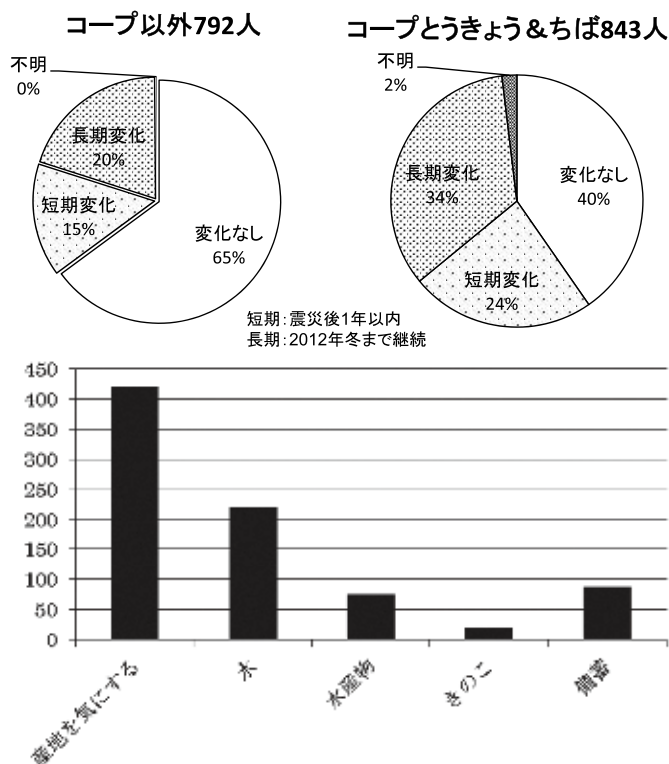
2. 風評による被害

風評により、特に安全上問題があるわけでもない作物や商品が売れなくなることによる生産者の経済的被害については他の章で扱うので、ここでは風評を生み出しているように見える消費者も実は被害を被っているということを指摘したい。

図 I - 6 - 2 に示したのは、筆者らが行った震災後の食生活の変化について、主に大都市圏での消費者を対象に行ったアンケート調査の結果の一部である。東日本大震災（以下、「震災」という。）以降、食べるものの産地などを気にしているという人が一定数いるが、注目すべきなのは産地の他に水道水をミネラルウォーターに変えたという人が比較的多いことである。これは一時的に東京都で水道水から放射性ヨウ素が検出され¹、それが大きく報道されたことによる影響と考えられる。その検出自体は一時的なものですぐに

¹ 東京都水道局
水道水の放射能測定結果について ～第17報～（2011.3.23）
<http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/press/h22/press110323-01.html>

図 I - 6 - 2 震災後の食生活の変化に関するアンケート
 - 食生活に変化があったかどうか、あったとしたら何か -



出典：厚生労働科学研究費補助金、食品の安心・安全確保推進研究事業、
 震災に起因する食品中の放射性物質ならびに有害化学物質の実態に関する研究、
 2012年（平成24年）度総括・分担研究報告書より抜粋

不検出になっているが、それから2年を経てもまだ水道水は避けるべきと信じている人がいる。実は日本でのミネラルウォーターと水道水は分類が異なり、適用される汚染物質や不純物の基準値が異なる。天然物として最もリスクの高い無機ヒ素の場合、水道水の基準値が10ppb²なのに対してミネラルウォーターは50ppbである。飲料

² 10億分の1（parts per billion）を示す単位で、濃度や割合を表す。

水中の無機ヒ素はヒトで発がん性が確認されており、放射性物質同様に「合理的に可能な範囲で少なく」すべきものである。つまり、単純にリスクを低くするのであれば、基準値の上では水道水の方が適しているはずである。そして、アンケートではミネラルウォーターに変えたことでお金がかかる、プラスチックゴミの量が膨大になった、重いので買い物が大変になったという意見があった。ミネラルウォーターを購入している人にはミネラルウォーターの方が無機ヒ素の摂取によるリスクは高くなる可能性があるという情報はほとんど認知されていない。放射性物質が怖いという情報のみを集め、それ以外の情報は目に入らない、あるいは政府や公的機関の情報は信じられず、口コミやネット上のうわさに踊らされ、安全性、環境影響、経済性、そして日常生活をおくる上でもメリットのない選択をしていると言えるだろう。

このアンケートではコープ会員とそうでない人の結果に違いがあり、もともと食の安全について関心が高いであろうコープ会員の方が、震災により食生活に変化があったと回答する人の割合が多かった。食生活が変化したと答えた人の中には、復興支援のために被災地産の作物を積極的に購入するようになったという人もあり、コープでも支援活動を行ってはいるが割合としては全体の4%と少ない。予想に反して年代や同居している子どもの有無による違いはほとんどなく、違いがあったのはコープ会員かどうか、と性別によるものであった。女性の方が食生活を変えたという回答が多い。放射性物質の影響は小さい子どもほど大きいとされ、小さい子どもがいるから心配だという話がよく報道されているが、実際の行動はリスクの大きさとはあまり関係が無く、もともと気にする人かどうかという心理的・個人的要因の方が大きいようである。これはこれまでの事例でも経験されていたことである。例えば、かつて厚生労働省

から「妊婦はキンメダイの摂取量を1回60～80gとして週に2回までに制限するように³」という助言が出されたとき、対象は明確に妊婦だけで、あくまで制限であって食べるなということではないにもかかわらず、男性や高齢者までもが食べてはいけないと解釈されてキンメダイの売上が減少した。つまりリスクの大きさを判断して忌避しているわけではなく、リスクがあるという情報に敏感に反応する集団がいるということである。

食品の安全性という点では基準通りに使用されている残留農薬のリスクは食品そのものよりはるかに低く、採用する農法によって安全性に差はない。それでも、「農薬はない方がいい」、「添加物は使わない方がいい」という主張は、「放射性物質が基準値以下であってもゼロでなければ避けるべき」という考え方と親和性が高いであろう。問題は、特定のリスクのみが強調され、天然の本来重視すべきリスクが軽視されているということである。

風評を生み出しているように見える消費者は、実際には風評に踊らされ、必要以上に出費や負担を迫られ選択肢を奪われているとも言える。そして、より優先順位の高いリスク対策のためのリソースを奪われているのである。

³ 厚生労働省医薬局食品保健部基準課

2003年（平成15年）6月3日に公表した「水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項」について（Q&A）<http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/06/tp0613-1.html>

その後、2005年（平成17年）11月2日に厚生労働省より、「妊婦はキンメダイ等の摂取を1回約80gとして週に1回まで（1週間あたり80g程度）に制限するように」と見直しが行われた（下記参照）。

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

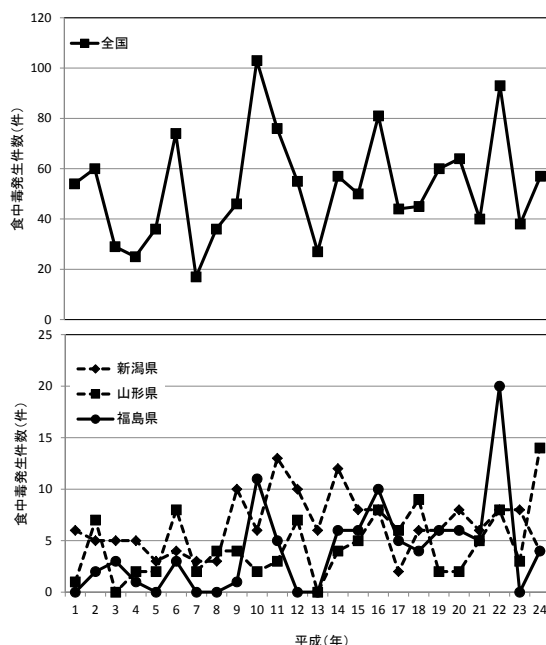
2005年（平成17年）11月2日に公表した「妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項の見直し」について（Q&A）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/qa/051102-1.html>

3. 震災に伴う食品リスクの変動について

福島第一原発事故の放射性物質の放出による流通食品のリスクは、出荷制限や膨大な検査など、関係者の努力もあり最小限に留まっている。このような状況の中、福島県で震災に伴って大きく変動した健康被害がある。図 I - 6 - 3 は平成以降のキノコ中毒の届け出件数の変化を示したものである。日本の食中毒の原因のほとんどは微生物や天然物で、天然物の中では圧倒的にフグ・キノコが多い。多くの場合、自分で採取して摂取したものであるが、震災前の平成22年の秋には福島県でのキノコ中毒は全国1位であり、しかも直売所で毒キノコを販売していたという事例もあり、食品安全上大

図 I - 6 - 3 わが国のキノコによる食中毒の経年変化



出典：全国食中毒事件録から筆者作成

きな問題となっていた。それが福島第一原発事故後の平成23年にはゼロになった。これは野生のキノコが放射性物質を蓄積しやすいため、「キノコを食べないように」という情報が伝えられたためである。キノコ中毒は、「ただちに健康被害がある」ため、速やかに治療を必要とする。時に死亡することもあるのだが、それに対する注意や警告は常に過小評価されてなかなか浸透しなかった。それが放射性物質への警告のおかげで被害が減ったのである。残念ながらこの中毒事故ゼロは長続きしていないが、この事例のように食品の安全にとって重要なことであっても関心が低いものは他にもある。リスクの大きさと関心の高さが一致することが最も効率よく誰にとってもメリットになる状態なのであるが現実はそうはなっていない。

4. 提言

食品にはもともと多種多様なリスクがあり、分析技術の発達はこれまで検出できなかったような微量な化合物の検出をも可能にしている。そして情報通信網が発達し、根拠のないうわさ話であっても瞬く間に拡がる可能性のある現代においては、風評被害はいつでも生じてもおかしくない。例えば、誰かがこれまで知られていなかった微量の化合物を特定の農作物から検出したとする。その化合物を大量に動物に投与した場合には有害な影響があるという知見を消費者団体などが問題視し、どこかのメディアが報道したらどうなるだろうか？そのような場合に、リスクの大きさはどのくらいで他のリスクと比較して大きいのかあるいは小さいのかわかりやすくかつ迅速に説明することで風評被害を抑えることができるであろうか？問題が発覚してから「実はもともと食品にはリスクがある」という説明をしたところで、言い訳だと受け取られる可能性が高いの

ではないだろうか。

風評被害に強い社会を作るために、平時からできることとして以下のようなことが考えられる。

(1) 行政担当者に向けて

食品の安全性については根拠のない安心ではなく、科学的根拠のある安全性、つまりリスクの大きさをベースに法制化や対応をする。たまたま話題になっている問題について「市民の安心のために」と、あまり根拠のない規制や対応をするとその後の足枷になる場合がある。さらに安心の要求には限度がない。大まかであっても常に費用対効果分析を行う必要がある。

(2) 生産者に向けて

生産物のリスクを把握し、リスクに応じた安全管理と情報開示が必要である。HACCP³の考え方はあらゆる場面に応用できる。実質を伴わないマーケティングによるイメージ頼りの販売戦略は、一時的に成功したとしても何かがあれば顧客を失うのも早い。事業の継続性のためには、イメージだけではなく実質が必要である。自社製品については、自らリスク評価を行うことが望まれる。

(3) 消費者に向けて

食品の安全性は消費者が摂取するところまでが含まれる。食生活の安全は食品単品が安全かどうかによって決まるわけではなく、食

³ Hazard Analysis and Critical Control Point：食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生する恐れのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法（厚生労働省ホームページより引用）。

生活全体のバランスによって決まる。消費者の選択は特定の食品のリスクを大きくも小さくもする。たいていのものは極微量であれば大きなリスクにはならないし、完璧に安全な食品も悪影響を及ぼすだけの食品も存在しない。情報に踊らされて損しないよう、常に全体を見るように意識することが大切である。

おわりに

事故や災害は予防することができればベストではあるが、常に予防が可能なわけではなく、発生してしまった場合に備えて社会のレジレンス（復元力、回復力）を高く保つこともまた重要である。ここでは主に食品のリスクについて述べたが、基本的には他のリスクについても同様である。火山の噴火などの自然災害、予防接種や医薬品の副作用問題、事故や火災など、あらゆるものに多様なリスクがある。事故や災害そのものによる被害に、風評による被害が追い打ちをかけることのないよう準備しておくこともまた、防災・減災の一環と考えて平時からリスクコミュニケーションに努めることを薦めたい。

第7章

風評被害払しょくの一組みが示唆する 農産物・食品のリスク管理の方向

東京農業大学国際食料情報学部教授
門間 敏幸

1. 風評被害払しょくの取組みがもたらしたもの

(1) 今回の風評被害の特質

3.11東日本大震災が、現代社会に生きる我々にもたらしたものはとてつもなく大きい。その影響については、論議があると思うが、次のように整理することができる。

- ・ 私達の繁栄を支えてきた現代社会の基盤は大きなリスクの上にあり、もろくて弱いという認識が広がった。
- ・ 技術（科学）で制御できない自然の強大な力の存在。
- ・ 無償のボランティア活動が意味する事－困った人の役に立ちたいと考える組織、多数の人々の存在（利他性、社会コミュニティの重要性）。
- ・ 正しい情報を正確・迅速に流すことの大切さ。
- ・ 目に見えない放射能汚染との歴史的な戦いを覚悟することの大切さ。
- ・ 地方自治の重要性和脆弱性。

中でも、福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）のメルトダウンによって発生した放射能汚染の影響は大きく、故郷を失い避難を余儀なくされた人々以外にも、放射性物質の広範な拡散によって、かなり広い地域で農業、観光業、流通業、製造業等、様々な産業部門に大きな影響を与えた。その被害は、放射性物質の汚染で生産が制限される、また生産ができたとしても放射性物質が基準値を上回って検出されたために出荷することができない実害とともに、放射性物質に対する恐れから消費者が商品やサービスの購入を差し控える風評被害が発生して、被災地の産業の復旧・復興の大きな足かせとなっている。BSE、鳥インフルエンザ、農薬汚染等の問題が発生した場合に、マスコミがセンセーショナル

に取り上げ、一時的な買控え等が発生したことはこれまでも何度となく経験した。しかし、それらの風評被害の場合は、商品の迅速な回収、問題を予防するための対策を実施し、比較的短時間で問題が収束し、マスコミも次第に取り上げなくなり、人々の記憶も次第に薄れ、問題は沈静化していった。

しかし、今回の放射性物質に起因して発生した風評被害は、従来の風評被害とはかなり異なる様相を呈している。その第1の原因は、原因となっている放射性物質の影響の長さとその除去の難しさに対する恐怖である。急性中毒のような症状はない代わりに、その摂取がどのような影響をもたらすかわからないといった目に見えない恐怖である。これは、消費者が遺伝子組換え食品を忌避する行動に極めて類似している。そのため、極端な恐れを抱く人、あまり恐れを抱かない人というように、個人の受け止め方の違いをもたらし、その解決を難しくしている。第2は、放射性物質に汚染された商品を排除するために設定された基準値の妥当性を理解することが難しいことである。そのため、極端に恐れる人は、ゼロ基準、検査機器で測定されない（ND）基準の設定、基準値の引下げを強く求めることになる。一方、それほど恐れない人は政府の判断に従うことになる。

第3は、放射能というその影響が長期に及ぶ原因とともに、福島第一原発でメルトダウンした燃料棒の取出しとその処理が行われ、汚染原因が完全に除去されるまでに要する時間の長さに起因する報道の持続性である。現在は、特に汚染水の流出問題がほぼ毎日のようにマスコミで取り上げられるとともに、東京オリンピック開催に関する安全宣言の妥当性問題に関しても様々な論議が行われている。こうしたマスコミ報道が、人々の記憶にいつまでも放射能汚染問題を残すことになり、風評問題を持続させている。第4の原因は、福島第一原発事故に対する賠償金の支払いに伴う、買い叩き問

題がもたらす風評被害である。すなわち、風評被害が原因で買い控えや価格低下による損害を受けた場合、東京電力（株）の審査を受けて風評の影響が認定されれば賠償が得られる仕組みになっている。こうした風評被害に対する賠償の存在が、買い叩きなどの問題を引き起こし、風評被害を長引かせる一因となっている。

（２）風評被害払しょくのための取組みがもたらしたもの

今回の放射能汚染が原因となって発生した風評被害を克服するために展開された様々な取組みが、風評被害の予防、払しょくに関して我々に次のような対策の重要性を指摘している。第１は消費者と生産者・産地の間に日常的に信頼関係を構築することの重要性であり、関係性マーケティングとして整理することができる。なお、関係性マーケティングは、農産物だけに限らず、今回の調査で明らかになった市町村（以下、「自治体」という。）と企業との連携、自治体間の連携による信頼関係、相互扶助システムの構築という視点からもその有効性を評価することができる。第２は、農産物・食品に対する新たなリスク管理システム構築の必要性である。ここでいう新たなリスクとは、放射能汚染リスクである。放射能汚染のリスク管理は、予防と発生した場合の対策の２つの視点から評価することができる。第３の対策は、買い叩き等モラルハザードに関わる対策の必要性である。企業のモラル、社会性等、倫理的な問題を伴う重要問題といえよう。第４の対策は、正しい情報提供の重要性である。特に放射能汚染に関しては、全く未知の経験であったため、適切な情報が提供されないことによる恐怖が人々の間に蔓延した。特に福島第一原発事故発生初期の買い控え行動は、情報不足による過剰反応がもたらしたといえる。また、福島県知事が発した安全宣言の直後に、基準値を超える農産物が発見されたという事態も、情報そのものに対する不信感と、情報を提

供する側である国や県に対する不信感を招く結果となってしまった。

以下ではこの4つの対策についてより詳細に検討し、風評被害払しょくに向けた取組みの望ましい方向について提案する。

2. 新たな農産物マーケティングの示唆（多様な関係性マーケティング）

関係性マーケティング（リレーションシップ・マーケティング）とは、買い手と売り手が相互のコミュニケーションによって信頼関係を構築し、持続的な取引関係を構築して取引に伴う費用の削減など取引の効率化を目指す取組みである。1983年にL.L.Berryが最初に提唱し、先進諸国が低経済成長時代に突入する1990年代以降に脚光を浴びるようになったマーケティングの考え方である。すなわち、顧客との間に信頼性を構築して長期的な取引関係の創造を目指すものである。

今回、我々が調査を行った須賀川市の（株）ジェイラップや二本松市のNPO法人ゆうきの里における風評被害克服の取組みを見ると、不特定多数を相手とする市場流通よりも、相対で顧客に情報発信できて信頼性を獲得するための取引の重要性が指摘されている。特に農産物直売所を運営するゆうきの里では、顔の見える関係の強化による信頼性の獲得でお客が次第に戻って来ていることを指摘している。また、契約取引も生産する側と購入する側の信頼で成立しており、風評被害の影響は相対的に少ない。さらに、福島消費者は他の地域の消費者よりも放射能に関する知識が豊富で、他の地域よりも福島県産農産物の消費の戻りが早いといった傾向、復興支援イベントの継続的な実施の重要性が指摘されている。また、企業マルシェ等の取組みも売り手と買い手の信頼性構築のための関係性マーケティングの一種と見なすことができる。

3. 新たな農産物・食品リスク管理システムの構築

(1) 放射能による農産物・食品の汚染防止対策

ここでは、既に原子力発電所のメルトダウンという最悪の事態が発生してしまったことを前提に、その影響が農産物・食品に及ぶことを防止する視点から、その望ましい対策について提言する。現在、このような視点で筆者らが取り組んでいるのが、「農地1筆を単位とした放射性物質のモニタリングシステム」である。このシステム開発の目的は、農産物の放射能汚染を正しく恐れて農業生産を持続することにある。すなわち、作付規制をせずに農業生産を持続しながら放射性物質濃度を下げるとともに、生産する作物への放射性物質の吸収を抑制するために適した除染・栽培技術を採用し、安全な作物を生産できるようにすることを目的としている。さらに、生産した農産物に関しては、その安全性を徹底的に検査して、基準値を超える農産物が市場に絶対に出回らないようにすることを目指している。すなわち、測って作る、作って測るというフィードバックを繰り返して放射能汚染濃度の低減と農産物の安全を担保することを目指している。まだ、点的な取組みであるが、被災地のすべての農地で、当該システムが完成できれば、効果的な除染対策の選択、農業生産の持続が可能になると確信している。現在、実用化に向けて、迅速かつ安価にできる方法と仕組みを研究中である¹。

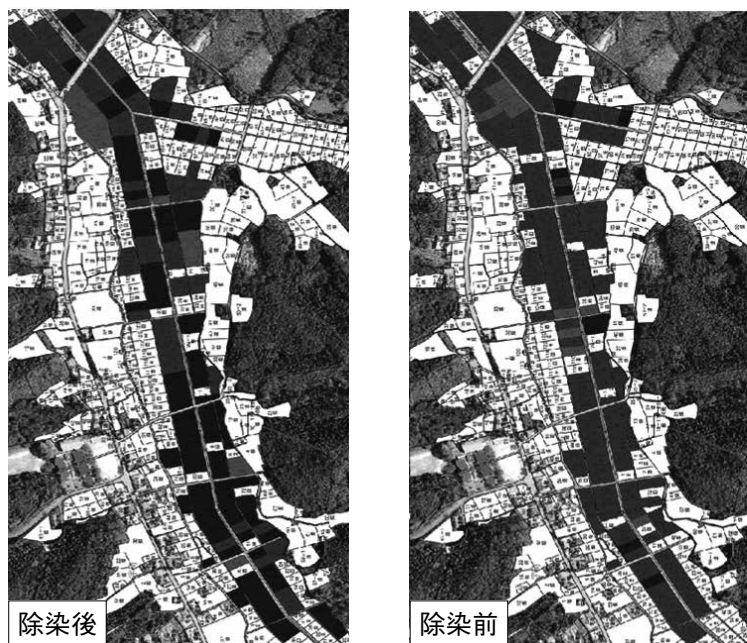
¹ 門間敏幸ほか「放射能汚染地域の営農システム復興のための農地1筆単位の放射性物質モニタリングシステムの開発と実証」東京農業大学・相馬市編『東日本大震災からの真の農業復興への挑戦』ぎょうせい、2014年

表 I-7-1 農地 1 筆単位の放射性物質モニタリングシステムのデータベース

No	地区名	地名	圃場図番号	地目 (現在)	面積 (a)	1mの空間線量		土壌放射性物質濃度 (Bq/kg, 水分30%換算値)					
						除染前	除染後	除染前			除染後		
								0~5cm	5~10cm	Cs合計	Cs-137	Cs-134	K-40
1	東玉野	菖蒲沢	1-39	水田	10	0.89	0.78	4,229	4,447	2,958	1,917	1,041	754
2	東玉野	菖蒲沢	1-41	水田	10	0.93	0.82	3,889	3,559	2,829	1,796	1,032	899
3	東玉野	菖蒲沢	1-42	水田	10	0.90	0.79	2,948	3,309	2,834	1,811	1,023	645
4	東玉野	タチガロウ	1-10 ②	水田	15	0.88	0.76	4,711	3,852	2,786	1,773	1,014	714
5	東玉野	タチガロウ	1-10 ③	水田	5	0.82	0.76	2,917	3,558	2,152	1,408	744	499
6	東玉野	タチガロウ	1-10 ④	水田	5	0.82	0.72	2,476	2,678	2,674	1,697	977	581
7	東玉野	タチガロウ	1-10 ⑤	水田	5	0.83	0.72	4,282	3,780	2,905	1,879	1,026	664
8	東玉野	ウド沼	32-3	水田	7	0.83	0.65	4,216	2,322	3,097	2,022	1,075	822
9	東玉野	ウド沼	33-1, 34-1	水田	14	0.80	0.62	3,150	2,976	3,064	1,959	1,105	709
10	東玉野	ウド沼	34-2	水田	7	0.84	0.62	3,791	3,389	3,021	1,913	1,109	697
11	東玉野	ウド沼	35	水田	7	0.82	0.62	3,791	3,389	3,007	1,913	1,094	637
12	東玉野	スバ	54, 55, 56	水田	21	0.87	0.76	5,246	2,973	3,100	1,982	1,117	912
13	東玉野	中江	1-1	水田	6	0.96	0.79	2,664	3,791	3,164	1,994	1,169	799
14	東玉野	中江	2-1	水田	6	0.93	0.81	5,833	4,805	3,190	2,050	1,140	805
15	東玉野	中江	3-1	水田	6	0.92	0.80	5,701	5,787	3,484	2,224	1,260	828
16	東玉野	中江	4-1	水田	6	0.88	0.74	4,124	4,719	2,840	1,822	1,018	926
17	東玉野	中江	5-1	水田	6	0.88	0.76	2,656	2,911	3,750	2,380	1,369	772
18	東玉野	中江	6-1	水田	6	0.91	0.75	5,942	2,524	3,685	2,344	1,341	600
19	東玉野	中江	7-1	水田	6	0.91	0.76	5,297	5,022	3,757	2,413	1,344	871
20	東玉野	中江	8-1	水田	6	0.90	0.72	4,023	4,886	3,303	2,143	1,160	712
21	東玉野	中江	9-1	水田	6	0.85	0.74	4,078	4,746	2,376	1,518	858	607
22	東玉野	中江	9-2	水田	6	0.85	0.71	3,869	2,220	2,646	1,716	930	581
23	東玉野	中江	10-1	水田	6	0.83	0.74	4,751	1,599	3,832	2,474	1,359	807
24	東玉野	中江	11-1	水田	6	0.87	0.77	4,883	2,841	3,270	2,089	1,180	852
25	東玉野	中江	12-1, 13-1, 14-1, 15-1	水田	18	0.78	0.75	4,801	2,959	3,273	2,100	1,172	802
26	東玉野	中江	16-1, 17-1, 18	水田	17	0.75	0.75	3,809	1,400	3,362	2,184	1,177	823
27	東玉野	中江	19, 20	水田	20	0.86	0.71	3,710	2,147	2,984	1,937	1,047	901
28	東玉野	中江	33, 34	水田	7	0.73	0.77	4,357	2,831	3,197	2,069	1,128	599
29	東玉野	中江	35, 36, 38	水田	7	0.70	0.74	2,952	3,012	2,990	1,920	1,070	862
30	東玉野	中江	39, 41, 42, 43, 44, 45	水田	30	0.78	0.75	4,152	5,033	2,881	1,835	1,047	84 6

出典：脚中 1 に同じ

図 I-7-1 除染前後の放射能汚染マップ



出典：脚中 1 に同じ

(2) リスクコミュニケーションによる風評防止

我々は、様々な危険の中で毎日の生活を送っている。しかし、こうした危険（リスク）のことをどれだけ正確に知っているか、極めて疑問である。特に人々の健康に大きな影響を与える農産物や食品のリスクについてどれだけ正しい情報を取得して正しい判断をしているであろうか。例えば、遺伝子組換え農産物についての判断情報の正確さはどうか、農薬の適正使用基準の妥当性についての知識はどうか、食品表示のルールに関する知識は、そして放射性物質を摂取することによる健康への影響に関する知識は、と問われると、かなり一面的、乏しい知識で判断しているのが一般的ではなかろうか。また、放射能の安全問題に関して、様々な専門家が被災地に入り、様々な異なる意見を主張したことに関して住民の専門家と称する人々に対する信頼性が薄れているのも事実である。

放射能に対する被災地や都会の人々の反応には大きな個人差があり、そのことが風評被害を生み出す一つの原因となっている。こうした情報判断の個人差をできるだけ小さくする対策を実施することは重要である。その一つの方法としてリスクコミュニケーションがある。リスクコミュニケーション（Risk Communication）とは、我々の生活に関わる様々なリスクに関する正確な情報を、行政、専門家、企業、住民間で共有し、相互理解を高めることで、リスク回避のための合理的な対策を展開するためのコミュニケーションの方法である。農産物や食品では、BSEの克服場面で、その重要性が認識され始めた。リスクコミュニケーションが必要とされるのは、主として不確定な情報の存在が問題の解決を大きく妨げるような場面である。放射能汚染問題では、特に適切な情報が提供されないことによる恐怖が関東・東北産農産物の買い控えや飲用水などの買い占め行動などの風評被害をもたらした。こうした状況を二度と起こさ

ないようにするためには、専門家同士のコミュニケーションによる適切な情報判断の統一、専門家と行政による国民・市民への正しい情報提供のためのコミュニケーション、そして国民・市民への専門家・行政からの適切な情報の提供と意見交換等の相互交流型コミュニケーションによる不安の払しょくが必要である。

リスクコミュニケーションの方法については、確立したものはなく、問題に応じてケースバイケースで行うのが一般的である。農産物の風評被害を対象としたものとしては、福島県職員の半杭²が消費者モニターに対して実施した研究例があり、その有効性が検証されたが、実際に福島県が実施しているのは、安全性PRのためのイベントの開催、県のホームページでの検査・安全情報の提供サービス、アイドルを使った安全性PRのためのテレビコマーシャルの実施等であり、本格的なリスクコミュニケーションは実施されていない。

本格的なリスクコミュニケーションについては、小さな子供を持った親、放射能に対して特に強い恐れを持っている人々に対して実施する必要がある。この場合、現在の基準の安全性の根拠を押し付けるのではなく、出来る限り客観的かつ専門的な情報をわかりやすく提供して、偏った判断をしないようにすることが重要である。「怖い」と思っている人に、根拠もなく「怖くない」言っても、全く効果が無いことを肝に銘ずべきである。

² 半杭真一「放射性物質による農業被害とその対応」『農業と経済2012.4別冊』昭和堂、2012年、49～56頁

4. モラル・ハザードへの対応

モラル・ハザード (moral hazard) とは、雇用する側と雇用される側に情報の格差が存在するために、資源の効率的利用が妨げられる、保険の加入がリスクを伴う行動を誘発する、さらには倫理観の欠如がもたらす様々な社会的な問題を意味する言葉として用いられる。前の2つは経済学における資源配分の非効率の原因として、最後は倫理学の問題に関わるものである。買い叩き問題は、適正な資源配分を歪める行為であるともとれるし、倫理観の欠如がもたらす社会問題としての性格も持っている。

適正な資源配分を歪める問題としては、風評による価格低下とみなされれば、東京電力(株)による賠償金が生産者に支払われ、生産者に実害は発生しない。また、買い叩いた分だけ消費者に利益が還元されるのであれば、生産者の利益の保持、消費者の利益の向上が東京電力によって補償されたことになり、東京電力の損失を無視すれば、経済的な効率性は損なわれていないことになる。こうした点に関して、我々が実施したアンケート調査によれば、「安ければ福島県産農産物を購入する」という回答者が一定数存在したことからも裏付けられる³。しかし、買い叩いた側が、買い叩きによって通常以上の利益を確保し、消費者に還元されないのであれば、適正な資源配分を歪める行為となり、経済学的には容認されないことになり、何らかの是正対策の実施が求められる。

一方、倫理観の欠如がもたらす問題に関しても、適正な資源配分問題と同様に、買い叩いた分を消費者に還元するならば、社会的に

³ ルハタイオパット プウォンケオ・門間敏幸ほか「農産物風評被害の実態と克服方向」東京農業大学・相馬市編『東日本大震災からの真の農業復興への挑戦』ぎょうせい、2014年

批判されるかどうかは疑問である。問題は、生産者の弱みに付け込んで、通常以上の利益を確保する行為が社会的に認められるかどうかという点に関してである。需要と供給による市場での取引の成立という経済行為として考えた場合、放射能汚染のリスクが他の農産物より高いために通常の価格では売れないと判断した購買者が、生産者側に価格を下げることを要求し、生産者側もそれに応じるという行動を正当な経済行為とみなすかどうかに関しては意見が分かれる点である。

以上のように、買い叩き行為を風評被害とみなすかどうかは意見が分かれ、必ずしも倫理観の欠如がもたらす反社会行為と一方的に決めつけることはできないことがわかる。しかし、生産者にとっては、費用と労力をかけて安全確認をして出荷した農産物が買い叩きにあって適正な価格で販売できないことは、たとえ価格差が賠償によって補償されたとしても許せない行為として憤りを感じるであろう。こうした問題をどのように解決するかは、難しい点があるが、次のような対策を構築するのが有効と考えられる。

まず、市場に出回っている被災地産の農産物については、すべて安全性が確認され、何ら問題が無いことを消費者（国民）に周知徹底すること。購入業者に対しては、被災地産の農産物の価格を他産地産と差別化して安く購入しようとする行為をチェックする仕組みを作る。また、被災地産農産物を安く販売するという行為に対するチェックも必要である。こうした仕組みを構築するために最も重要なのは、放射性物質の基準値、その検査方法の実態と妥当性について、生産者、流通・加工業者、消費者の間の情報格差を無くし、同じ知識レベルでの安全に関する判断ができるようにすることである。

5. 適切かつ慎重な情報提供システムの構築と自治体の役割

これまで、風評被害の払しょくには、生産段階・出荷段階における厳しい放射能検査の実施と、放射能の健康への影響に関する正しい情報の消費者（国民）への啓蒙による被災地の農産物・食品を中心とした生産物ならびに観光サービスが安全・安心だという認識を獲得することの重要性を述べてきた。本節では、以上の論議を総括するとともに、風評被害克服のための情報提供システム構築における自治体の役割について整理する。具体的には、生産・流通・消費の各段階において風評被害防止対策として実施すべき重要な対策を、情報提供と安全確認の視点から整理する。

（１）生産地における風評被害対策

生産地における風評被害防止対策として重要な手段は、除染による空間線量の低減、農地除染による放射性物質の除去もしくは濃度の低減、農産物の場合は土壌から作物への放射性物質の移行を抑制する吸収抑制対策の展開である。製造業や観光業においても除染対策が基本となる。こうした対策は、住民の健康安全の確保、農業や製造業に対する信頼確保、観光・サービスの安全確保の視点から実施すべきである。また、こうした対策の実施とその効果については、地域内外の人々に対して積極的にPRすべきである。こうした取組みは、自治体単独で実施すべきものではないが、被災地域の実態・住民・生産者の不安に身近に接してその声を聴いている自治体を中心となるべきである。すなわち、国・都道府県への支援対策の要請、補助事業導入の手続きと住民への説明、NPOや大学への支援要請と連携した活動の展開、マスコミなどの機関への積極的な情報提供、誘致企業や連携自治体への支援要請、復興イベントへの積極

的な参加等の対策を地域の置かれている条件に従って柔軟に使い分けて震災からの復興の加速化、風評被害の克服を実現していかなければならない。

(2) 流通・消費段階における風評被害対策

流通、消費段階における風評被害対策の基本は、生産物の徹底的な放射能検査の実施による汚染農産物・食品の市場への出回りを100%抑え込むことである。ここで重要なことは、厳格な検査を実施して基準値を超える放射性物質が検出されないからといって、油断して手を抜かない事である。現在、問題となっているセシウムについて見ると、セシウム137の半減期は30年であり、容易になくならないことがわかる。また、今年、100ベクレルを超えなかったからといって、来年も超えないとは言えない。常に吸収抑制対策を実施して、農産物・食品に放射性物質が移行しないようにモニタリングしていかなければならない。油断大敵である。

また、放射能に対する正しい知識の普及、自治体における放射能汚染対策の実施とその効果に関しては、専門家と連携して地域住民、地域外の消費者に対してリスクコミュニケーションを行い啓蒙活動を実施する必要がある。こうした対策は、特に放射能への懸念を強くもっている地域住民、消費者に対して展開することが重要である。

風評被害に関わらず、今回の東日本大震災からの復旧・復興に関して被災住民の生活・仕事の確保と密接に関わる自治体の役割は大きく、その取組みが成功するか否かはその後の自治体の発展の姿を大きく規定するものである。

第Ⅱ部 自治体等における風評被害 払しょくに向けた取組み ～事例報告～

あらまし

東日本大震災の福島第一原子力発電所事故（以下、「福島第一原発事故」という。）により発生した風評において農林水産業・観光業等の地域産業への影響が続いており、被災地等では風評被害の払しょくに向けて懸命な努力がなされているところである。生産地による風評被害の払しょくに向けた取組みとしては、自治体における庁内連携、安全性を確保するための検査体制の確立や安全性の積極的なPR、また、農林水産物等の販売促進における独自の手法など多岐に渡っている。

このような状況において、研究会での風評被害への対応に関する議論をより深化させるためには、風評被害の払しょくに向けた対策を積極的に行っている事例を調査し、風評被害による影響やその対応、また、課題等について現場から知見を得るとともに、内容を検証することが必要である。また、今後起こりうる災害に伴う風評被害をはじめ、自治体における防災対策を検討していく上でも、東日本大震災での風評被害の払しょくに向けた取組みについて記録を残すことは大変意義があると考えている。

事例調査について

事例調査対象は、風評被害発生後における自治体が果たすべき役割に加え、生産現場における風評被害の払しょくに向けた対応という観点から、風評被害の払しょくに向け尽力している自治体や企業、NPO法人といった各関係者及び機関に広く学ぶことがより重要であると考え、以下のとおり、各種取組みについて調査を行った。

第1章では、福島県会津若松市への調査について掲載している。

同市では農林水産物の価格が低下し、特に風評被害が甚大であった観光関連産業では、業態が多岐にわたるため被害分析が難しいなどの問題を抱えていたが、庁内に横断的な「風評対策特別チーム」を設置し、各種関係機関と連携し、効率よく情報共有を図っている。また、大手企業などの協力を得て、社内にて物産品販売や観光誘致活動を行う「企業マルシェ」に尽力している。

第2章では、福島県伊達市への調査について掲載している。同市では特産品であるあんぽ柿の加工自粛をはじめ、その他農産物や観光面においても甚大な被害を受けた。食品のモニタリング検査を自家消費用、出荷用ともに実施し、消費者に農林水産物等の正確な情報を直接伝えるとともに、全国各地で物産展の開催や企業マルシェなどの取組みにより、風評被害の払しょくと消費の拡大を図っている。

第3章では、(株)ジェイラップへの調査について掲載している。同社は受注生産方式のため、買い叩きがなく価格への影響はあまりなかったが、有機農産物を購入していた顧客を中心に激減した。そこで震災後、早期に検査機器を導入し検査体制を整え、検査結果等の継続的な情報発信等に取り組むとともに、高品質産品（ブランド品）により徐々に顧客数を回復させるなど、福島第一原発事故前の水準を取り戻すべく尽力している。

第4章では、NPO法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会への調査について掲載している。震災後、同会が運営する道の駅における売上の減少に加え、市場においても福島県産の価格が低い傾向にある中で、有機及びその他農産物それぞれを検査する体制の確立や、道の駅での販売品の品目別データの公開、また、生産者による店頭での試食販売や安全性の確保に向けた取組みのPRなど、6次産業化の推進を含めた取組みを展開している。

第1章

福島県会津若松市の取組み

(公財) 日本都市センター研究室研究員
佐野 雅哉

はじめに

福島県会津若松市¹は、会津地方に位置し、猪苗代湖に面する、人口124,789人（住民基本台帳2013年（平成25年）9月1日：調査時）、面積383.03平方キロメートルの市である。震災後、市役所内の各関係部署横断による「風評対策特別チーム」が組織され、企業と連携した企業マルシェの実施や風評対策キャラバン隊の結成等、各種関係機関や民間と連携し会津の安全安心のPRを迅速かつ強力に進めてきた。また、相互交流宣言等による都市間交流の枠組みを活用し、風評被害払しょくのために積極的なPR活動を実施しており、本稿はこれらの取組みについて報告するものである。

1. 会津若松市における風評被害の実態と影響

（1）風評被害による地域産業への影響

農産物への影響としては、東日本大震災（以下、「震災」という。）以前に収穫した、2010年度福島県産米の価格が下落した。2011年度福島県産米は放射性物質について検査済で安全であることの情報発信を行い、また、復興支援の機運も重なり売れ行きはよく、それほど値崩れは生じなかった。

しかし、2012年度の福島県産米は震災後、一定期間が経過し、首都圏などでの支援ムードも沈静化するなど、値下げしないと売れない状況に陥り、従来評価が高い会津産米を含め、価格の低下を招い

¹ 2013年（平成25年）8月20日、会津若松市観光商工部商工課へのヒアリング調査を当研究会の門間座長、畝山委員及び事務局にて実施した。本稿の内容は、会津若松市からご提供いただいた情報・資料などももとに、筆者が解釈・構成・執筆したものであり、会津若松市の見解について報告したものではない。なお、本稿に残り得る誤りはすべて筆者の責任である。

た。さらに平成23年3月には大手の食品スーパーにおいて、福島県産農林水産物がすべて撤去されるという事態が発生している。また、同じ商品がある場合には、福島県外産がまず選択されるといった影響も散見された。

観光への影響としては、県外からの教育旅行客や外国人観光客の激減、そして観光客減等に伴う観光関連産業（観光施設、土産品、飲食、食品、宿泊等）への甚大な被害が挙げられる。表Ⅱ－1－1は、震災以前からの教育旅行学校数及び外国人観光客数の推移である。

表Ⅱ－1－1

教育旅行（学校数）

（単位：校）

		H25 年度	H24 年度	H23 年度	H22 年度	対H22 増減	H22年比
4月	県内	57	48	12	50	7	114.0%
	県外	11	6	1	26	▲15	42.3%
	計	68	54	13	76	▲8	89.5%
5月	県内	92	73	21	38	54	242.1%
	県外	43	29	2	135	▲92	31.9%
	計	135	102	23	173	▲38	78.0%
6月	県内	84	69	53	46	38	182.6%
	県外	135	64	20	313	▲178	43.1%
	計	219	133	73	359	▲140	61.0%
7月	県内	33	24	23	17	16	194.1%
	県外	19	10	6	56	▲37	33.9%
	計	52	34	29	73	▲21	71.2%
8月	県内	4	2	6	1	3	400.0%
	県外	3	2	2	15	▲12	20.0%
	計	7	4	8	16	▲9	43.8%
9月	県内	81	85	243	46	35	176.1%
	県外	121	78	52	184	▲63	65.8%
	計	202	163	295	230	▲28	87.8%
10月	県内	43	42	70	33	10	130.3%
	県外	30	18	13	105	▲75	28.6%
	計	73	60	83	138	▲65	52.9%
11月	県内	21	13	31	8	13	262.5%
	県外	4	3	4	7	▲3	57.1%
	計	25	16	35	15	10	166.7%
12月	県内	2	0	5	1	1	200.0%
	県外	2	0	0	0	2	#DIV/0!
	計	4	0	5	1	3	400.0%
4～12月 合計	県内	417	356	464	240	177	173.8%
	県外	368	210	100	841	▲473	43.8%
	合計	785	566	564	1,081	▲296	72.6%

出典：会津若松市提供資料より抜粋

表Ⅱ－1－2

外国人観光客（V案内所利用者数
会津若松駅＋鶴ヶ城）

（単位：人）

	H25 年度	H24 年度	H23 年度	H22 年度	対H22 増減	H22年比
4月	402	196	8	1,097	▲695	36.6%
5月	274	112	17	485	▲211	56.5%
6月	143	62	32	426	▲283	33.6%
7月	163	115	45	574	▲411	28.4%
8月	223	68	108	494	▲271	45.1%
9月	215	137	34	380	▲165	56.6%
10月	500	285	500	2,278	▲1,778	21.9%
11月	308	295	174	1,629	▲1,321	18.9%
12月	406	156	21	401	5	101.2%
1月		95	47	569		0.0%
2月		275	84	716		0.0%
3月		157	129	54		0.0%
合計	2,634	1,953	1,199	9,103	▲5,130	33.9%

出典：会津若松市提供資料より抜粋

被害の詳細については、県外からの教育旅行による学校数が、2010年（平成22年）度は841校であったのが、翌2011年（平成23年）度は100校にまで激減し、2012年（平成24年）度も210校と低い水準である。外国人観光客については、2010年（平成22年）度が9,103名、翌2011年（平成23年）度は1,199名と落ち込み、2012年（平成24年）度も1,953名と回復には至らなかった。

また、製造業では、放射線検査証明書を求められることが多くなり、手間・経費が増加するとともに、海外の取引先が放射能汚染を懸念し商談に来日しなくなったため、地元企業が海外へ出向かざるをえなくなり、経費がかさむという影響も出た。加えて、製品等の取引額の低下も発生した。

このように、会津若松市の風評被害において、最も大きな影響を受けたのが観光関連産業であり、被害分析を行うにも業態が多岐に渡っているため困難な状況である。しかし、実数として観光客が減少しており、裾野が広い産業であるだけに影響は大きいと思われる。また、教育旅行で会津若松市を離れた学校については、新規の旅行先を確保しており呼び戻すことが難しいため、地道に時間をかけ、誘致に取り組んでいくしかない状況である。

（2）市場流通や消費者の影響

このような状況の中、2011年度には被災地支援に名を借りた買い叩きが一部発生したようである。ただし、価格交渉と買い叩きをどう区別するののかという問題もあるので一概には買い叩きとは言えない部分もあるが、消費者が福島県産を忌避したことが買い叩きの1つの要因として挙げられる。

現在、会津地域の住民においては、地域産品を忌避することがほとんど無くなってきているようであるが、小さい子どもを持つ家庭

など、ごく一部で忌避する場合もある。このような消費者に対しては、自治体として正確なデータをもって安全であると証明し、それを情報発信していくことが必要であると思われる。

このような甚大な影響や被害を及ぼした風評であるが、福島県産を忌避する市場や販売関係者等の過剰反応がもたらしめている部分もあると思われる。また、震災による福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）事故では、これまで全く経験したことのない事態が発生しており、こうした未知の事態への恐れや、国・自治体・専門家が発する誤情報を含む情報提供への不信も風評発生要因の1つとして挙げられる。さらには、放射性物質についてよくわからないという消費者心理が影響していると思われる。

また、風評被害が長期化する要因としては、福島第一原発をめぐる報道が継続しており、このような報道により福島県全域が「危険」というイメージを持たれ、原発の安全性の不透明さも相まって、警戒心を継続して持たれてしまうことが挙げられる。

2. 風評被害払しょくに向けた取組み

(1) 各機関との連携

このような状況の中、震災後、会津若松市では商工課、観光課、企業立地推進課、農政課の4課により「風評対策特別チーム」を設置し、庁内横断による連携を図るとともに、その他各種関係機関とも連携し、効率よく情報共有を図り取組みを進めていった。

具体的には、会津の安全安心をPRするために、「風評対策キャラバン隊」（緊急雇用創出基金事業）を結成し、首都圏等で開催される震災復興支援イベントなどに派遣し、特産品の直売、さらには観光誘致活動等を実施した。また、それぞれ独自に活動していた福

写真Ⅱ－１－１ 風評対策キャラバン隊結成式



出典：会津若松市提供

鳥県とも連携しながらイベントなどに出向くなど、精力的な活動を行った。これらの取組みは会津若松市が中心となって実施してきているが、震災前から各種関係機関との連携を図ってきたことが円滑に進んだ要因であるとのことである。

民間との連携²については、震災前から、市内に進出している大手企業などの協力を得て、首都圏等にある本社や各工場に出向き、事業所内で物産品販売や観光誘致活動を行う「企業マルシェ」を実施していたが、震災後は復興支援を目的とした取組みが増加して

² 会津若松市の民間企業との連携事例については、企業マルシェを実施している昭和電工(株)にヒアリング調査を行った。詳細は本書79—86頁を参照されたい。

写真Ⅱ－１－２ 首都圏での大規模展示商談会



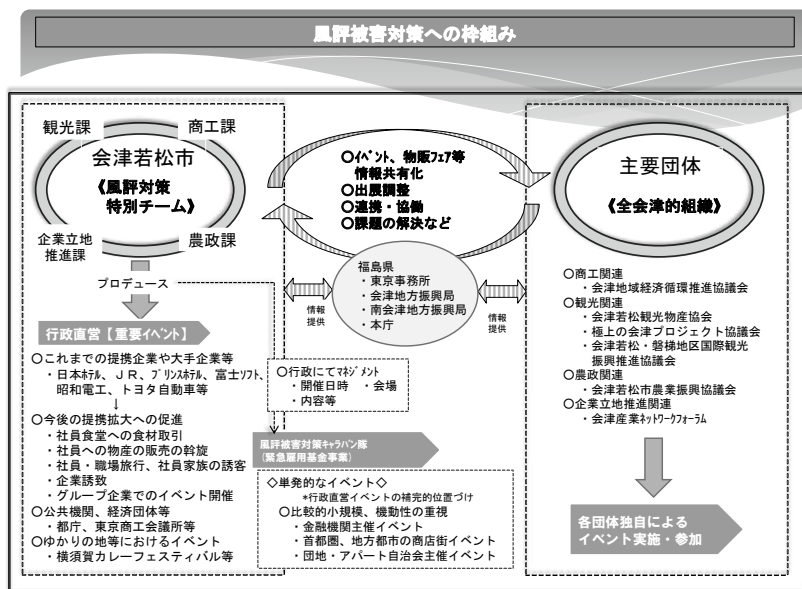
出典：会津若松市提供

いった。実施企業に対しては、現在も社員食堂への食材取引等、持続的関係の構築に向けた取組みを模索している。

食品関係では、大手スーパーとの連携により、全国14地域のモールでのキャンペーンを実施し、併せて当該大手スーパーと市内の地元企業との商談会を行うなど、地元企業の復興に向けて後押ししている。また、地元企業に対しては2012年度のみであるが、市が出展料を負担し、企業を募集する形態により首都圏での大規模な展示会への出展支援も行った。

また、イベントや都市間交流等も一過性のものではなく、継続した取引や連携活動に発展させていく必要がある。例えば、大手スーパーとの連携によるキャンペーンを日常的な商品取引きにつな

図Ⅱ－１－１ 風評被害対策への枠組み



出典：会津若松市提供資料より抜粋

げていくことにより、福島県産を忌避する人に対し、大手スーパーの厳しい検査基準をクリアしているという事実によって広く安全性をPRし、ブランド力の回復・向上を図っていくことを通じ、その後の長期的な効果を期待しているとのことである。

都市との交流については、震災前から継続している、あるいは震災以降に始めた都市間交流（横須賀市、新潟市、京都市等）や大学等教育機関との連携を震災以降さらに深めている状況である（会津若松市の風評被害対策の枠組みについては、図Ⅱ－１－１参照）。

（２）放射性物質検査について

このような連携の中、放射性物質検査の実施や結果の公表については、市独自で生活環境を中心に放射線量の測定を実施し、ホームページで公表している。農政部門では、米の作付けを行った全集落

で福島県とは別に独自の検査を実施するとともに、安全・安心な農産物の販売促進のため、市長名での検査済証を作成し、農産物へ同封することにより、安全性のPRを行っている。2013年度は検査済証の利用が減少してきており、安全性を前提とした価格形成ができるようになるのではと期待されている。

また、米の全袋検査については、安全性が高まるという認識を持っている消費者もいるため、これをサンプリング検査にするとレベルを低下させる意味に受け取られる可能性もあるので、サンプリング検査については、現状では時期尚早ではないかという意見がある。また、福島県の無料検査を活用しているが、商品によっては実際の取引きで求められる検査のレベルが高度な商品もあり、その場合は地域外の有料の検査機関を活用しなければいけないため、国や県に対して、その費用負担や検査技術の向上を図ってほしいという意見もある。

3. 今後の対応

生産者は、適切な検査体制の確立と良質な製品づくり、消費者は正しい知識の習得や自治体等が発信する検査内容等の情報を正しく理解していくことが重要である。コミュニケーションも必要であるが、検査結果を広く公開し、信頼性を上げることが大切である。

震災後、福島＝放射性物質による汚染というイメージが浸透してしまったので、風評被害払しょくのためには、相当な時間が必要になると思われる。一方で、大河ドラマである八重の桜の効果による観光客が増えており、観光地としてのイメージアップが風評の払しょくにつながるのではないかと期待もある。しかし、風評払しょくに向けた取組みにおける問題は、1度でも原発をめぐるトラブルの報道

があると、消費者の意識が180度変化してしまうことであり、今後このような状況を踏まえ地道な継続した取り組みが必要とされる。

このような現状の中、イベントなどの実施や首都圏等での販路拡大に取り組む地元企業への支援については、都市レベルでも支援を行っているが、少なからず費用負担が発生するため、国や県の支援が望まれている。また、近隣自治体との連携という面については、会津全域で風評被害対策に取り組んでいるため、若干の違いはあるものの格差はあまり生じていないようである。会津産と表示するなど、福島県産ではなく会津産を全面に出した販売手法もあり、地元の旅館等が会津産を積極的に利用している。しかし、風評は福島県全体へのイメージであり、会津は原発から遠いという説明は通用しないため、福島県全域での取り組みが必要である。

今回の風評被害の払しょくに向けた情報発信の手法や販路拡大のためのノウハウは、今後の平時においても活かすことができるものであり、地域の事業者等のレベル向上に繋がったようである。

おわりに

東日本大震災における風評被害では、会津地域のような福島第一原発から約100kmも離れており、放射能汚染レベルが低い、またはほとんど汚染が無いような地域も甚大な影響を受けている。特に、観光産業という関連産業を数多く抱える裾野の広い一大産業への被害を及ぼしたほか、農業分野等への被害も深刻であった。

また、この震災における風評被害で明らかになったように、風評被害は、想像もできないような広域（地理的・産業的等）に及ぶ可能性がある。したがって、風評被害対策も自治体単独ではなく、県域またはそれ以上の広域圏で対応していく必要がある。しかし、

東日本大震災においては、現場で様々な課題に対してスピーディーに対応していく基礎自治体と、広域自治体である県との間には、対応においてタイムラグが生じており、基礎自治体が放射性物質検査等についても補助金に頼ることなく単費で実施してしまったケースも見受けられる。

会津若松市において見られた風評による影響、また、風評被害の払しょくに向けた情報発信や各機関との連携等の取組みは、原発事故発生地から遠方で起きた事象として、今後、他自治体が風評被害をはじめとする防災対策に対応していく上で、大変貴重な知見を有しているといえる。

第2章

福島県伊達市の取組み

(公財) 日本都市センター研究室研究員

佐野 雅哉

はじめに

福島県伊達市は¹福島市に隣接する、人口64,576人（住民基本台帳2013年（平成25年）8月30日：調査時）、面積265.10平方キロメートル、平成18年1月1日に伊達郡の伊達町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町が合併して誕生した市である。震災後、風評被害の解消と伊達ブランドの全国発信を目指し、あらゆる生産物の信頼回復のため、徹底したモニタリング調査を行い、その安全性を全国に発信している。また、付加価値を高めた伊達ブランドの確立と購買・消費意欲の向上を図る取組みに尽力しており、本稿はこの取組みについて報告するものである。

1. 伊達市における風評被害の実態と影響

（1）風評被害による地域産業への影響

伊達市の2010年と2011年の農産物の販売状況を見ると、出荷量は同量であるが価格が低下しており、2013年は当初、桃の販売単価が震災前より高かったが、福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）事故による汚染水の問題で単価が急激に下落した。

大手量販店では、福島県産を取り扱わない店舗や厳しい独自基準を設ける店舗、また、福島県産の売り場の減少等もあり、価格の低迷に影響したのかもしれない。なお、買い叩きについて詳細は不明であるが、ある農業団体関係者によると、損害賠償金があるので少

¹ 2013年（平成25年）9月25日、伊達市産業部農政課へのヒアリング調査を当研究会の門間座長、関谷委員、西丸委員及び事務局にて実施した。本稿の内容は、伊達市からご提供いただいた情報・資料などももとに、筆者が解釈・構成・執筆したものであり、伊達市の見解について報告したものではない。なお、本稿に残り得る誤りはすべて筆者の責任である。

しくらい安くてもいいのではないかと考える市場関係者もいたようである。

直売所については、市内すべての農産物直売所の利用者数合計の推移が、2010年は56万5,000人、2011年44万7,000人、2012年48万2,000人と、統計上、おおよそ震災前の8割程度まで戻ってきてはいるが、実際には放射線量が低い地域は回復基調である一方、放射線量が高い地域は売上がほとんど回復しておらず、地域間において状況に差が出ているのが現状である。

なお、JA伊達みらいの決算額からもわかるように、2009年度108億円、2010年度110億円、2011年度74億7,000万円、2012年度74億5,000万円と、震災後に約30～35億円減収しており、通常はあんぽ柿²だけでも20億円程度の売上有るのであんぽ柿を生産できない影響が大きく出ている。

一方、観光産業は、伊達市が経営している霊山の麓にある休憩・宿泊施設、霊山紅彩館では2010年度比で51%まで落ちており、月館の花工房も同年比68%まで落ちている。霊山の土産物店の売上は1.1%（2010年度比）まで減収となっている。

このような状況の中、伊達市では独自に食品のモニタリング検査を自家消費用・出荷用とも行っており、出荷農産物のモニタリング費用については福島県から補助されているが、その積算根拠は主要農作物の7ヶ月分の検査費用であり、すべての費用を賄えない

² 現地調査後の10月4日、県の試験加工による放射性物質検査の結果、あんぽ柿から食品衛生法上の基準値を超える放射性セシウムが検出されたため、伊達市を含む4市町にあんぽ柿の加工自粛の要請が行われた。ただし、同市を含む3市町における「あんぽ柿加工再開モデル地区については、非破壊検査機器による全量検査を実施する生産者に限り、加工できることとなっており、2013年12月3日、3年ぶりに出荷が再開された。非破壊型検査機は伊達地域に12台、伊達市には6台配置された。しかし、検査所要時間の関係により年末などの繁忙期の生産には対応が困難な状況である。

ため、不足分は市が費用を負担している状況である。そのため、伊達市では福島県に対して12ヶ月分の検査費用を要望している。加えて、無菌室でつくられたような工業製品であっても、検査を求められるため、出荷するすべてについて検査を行い、安全を証明するシールまで貼って出荷しなければならない状況であった。

写真Ⅱ－２－１ 農産物モニタリング検査の様子



出典：伊達市提供

賠償については、2007年から2009年の最大の単価をもとに、風評による価格低下分に対する賠償は行われているとの認識である。前述のとおり、あんぽ柿は2011年、2012年と2年連続で加工を自粛しているが、農家の所得については賠償されている。また、地域の農業団体が窓口となり、農業者等の損害賠償の手続きを代行してい

る。そのため、農業者に限っては、比較的スムーズに賠償が行われているとの認識である。

(2) 市場流通や消費者への影響

福島県内産米の安全宣言が出された後、食品基準値を超える放射性物質が米から検出され、それがきっかけとなり大きく風評被害が拡大したと思われる。現在でも原発事故が収束していない状況等もあり、今後も長期化することが想定される。

また、商品の選択肢が増えたこともあり、代替品がすぐ手に入るので、販売側も同じ商品ならば安全・安心な方がよいという判断により、入荷に影響を及ぼしたのではないかと思われる。その結果、実際には放射性物質による汚染がなくても放射性物質のリスクなどの危険が感じられるような農産物は売れなくなった。なお、一部週刊誌等においては、不安を煽る表現がたくさん掲載してあるため、真に受けて実際に避難した市民もいたようである。

2. 風評被害払しょくに向けた取組み

(1) 取組み内容について

消費者に対しては、農産物の正確な情報発信や首都圏へのPR等を通じて、風評の払しょくと消費の拡大を図っていくことが大切である。

伊達市の農産物は安全で安心だと理解して購入してもらえるよう、これまで福島の恵みPR支援事業を展開してきた。特に伊達市は桃の産地であり、福島県くだもの消費拡大委員会³を中心に出

³ 伊達市・桑折町・国見町・福島市と出荷団体により構成。

る。「伊達マルシェ」の宣伝ホームページのQRコードを、イベントで使用するトートバックやテッシュケース等に貼り3,500個配布したが、ホームページへアクセスしたキャンペーンへの応募数は1割強の445件に留まっている。その内訳は、女子高生や主婦が中心であり、高齢者などのメディアを使わない消費者への宣伝等の対応が課題となったようである。

(2) 放射性物質への対応

検査体制については、震災当初は「給食にできるだけ遠方の産地のものを使ってほしい」という保護者の意見もあったが、平成24年からは米の全量全袋検査もあり、安全で安心できる検査体制を構築できたということで、2013年に入ってから地元産米を学校給食に使い始めた近隣自治体もあり、信頼は回復しつつあるのではないかとのことである。

市民の健康については、ガラスバッチを全市民に配布した当初は、1個あたり3～4千円かかるため、「税金の無駄ではないか」という反応もあったようであるが、携帯することにより、被ばく線量が明確になるので市民の安心に寄与している。ガラスバッチの回収率は8割に上る一方で、ホールボディカウンターは、6割程度の受診率であった。

また、伊達市では市政アドバイザーを採用しており、農業・健康・除染に関する専門家を各分野に1名ずつ委嘱し、アドバイス等を依頼している。現在でも健康分野では月1回程度で打ち合わせを行い、アドバイスを受けている。

このような状況の中、市民は表面的には落ちついているが、「放射性物質をすべて取り除いてほしい」という声もある一方で、「受け入れるしかないのでは」と考える市民もあり、二極化しているよ

うである。ただ、「受け入れるしかない」と考える市民も決して納得しているわけではなく、周囲もあまり放射性物質に対してこだわらなくなったことから、消極的な意味で受け入れるしかないと考えているのが実態である。

現状においては、学校給食に伊達市産の農産物を使わないでほしいという保護者がおり、様々な会合等においてそのような保護者等の意見が強いため、結果的に伊達市産の農産物が使えなくなってしまった。それゆえに、県内の伊達市以外や福島県外からは「給食に使えない食材をなぜ持ってくるのか」という厳しい意見を言われることもあるので、まずは伊達市民に「安全である」と納得されるような農産物等を出荷できる体制を構築する必要がある。現在は、伊達市産の農産物を給食食材として使用できるようになっている。

また、放射性物質の吸収抑制対策も行っているが、放射性物質が残る農地の営農再開には二の足を踏む農業者がいることも事実であり、そのような農業者には土からの農業ではなく、植物工場や水耕栽培を目指している人も少なからずいるのが現状である。

3. 今後の対応

風評被害対策は、検査を積み重ね、不安を取り除く作業が必要であると思われる。検査を実施していることをアピールするとともに、市場へのトップセールスも行っているため、消費者から放射性物質に関する問い合わせは少なくなってきたようである。

また、消費地に出向きPRを行うなどの地道な取組みや、市外から伊達マルシェなどに直接訪れてもらうなど、また、ホームページやSNSなども活用しながら、口コミで広げていくことも大切だと思われる。

これまで特産品のPRは県の支援事業などを使って行っているが、PRで扱う特産品の地域が狭いため、県全体の特産を大規模に扱うような物産展やPR展等、広域での取組みが望まれている。

自治体間連携においては、北海道の松前町など8市町村と相互応援協定を締結しており、これらの自治体に出向き、同市の農産物の安全性のPRを実施している。そこでは、適正な検査を実施している福島県産だからこそ販売することができるという市場関係者の言葉もある一方で、子育て世代の保護者からは不安の声が上がっていることも事実である。

今後も地元市民を含め、安全性をアピールするための情報の発信は継続していくべきであるが、放射性物質に関して、一部の被災地産品を忌避する消費者の意識を変えていくことは容易ではない。しかしながら、個人販売や直送販売などで構築した、顔が見える関係の消費者については、これまで同様信頼して購入してもらっているため、この経験を大切にしながら、販路の拡大を図っていくことである。

おわりに

伊達市では放射性物質による被害で、特産のあんば柿が甚大な被害を受けた一方で、風評被害により検査済の安全な農産物や観光業等、また、無菌室で製造され全く影響が無いような工業製品等にまで放射性物質検査を求められるなど、広範囲にわたり風評による被害が拡大している。

このような状況の中、物産展や企業マルシェでのPR、SNS等のメディアを活用したPR活動も行くと同時に、伊達市の予算負担も生じる中での検査体制の構築等、信頼の回復に務めている。

しかし、現状では給食を含む、地元産品を忌避する問題等をはじめ、種々課題はあるが、農業・健康・除染に関する市政アドバイザーの活用、市民に安全であることを納得してもらえるような農産物等を出荷するための体制の構築を行った手法は、実害と風評という二重の被害という観点からも、今後起こりうる災害への対策や対応等の備えを行う上で、他自治体にとって大変貴重な事例といえる。

第3章

(株)ジェイラップ（須賀川市所在）の取組み

(公財) 日本都市センター研究室研究員

佐野 雅哉

はじめに

(株)ジェイラップ¹（以下、「ジェイラップ」という。）は、福島県須賀川市に所在し、米穀類や青果物等の農産物の生産流通販売を一貫して行う農業生産法人である。同社では有機栽培等に取り組むとともに、受注生産方式を軸とした農産物等の生産を行っている。震災後は、関連農家や消費者の安全安心の確保のため、実験圃場を設け、放射性物質が農産物に移行することを防ぐ対策を講じたほか、早期に検査機器の導入を図り、出荷する農産物の放射性物質検査の結果を納品書に添付するなど、安全・安心な農産物の提供はもとより適切な情報により消費者の不安払しょくに努めており、本稿はこれらの取組みについて報告するものである。

1. 風評被害の実態及び影響

（1）震災直後における同社の状況

同社では、震災直後の2011年（平成23年）3月19日に在庫の米や出荷を開始した野菜等（共に震災以前の出荷分）をすべて分析機関で検査したところ、すべての農産物がND（検出限界以下）であった。また、震災当時は降雪等により外気温が低く、ビニールハウスが密封状態であったため、出荷する農産物に放射能の汚染被害はほとんどなかったが、同社と契約し、農産物を同社に出荷している生産者等には、自家消費目的で栽培する露地野菜や山菜などについ

¹ 2013年（平成25年）8月19日、(株)ジェイラップへのヒアリング調査を当研究会の畝山委員及び事務局にて実施した。本稿の内容は、ジェイラップからご提供いただいた情報・資料などももとに、筆者が解釈・構成・執筆したものであり、ジェイラップの見解について報告したものではない。なお、本稿に残り得る誤りはすべて筆者の責任である。

て、放射性物質検査による安全確認がされるまでは摂取を控えるよう周知を行った。

(2) 風評被害による農産物への影響

ジェイラップでは事前に売買契約を締結し、価格や品質を確定させ、契約先の要望に応じた農産物を生産販売する受注生産方式をとっている。そのため、販売単価が固定され買い叩きなどもなく、価格への影響はほとんどなかったが、顧客離れにより事故発生前期（2010年6月期）の総販売額対比で25%減少している。現在、徐々に回復基調にはあるものの、事故発生前の水準には達していない。

農産物の総販売額は有機栽培や特別栽培農産物において、2010年比で2011年が75%減、2012年が60%減と大打撃を受けている。一方、慣行栽培農産物については、2010年比で2011年が32%減であったが、2012年は10%減程度まで回復している。

有機農産物は食に対する安全志向の高い客層が中心のため、震災後、契約の解除が相次ぎ急激に販売額が減少していった。現状の契約者数は震災前の40%程度に留まっており、今後も100%回復ということは極めて難しい状況である。引き続き、継続して契約している消費者は比較的高齢者が多く、子供のいない家庭が中心であることが伺える。また、少数ではあるが科学的根拠に基づいて安全を確認した上で取引を再開する消費者もいる。しかし、震災前まで契約を結んできた消費者との間の信頼関係は崩れたといえる。また、2、3世代同居の家族においては、世代間の意識格差があり、家族のうち一人でも福島県産を忌避すると、それが世帯の総意となり、福島県産から離れる傾向がある。

現在、ジェイラップで受注生産するすべての農産物は完売しているが、前述したとおり有機農産物等を求める消費者は減少した状態

が続いている。そのため、首都圏を中心に販路拡大を行い、科学的根拠に基づいて判断してくれる取引先の開拓に奔走してはいるものの、大きな成果は上がっていないようである。

(3) 市場流通や消費者への影響

このような現状から、福島県内の有機栽培農家は風評被害から立ち直ることが難しく、困難な立場にあると言える。また、流通過程において商品が過剰供給基調になると、風評を盾に福島県産が真っ先に打ち切られるなどの犠牲になることも少なくないようである。さらに、復興支援の企画の中には、例えば生産費が100円の農産物が風評の影響により50円でしか売れない場合、60円で購入するという復興支援に水を差す企画も散見されたようである。

また、福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）事故による損害賠償金があるという理由で、買い叩かれるという話は多々あり、製品の加工場が福島県内に立地していると買い叩きの対象になる場合もあったようである。このような状況にも関わらず、風評被害の実態が出てこない要因の1つとしては、流通関係者の中で価格形成がされ、生産者はその内情を把握できないことが挙げられる。流通関係者が原子力災害による風評を盾に商品を過小評価し価格を決めてしまうようなことが続けば、産地や生産者の自立を妨げてしまう環境を作りかねない。そして、流通実態は明らかに福島県から遠隔産地の商品の需要が高く、福島県からより遠くの産地に安心を求めようとする消費者意識に合わせて、売れるもの、売りやすいものが流通の優先順位を決めていると推測される。

現在の福島県内における県内農産物の消費傾向は、福島県民が放射性物質について正しい知識を学ぶことができる環境にあることで、徐々に混乱は解消されつつある。しかし、一方では自分の家族

を放射能から守りたいという思いだけで、正しい知識や情報があっても受け入れられない消費者も少なくなく、風評被害については正しい知識を学んで正しく理解しようという姿勢が求められている。

(4) 風評被害の発生に関わる事項

今回の福島第一原発事故では、国民が放射性物質に対する知識を持たない中で情報が乱立したということもあるが、放射性物質に対する恐怖が風評被害を発生させた要因の1つとして挙げられる。ゼロリスク商品というのは実態としてはありえないが、行き過ぎた情報の連鎖によって消費者に誤解を与える結果になってしまったケースも少なくないようである。

現在でも農産物に対する放射性セシウムの基準値や測定値について、実際にどれだけの危険性がある数値なのかなど、正しく理解していない消費者が依然として多いようである。

また、福島第一原発事故発生直後の初動対応における東京電力(株)関係者、有識者等の誤った情報の発信は、国民が情報の質への疑念を発生させた要因であると考えられるとともに、風評被害を拡大させ、今後も長期にわたり影響を及ぼす可能性があると思われる。専門家であっても専門外のことについては、素人もしくはそれ以下であるが、そのような専門家と名乗る学者等の情報に影響される方もおり、今回の福島第一原発事故においては、情報に対する行政不信が強くみられたことが特徴であると言える。

2. 風評被害払しょくに向けた取り組み

2011年5月から生活圏の空間放射線量測定は、ガイガーカウンター1台で行っていたが、同年6月に有識者からの助言を受け、生

産者や社員にウクライナ基準²を示したのち、農作物・土壌・水・農業生産資材等の放射性物質測定を行うため、同年7月にベクレル測定器1台を導入した。同年10月にはさらに1台導入し、2台体制とした。これらをもとに検査を行い、結果を消費者に提示するという取組みを行っている。

出荷農産物における放射能汚染の実態や独自の安全基準の考え方などについて継続的な情報発信に努め、売上や顧客数等、福島第一原発事故前の水準を取り戻す努力を続けている。顧客には福島県産ということを明示し、地道に安全をアピールしていくことが重要であるとのことである。

このような現状の中、2011年の秋、生産者や消費者を招いて収穫祭（復興祭）を行い、復興への気概を持つことができたようである。翌2012年は自立祭とし、様々な支援を得られる間に自立し、真の復興をしようという考えのもと収穫祭を開催した。このような取組みの中で発信してきた情報や理念は、取引先にも浸透しており、福島県内農産物への放射能汚染に関する悪しきイメージの払しょくなど、取引先に良い意識変革を呼び起こせたようである。

現在、商品力、ブランド力（本当に美味しく、消費者に支持されるもの）があるものについては、風評被害がほとんど生じていないと思われる。実際に高品質のイチゴ・トマト等のブランドものは好調で、ファンを作って生産者を後押ししており、その結果、客層を増やしている。

² ウクライナで適用されている食品の放射能基準・チェルノブイリ原子力発電所事故が発生した際、内部被曝の人体への危険性を重視し、1997年に食品基準（放射性セシウム含有量）の改訂を行った。

3. 今後の対応

風評被害の払しょくについては「学び」という要素が一番大きいと思われる。消費者が生産者の努力を理解するために学ぶことが産地に対する優しさである。

また、ジェイラップが実践する受注生産方式による1対1の関係を基本とする需給関係は、有事の際に強いことを証明しており、安定的な農業経営手法のビジネスモデルの選択肢の1つとして検討していく必要があるのかもしれない。

自治体の取組みとしては、自治体間の交流イベントなどを継続的に行き、学ばない人には草の根的に地道に取り組んでいくことが重要であると思われる。また、原子力災害が生活圏で発生した場合の対応マニュアルがなく、適切な初動対応ができなかった経緯を踏まえ、今後のために精査し危機管理の対応をマニュアル化することが大切である。それとともに、原子力災害に対する検査機器等をはじめ、備えについても検討していく必要がある。

今回の震災では、特に食の安全が問われたため、これを契機に教育の機会と捉えることが大切であり、また、風評被害の払しょくには自助努力の延長線上において、以前よりもっと美味しいと言われるような高品質の農産物を作っていくことが大切になってくるのではとの言及もされた。

おわりに

ジェイラップでは、有機農産物の消費者を中心に契約の解除が相次ぐとともに、売上も激減していった。

このような状況の中、震災直後の早期から検査機器を導入し、検

査体制を整備するとともに、検査結果等について積極的に継続した情報発信に努めてきた。しかし、健康に直結する問題だけに風評被害を払しょくすることは、容易ではない。震災以前の水準を取り戻すためには、顧客に福島県産ということを明示し、地道に安全をアピールしていくことが重要であると言及されている。また、現在、希少価値の高い農産物や消費者に支持されている商品力・ブランド力がある農産物等については、風評被害がほとんど発生しておらず、売上が好調である。

このような結果から、今後の原子力災害を想定した農業のあり方を学ぶとともに、災害発生後の対応について適切な初動対応ができなかった経緯を踏まえ、風評被害対策等を含む放射能対応マニュアルを検討しておく必要があるとの指摘も十分に生かさなければいけないのではないかと思う。

これらのジェイラップにおける取組みや指摘等は、農業生産法人という民間の視点から、自治体に必要とされることを示唆しているといえる。

第4章

NPO 法人ゆうきの里東和ふるさとづくり 協議会（二本松市所在）の取組み

（公財）日本都市センター研究室研究員

佐野 雅哉

はじめに

ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会¹（以下、「ゆうきの里」という。）は、福島県二本松市に所在し、特産品加工事業（桑・いちじく・りんごなどの加工品等）や道の駅「ふくしま東和」を運営し、地域の活性化を目的とする様々な取組みを行っている。少量多品種、桑畑、有機農業等、東和地区にあるものに着目し、それに磨きをかけ、独自性を生み出している。震災後は、里山再生計画・災害復興プログラムによる地域コミュニティの再生、農地の再生、山林の再生を通じて、風評被害払しょくに向け尽力しており、本稿はこれらの取組みについて報告するものである。

1. 風評被害の実態と影響

（1）風評被害による農産物への影響

売上を品目別でみると、きのこ・山菜・野菜が減少し、加工品・お土産・酒類が増加している。また、有機農産物については、かなり価格が低下した品種もあるが、全体的には少しずつ回復傾向にある。

店舗販売では、放射性物質を気にしない消費者は普段どおり購入してもらえるが、過剰反応まではいかなくても気にする消費者は実際にいるのが現状である。一般のスーパーなどの他店舗にも野菜を納品しているが、放射能汚染の問題が発生してから消費者は一時

¹ 2013年（平成25年）9月26日、NPO法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会へのヒアリング調査を当研究会の門間座長、関谷委員、西丸委員及び事務局にて実施した。本稿の内容は、協議会からご提供いただいた情報・資料などももとに、筆者が解釈・構成・執筆したものであり、協議会の見解について報告したものではない。なお、本稿に残り得る誤りはすべて筆者の責任である。

離れている。しかし、ゆうきの里で放射性物質の測定をしっかりと実施しており、検査済の安全な産品しか販売を行わないと店舗にてPRを行い、かなり回復してきてはいるが、やはり他店舗に関しては売上が60%程度（2010年度比）しか回復していない状況である。流通段階では買い叩きより、買い控えが発生し、また、小売り段階では原発の賠償があることを盾に安価で購入し、その価格以上で販売する行為が散見されたようである。

図Ⅱ－４－１ 道の駅「ふくしま東和」特産品直売所の様子



出典：ゆうきの里提供

価格の低迷傾向の要因の一つとして、直売所における価格の低迷が挙げられる。そこには、価格を下げれば売れるだろうといった、生産者による価格の引き下げ競争原理が働いている。また、市場で

は商品に福島県と明記してあるだけで品質は問題ないのにもかかわらず、当初から安くなっている場面もある。仲買人による福島県産のマイナスイメージが作用しているものと思われる。

一方、東京での物産販売では、放射性物質による影響を尋ねる消費者はほとんどおらず、市場に出回っている農産物については、検査済で安全を確認して販売しているという正しい理解が進んでいることが推察できる。

なお、客層に若い夫婦が多い観光型農業についても、風評被害の影響を大きく受けている。

(2) 損害賠償に関して

損害賠償については、東京電力のルールに準じてゆうきの里の会員農家の支援を行っており、月に1度、東京電力の担当者と農家の方が個別相談会をする場を設け、その際にデータ作成などの支援を行っている。

損害賠償の請求については、複雑多岐にわたる関係データを求められ、賠償金が支払われるまでの期間は、団体や個人の書類の整備状況によって異なる。支払いは、早期のところから調整がつかないところまで様々な事例があるが、幸いなことにゆうきの里への支払いは迅速であったとのことで、団体請求については比較的早く支払われるようである。また、損害賠償請求は平成22年度を基準として行われるため、平成22年度の実績がない新規就農者は比較基準年度がなく、困難な状況に置かれている。

(3) 風評被害に関連する事項

福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）というネーミングが福島県全体に風評被害をもたらしていると思われ

る。また、報道に起因する部分もあり、過去様々な災害での事例があるが、その中でも今回の震災は史上最大であるとも言える。まして、放射線は目に見えない、匂いもしない、味もないなど、このような影響というのは、例えどこで発生したとしても該当の県や都市等の名前というだけで、売れない、買わない、訪れないなどということにつながる危険性がある。したがって、メディアの報じ方という問題以前に、放射性物質という大きな問題が風評被害を発生させていると思われる。しかし、大きな誤解もあり、放射性物質が検出されていない商品までも購入されないという状況については、安全宣言は難しいとしても、それに類するメッセージが必要である。

(4) 風評被害の長期化に関して

時々、産品から高い濃度の放射性物質が検出されることがあるが、そのような事態が発生すると、その都度検査しなければならず、検査すればするほど様々な問題が判明してくるため、風評被害は長期化すると思われる。

また、福島第一原発の現場が今、どういう状況になっているのかが分からず、汚染水の流出問題等をはじめ、毎日、福島第一原発に関する情報がメディアなどにより報道されている状態であり、長期化に拍車をかけている。

このような厳しい状況であるが、検査を行い安全なものは消費や流通をさせて、また、生産するということを繰り返していくことが大切である。しかし、山林については除染対策が困難であり、この実態は福島県だけに留まるものではなく広範囲に拡大しているが、福島県だけが汚染していると思われている実状もある。

産品の中には、他県産と比較すると低価格のものもあるが、おそらく震災後、初動対応において放射性物質に対する国などの説明や

考え方がよくなかったことも要因として考えられる。また、実際は専門家ではない人が専門家であるかのような立場で発言し、それが深く浸透してしまい、その後、政府等がどういう説明をしようとも払しょくすることができないという状況に陥った。

これまで特に若い世代が福島県産品から離れてきているようである。また、放射性物質がゼロでなければならないというゼロリスクを求める消費者の意識のさらなる高まりを感じている。一方で、残留農薬、添加物等、他の危険性に対する意識が薄れてきているので、それらの知識についても同時に蓄積していく必要があると思われる。

現在、放射性物質汚染により山林の資産評価が下落してきている。山林の放射性物質による被害は顕著であり、福島県だけではなく広域にわたっている。活用が困難な山林等の土地に税金を支払う状況が続いており、具体的な除染対策も見えないという厳しい状況が続く中、生産者の生産意欲が低下していることが懸念される。

2. 風評被害払しょくに向けた取組み

(1) 放射性物質検査について

農地の放射性物質検査は、各生産者の代表的な圃場を年間各2筆ずつ（有機農産物とその他農産物の各圃場）測定している。また、現在、山菜やきのこ類は別として、ほとんどの野菜はND（検出限界以下）である。

道の駅の方針で、2012年4月から一般食品については国の基準の半分に当たる50ベクレル以下を基準として、販売を行っている。この方針は消費者に説明し、測定データも品目ごとに公開している。また、生産者の方々に店頭に立ってもらい、試食販売や安全性の確

図Ⅱ－４－２ 圃場での放射性物質検査の様子



出典：ゆうきの里提供

保に向けた取組みのPRを行っている。

地元農産物については、検査をしっかりと実施していることを消費者が理解しているため、他のスーパーなどの店舗より安全であるという意識も高まってきており、近隣の消費者が多く購入しにきている状況である。しかし、農産物等の生産量にかかわらず、放射性物質検査はサンプリングにより全品目実施するため、高齢者には大きな負担となっているという側面もある。

(2) 積極的な情報開示について

被災地産物を忌避する消費者は、産品や放射性物質等に関してどう説明しようとも理解してもらえないケースが多く、このような消

図Ⅱ－４－３ 農産物モニタリング検査の様子



出典：ゆうきの里提供

費者への対策は難しく、購入してもらえる消費者や店舗などを訪れてもらえる消費者に正確な情報を説明することを大切にしているとのことである。

安全・安心を強調すればするほど、消費者はかえって抵抗感を感じるようである。安全・安心は、産品に関するデータを開示し、それを消費者が見て判断する問題であるので、地道に検査や情報提供等の取組みを継続していくしかなく、また、生産現場や店舗等で商品を実際に確認してもらうことが、一番の安心感につながっていくようである。また、データの開示をはじめ、商品のPRや試食会などの情報を多くの方にお知らせする取組みを通じ、販売促進につなげていくことが必要になる。

（３）風評払しょくに向けた取組みの効果

原発事故や風評といった様々な難しい問題があるが、被害者意識ではなく、一步一步前進できるような取組みを行い、常に前進していくという考えのもと、ゆうきの里の活動で中心となる高齢者を牽引している。高齢者の元気により地域全体も明るくなり、活気が出てきている。

また、現場での放射能汚染対策や風評被害対策については、農家の方々が一生懸命、国などからのアドバイスをもとに非常に苦労しつつも相当の対策を講じてきている。

図Ⅱ－４－４ 生産されたシードルと地ビール



出典：ゆうきの里提供

このような状況において、これまでであれば停滞していたものが、このままではいけないということで、地ビール、ワイン、農家レストラン、農家カフェなど、様々な取組みを実施してきており、特筆すべき事は民泊が14軒できたことである。このように何か工夫しなくてはいけないという状況を改善するべく、自主的な取組みは加速したといえる。6次産業化についても同様である。

自主的な取組みの中でも、ワイン醸造についてはすごく人気であり、なぜ、何のために福島で製造しているのかなどの関心のもと、多くの視察者が訪れている。また、商品も常に完売している状況であり、消費者も理解していると思われる。

3. 今後の対応

まず、風評被害の対策としては、水・土壌・肥培管理に注意をし、適切な生産を心がけることである。技術指導については、ゆうきの里内部で生産者を対象に実施しており、震災前同様に生産して販売することを強化していくとのことである。

また、農地は場所により放射線量が異なるので、細かく測定しないと対策が難しいと考えており、また、サンプリング検査では消費者に理解されない部分もあるため、販売する商品についてはすべて検査をして出荷することが望ましい。

被災地産品の安全性のPR等、自治体への要望はあるが、ゆうきの里の今後の運営においては、自分たちで検査を行い、自分たちで販売やPRに取組み、人に頼ることなく自立していくことが大切との考えである。また、支援者や来店者へは、ゆうきの里の取組みを周知し、生産者や組織が一体となり、安全性や地域資源の活用について情報提供を図っているの、報道関係者にも放射性物質測定

結果等、福島県産品の現状を正確に伝えることを求めている。

また、顔の見える関係の構築は効果が大きく、今回の震災から得た教訓の1つとして挙げられる。以前から特定の産地のものを購入していた消費者は、災害が起きようとも引き続き購入する傾向のようである。残念ながら震災直後の2011年度は買い控えが発生したが、2012年・2013年度には回復してきており、そのような結果からも伺える。

おわりに

有機農産物やきのこ、山菜等の山の幸の売上が減少しており、放射性物質を気にすることで、震災後は消費者が一時離れている。また、観光型農業についても、風評による影響を大きく受けている。さらには、直売所での生産者による価格の引き下げ競争原理による価格の低下といったところまで影響が出ている。

このような状況の中、ゆうきの里では出荷農産物について、品目ごとに検査データを公開するとともに、生産者の店頭での試食販売や安全性の確保に向けた取組みのPRの結果、消費者が検査について理解し、他店舗より安全であるという認識も高まってきている。その証拠に近隣の消費者が多く購入しにきている状況である。

また、生産現場や店舗等で実際に確認してもらうことが一番の安心感に繋がるといったことなど、風評被害の払しょくや販売促進に向けた手法として非常に参考になる。そして、災害時の困難な状況においても、被害者意識ではなく、常に前進していくという考えのもと、組織の運営を自立させていくこと、また、顔の見える関係の構築等、自治体における今後の災害に伴う風評を含めた対策を検討していく上で、多くの示唆を得ることができたと思う。

参考資料

「都市自治体における風評被害への対応に関する研究会」運営要綱

第1 目 的

東日本大震災から2年以上経過した現在でも、「原子力災害による影響を受けた地域」とのイメージから生じる「風評」において農林水産業、観光業等の地域産業への影響が続いており、その地域の住民や農林水産業関係者のみならず、より広範囲に渡り影響が及ぶため、東日本大震災における風評被害対策については喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、風評被害を経験した自治体が少ない中において、こうした風評被害を防ぐ（軽減する）上で効果的な対応策、事前にとりうる予防策などについて具体的に検討を行い、諸方策等を自治体へ還元することにより、今後の安定的な市民生活・行政運営に寄与することを目的とする。

第2 名 称

名称は、「都市自治体における風評被害への対応に関する研究会」（以下「研究会」という。）とする。

第3 構 成

- （1）研究会に、座長1名を置く。
- （2）座長は、会務を総理する。
- （3）研究会の構成員は別に定める。

第4 議 事

- （1）研究会の会議は、座長が招集する。
- （2）座長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に研究会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

第5 設置期間

本研究会の設置期間は、設置の日から平成26年3月31日までとする。

第6 そ の 他

- （1）研究会の事務局は、公益財団法人日本都市センター 研究室に置く。
- （2）この要綱に定めるもののほか、研究会の運営その他必要な事項は、座長が定める。
- （3）研究会資料及び議事の概要は、原則として公益財団法人日本都市センターのホームページにおいて公開する。

「都市自治体における風評被害への対応に関する研究会」

研究会・現地調査 日程概要

研究会

- 第1回研究会 日 時：平成25年7月10日 午後6時から午後8時まで
場 所：日本都市センター会館 会議室
- 第2回研究会 日 時：平成25年8月29日 午後3時から午後5時まで
場 所：日本都市センター会館 会議室
- 第3回研究会 日 時：平成25年10月16日 午後6時30分から午後8時30分まで
場 所：日本都市センター会館 会議室
- 第4回研究会 日 時：平成25年12月11日 午後3時から午後5時まで
場 所：日本都市センター会館 会議室
- 第5回研究会 日 時：平成26年2月5日 午後4時から午後6時まで
場 所：日本都市センター会館 会議室

現地調査

(生産地)

- 福島県会津若松市 日 時：平成25年8月20日 午前10時から午前12時まで
調査者：門間座長、畝山委員、事務局
調査先：観光商工部 商工課
- 福島県伊達市 日 時：平成25年9月25日 午後2時から午後4時まで
調査者：門間座長、関谷委員、西丸委員、事務局
調査先：産業部 農政課
- ㈱ジェイラップ 日 時：平成25年8月9日 午後1時から午後3時まで
調査者：畝山委員、事務局
調査先：代表取締役
- NPO 法人ゆうきの里 日 時：平成25年9月26日 午前9時00分から午前11時00分まで
調査者：門間座長、関谷委員、西丸委員、事務局
調査先：副理事長、専務・事務局長

(消費地)

- 昭和電工㈱ 日 時：平成25年11月8日 午前10時から午前11時30分まで
調査者：事務局
調査先：総務・人事部 秘書グループ
- 東京東和会 日 時：平成25年11月12日 午後2時から午後3時30分まで
調査者：事務局
調査先：会長、事務局長

第1回都市自治体における風評被害への対応に関する研究会 議事概要

日 時：平成25年7月10日（水）18:00～20:00

開催場所：都市センターホテル6階 603会議室

出席者：門間敏幸 座長（東京農業大学）、畝山智香子 委員（国立医薬品食品衛生研究所）、
関谷直也 委員（東洋大学）、西丸巧 委員（いわき市）、佐々木 貴浩 委員（港区）
（公財）日本都市センター（鳴田理事、佐野研究員、清水研究員、工藤研究員）

主な議題：○調査研究の論点及び論点に係る調査項目について

○今後の進め方について

議事要旨：○事務局より上記議題について資料等の説明が行われた。

○その後、それぞれの議題について意見交換が行われた。

【調査研究の目的について】

- 被災都市自治体を中心に風評払拭の為にどのような努力をしているのか、あるいは生産者の実情等について、全国の都市自治体及び広く一般の方々によく知ってもらうことで、今回発生した風評や今後起こりうる風評に向けた対応策等の一助となるよう取り組むこととしたい。
- 研究会で議論・調査する内容については、自治体に向けた対策・対応等に関する内容なのか、現場の事業者の方々に向けた内容なのか。また、災害時における自治体間の連携等をはじめとする、様々な取り組みや手法、課題等の具体事例を紹介することなのか、再度目的を明確にすることが必要である。

【調査研究の論点及び論点に係る調査項目について】

1. 東日本大震災における風評被害の実態について【論点1】

（1）調査研究の焦点（対象）について

- ここで議論すべきポイントは、安全な商品にもかかわらず経済的な被害が発生しているということであり、定義についてはこれまでに報告されている種々の定義を参考にしながら、その上で事実を把握し、議論することにより、研究会としての風評被害に関する定義が自ずと導き出されるのではないかな。
- もともと風評被害とは、放射性物質等による汚染が無いケースについて言われていたものが、今回の原発事故後に暫定規制値が設定され、それを下回る商品等を損害賠償の対象として風評被害と言われるようになった。
- 原発事故における損害賠償については、現在、原子力損害賠償紛争審査会が原子力損害の範囲の判定等に関する統一的な指針を示し、この指針に沿って賠償を進めているが、これは、あくまでも、共通範囲において賠償していくという考え方を示したものであり、まだ賠償範囲が確定していない段階であるので、今の段階で賠償問題について議論していくことは難しいのではないかな。
- 風評被害の問題は、損害賠償になじまないのではないかな。風評被害への今後の対応として、共済等のシステムの構築を考えていく必要があるかもしれない。
- ある団体は平常時の販売価格と震災後の販売価格を比較し、その差額を補償してもらっているが、通常の賠償の場合、価格差の賠償を行うことは稀である。直売等を行っている個人事業主は証明することが困難であるため、賠償の対象外になることも多く、現状は明確な方針ができていないのでケースバイケースの対応になっているのではないかな。

(2)原発事故による風評被害が発生したメカニズムに関する事項について

- 東日本大震災における原発事故から2年以上経過した現状を見ると、福島県内の多くの方々には放射性物質に関する知識についてある程度理解が進んできており、安全でない産品を購入しないというのではなく、逆に知識や情報を理解することによって、消費を避けるという結果になっているのではないかと。このように地元で消費されないことについて、どう考えるか。
- 検査等により一般的には安全であっても、小さい子どもの親などはリスクが実際にあると思い、被災地産品等を忌避する方もいるが、その行動が風評被害をもたらす行為との認識は無く、正当なリスク回避行為だと考えている。
- 風評被害は報道と流通関係者の心理、そして安全を求める消費者の心理が基本になる。基本的には間違った情報が混乱させたのではなく、全体的には福島原発そのものに対する不安感であり、その不安に基づく行動なので必ずしも間違った行動ではない。また、事故に関する報道自体が風評被害を引き起こしているため、必ずしも情報の伝え方の問題ではないのではないかと。
- 原発事故においては、一般消費者（観光客）の食品に対する忌避感と観光に関する忌避感はほぼ同様であるため、風評被害への対策としては、農水産物等の安全性ということだけではなくて、その土地に対するイメージの問題が関係してくるのではないかと。

(3)風評が及ぼす影響について

- 地元での消費者アンケート調査では、2～3割の方が地元産品を購入しないと回答。観光業等も2～3割減少しており、総じて販売段階においても2～3割の減少となっているのが実情。
- 上記のような地元産品を忌避する消費者へのリスクコミュニケーションは難しい問題。
- 農林業・水産業・観光業等における風評被害発生メカニズムは同様なので、風評被害に関する調査対象については、農業等一部の産業分野に限定せず、様々な角度から影響を調べていく必要があるのではないかと。

(4)流通における買い叩きの問題について((3)に関連して)

- 震災発生時、ある団体では米などが2～3割安く買い叩かれ、倉庫から在庫が無くなるという状況になった。
- 牛肉等の買い叩きが強く、流通における問題は大きい。
- 野菜も1割程度安く、露地物のネギなどに関しては、2～3割安い。しかし、消費者に対する調査では、露地物か施設物かにおいて、消費者意識にあまり差はないため、おそらく流通段階に問題があるのではないかと。
- 流通業者の中には安全であることを認識した上で安く買い、流通させている業者も存在するので、風評被害というよりは、むしろ流通における業者等の意識の問題が大きいことも挙げられる。
これは、これまでの風評被害にはない傾向であり、長期化している要因でもあると考えられる。
- 今回の風評被害については、短期的には風化することがないと思われるため、市場に全て任せるというのではなく、放射性物質が未検出の産品等については安全性が確保されているため、それを踏まえた販売促進等の方策を考える必要があるのではないかと。

2. 風評発生後の対応(取組み)とその効果について【論点2】

(1)生産地における風評払拭に向けた取組みについて

- 出荷前には基本的に検査を行い、結果はホームページに掲載している。行政としては安全や安心などというつもりは全くなく、正確な情報提供に徹している。
- 市内産の農産物等の経営不振が続いており、今後は足元を固める意味でも地産地消に一層注力したい。
- 関東地方を中心に各種 PR を行い、被災地産品を購入いただける方もかなり増えてきてはいるが、ある調査によると、2～3割の方は福島県産を購入していただけないという状況が続いている。
- 市への支援等に関する様々なイベント等の活動が報道されることにより、市の風評払拭に向けた取組み全体においても非常に効果が上がっている。

(2)消費地における食の安全確保や被災地復興支援に向けた取組みについて

- 当区では、公共広場を活用したり商店街等とも連携して、被災地支援等に関する様々なイベントを実施している。
- 被災地から持参された現物の線量を計測し、結果を表示して販売を行っており、数値に関してはある程度の信頼を得ている。

※なお、委員の属する港区といわき市では、「商店街友好都市との交流に関する基本協定書(平成20年8月25日)」を締結し、商店街振興・観光振興の促進を中心に災害時の相互応援も含めた幅広い交流を行っており、さらに、平成25年4月23日には、災害時における応急対策及び復旧対策等の相互協力に特化した協定を締結し、災害時における協力関係をより確固たるものにするよう取り組んでいる。

3. 今後における風評被害の発生を想定した場合の課題と対策について【論点3】

- 風評の払拭を進めていくためには、農作物の測定を正確に行い、かつ通常の検出器で不検出の農作物等を出荷し続けていくことが大切なのではないか。
- 全袋検査については評価が高く、全袋検査をしているから安心して購入するという消費者は多い。一方で、全袋検査や全頭検査では、放射性物質のリスクしか評価されないが、食品に含まれるリスクは他にも存在することから、食品全てを検査することは困難であるという考え方もある。したがって、サンプリング検査の妥当性を PR していくことも重要ではないだろうか。
- 食品の場合は局地的な物を含めて特定の箇所のを食べるということはリスクを集中させてしまうので、リスクを全体的に分散させる(軽減する)という観点からは、様々な産地の多種類の食品を食べるということを勧めている。しかし、被災地産品を忌避する人は少なからず存在するので、被災地を応援したいという人に販売することが大切であり、また、全国に応援してくれる人を増やすことが重要になってくる。
- 淡々と検査し続けていくことが大切であり、消費者に理解してもらえるかはまた別の問題ではないか。
- 風評は捉えどころのない問題で論じるのが難しい面はある。風評の軽減のためには、地道な取組みの積み重ねが大事である。
- 今後、東日本大震災のような事態がいつどこで発生するかわからないので、今回のような風評被害を発生させないためにも、今回の経験から得た教訓を全国に広めていく必要があるのではないかと。
- 根本的に農林水産業や観光業等で風評被害への対策は異なるものではないのか。(例えば、観光に来てもらうことが、その土地の農林水産物等の風評被害を軽減することに繋がるのではないかと。)

4. その他

- 現在、風評払拭に向けて生産地と消費地における連携など様々な取組みが実施されているが、今後さらに前進させていくために都市自治体ができることは何か。
- 災害対応であれば、防災協定を結んだり、職員を派遣したりすることができる一方、風評被害を経験している自治体は少なく、スキームがはっきりしていないので、支援を実施しづらく、また支援を受けづらいという状況がある。
- 今回の震災における災害廃棄物の広域処理の問題では、東京都や大阪市等が処理の支援を実施している。このような事例において、住民による不安の訴えもある中で実施できたということは、都市の特徴である。また、被災地産品等を買収支える方もいるなど、震災に対する都市の対応を鑑みると、都市部ならではの風評対策があるのではないか。

【今後の進め方について】

- 今後は、上記議論を基にポイントを絞り、8月上旬に現地調査を実施し、8月下旬に第2回研究会を開催する予定としたい。

(文責：事務局)

第2回都市自治体における風評被害への対応に関する研究会 議事概要

日 時：平成25年8月29日（金）15:00～17:00

開催場所：都市センターホテル7階 703会議室

出席者：門間敏幸 座長（東京農業大学）、畝山智香子 委員（国立医薬品食品衛生研究所）、
関谷直也 委員（東洋大学）、佐々木 貴浩 委員（港区）
（公財）日本都市センター（鳴田理事、佐野研究員、清水研究員、工藤研究員）

主な議題：○第1回現地調査結果（㈱ジェイラップ（須賀川市所在）、会津若松市）の報告について
○調査研究の論点及び論点に係る調査項目について
○今後の進め方について

議事要旨：○事務局より上記議題について資料等の説明が行われた。
○その後、それぞれの議題について意見交換が行われた。

【第1回現地調査結果の報告について】

1. ㈱ジェイラップ（須賀川市所在）について

- 有機農産物を個人契約している顧客の落ち込みが8割とあるが、別件で、産地を気にするか調査をしたところ、生協の加入者と一般の消費者とでは、生協に加入していて食の安全に厳しい人がより特定の産地を忌避する傾向があった。ただ割合は、8割もなかった。食の安全をすごく気にする人、一般の人、生協の人、それから個別宅配をしている人を比較すると、すごく気にする人が色々な意味で、変動が激しいという結果であった。しかし、その変動における判断基準が必ずしも安全ということではなかったため、そこは対策が難しいところである。
- 同社は、放射能汚染の深刻な地域よりは被害が少ないが、福島ということで忌避されることをどう払拭するかということに先駆的に取り組んでいる。
- 震災後、放射能汚染や風評被害に対して、独自に専門家の指導を仰ぐとともに自ら学習し、除染対策も工夫をしながら作物に移行しないように努力してきており、専門家という形でいい加減な話をする人が現れ、非常に迷惑を被ったようである。
- 同社は、受注生産による1対1の関係で販売しているため、消費者意識等に関する情報が入ってくるが、通常の一般の市場へ出荷する場合は、消費者の意識を把握することは難しい。
- 研究者の方の中には専門外であったり、知識の欠如という問題も散見される。
- 研究者が必ずしも間違ったことを言って、間違った方向に行ったわけではないが、住民にとっては結果的によくなかったということで批判されるケースもあるので対応が難しい。

2. 会津若松市について

- 観光については、一度訪れれば気にしなくなると思われるがそれが難しい。ただ、学校の教育旅行においては1人でも気にする保護者がいると学校全体が中止となってしまうことが多いのが実状。
- 印象深かったことは、観光への影響が一元的に捉えることができないことである。観光関連業は多数あり、影響が多岐にわたり色々なところに波及しているので、観光の被害がどのくらいあったのかということも現状では算定できないくらいであり、なかなか全貌を捉えることができない。このような被害が出た時にどのように算定していくのが問題である。

- 当初、放射性物質の高い数値が出たこともあったが、その影響はそんなに引きずらなかった。その後、徹底して放射性物質に対する対策を県内市町村全体で取り組んできているが、そのような徹底した対策をしないと、福島県全体として買ってもらえないという感じがある。
- 港区では、海外の観光客を増やすなど、視点を変えた手法で観光客増大に向けた取組みを行っている。やはり、震災後、福島県が海外からどのように見られているかなど、日本だけではなく、観光は世界を視野に考えていく必要があるのではないか。

3. 論点に関連する内容

- 現地調査の内容と少し異なる点として、「関西、西日本では福島県産を避けるところがある」の部分について、別の調査ではこういう結果が出ていないので、多分、関西の方ではもともと福島県産の流通が少ないのではないかな。何となく、そのような意識を持たれている傾向があるが、実際には西に行けばいくほど消費者が抱く不安感は低下しているので、消費の問題というよりは流通の問題ではないかな。
- 「正しい知識を学んだ消費者が本質を見分け戻ってきており、混乱しなくなってきた」の部分について、そういう人もいるが、実際はある程度意識が薄れてきているというのが実態で、正しい知識を学んで回復してきているのは、福島県内について言えることであり、県内においてはある程度学んでその上で判断して購入するか否かを決めている。一方、県外においてはどちらかと言うと学んでいるとはあまり言えず、放射線の影響や基準値、不検出 (N.D) 等の知識について理解することなく、戻っている傾向が調査でも出てきている。
- 観光が農業や漁業と違い、例えば農業や漁業では1, 2割の人が忌避したらその分減収になるが、観光の場合は、割合ではなく絶対量なので国民の数%でも実際に訪れることである程度回復するところがあるので、風評被害の影響は大きいけど回復しやすいという傾向もある。学校の教育旅行も現在、全体のトレンドが北海道、沖縄、海外へと移ってきている部分があるので、教育旅行客の減少については、そのことも関係しているのではないかな。外国人観光客については、もともとの福島県への交通アクセスの面も影響しているのではないかな。おそらく、農業と観光では風評被害からの改善の方策が異なるのだと思う。

【調査研究の論点及び論点に係る調査項目について】

1. 東日本大震災における風評被害の実態【論点1】

(1)「風評被害」の焦点の確認及び風評被害の実態、(3)風評が及ぼす影響

- 風評被害の実態については、現在、様々なところで研究されているデータ（消費者アンケートや実際の流通におけるデータ等）や卸売市場データを分析したもの等から重要と思われるものを引用しながら説明をしていけるとよい。
- 震災以降、市場での福島県産農産物の動向について、前出の現地調査結果の中でも報告されているように、ある程度、高品質の物についてはあまり影響を受けないが、それ以外のものの状況はどうか。また、品物が多く出回ることにより、福島県産の値段が下がったり取り引きが打ち切られたりという事例があるが、入荷量が少なければそんなに影響しないと一般的に市場取引で言われていることを卸売市場等のデータを引用しながら確認していければよい。
- 買い叩きなのか、市場における需要と供給に基づく取引の結果なのかについては、客観的なデータの取得が難しい。また、主観の問題なので検証することが難しい。

- 販売が困難だと思われていた福島県内の農業団体が保有していた 2011 年度産米の在庫が完売したのは、値下げが要因だと予想できる。そのような売上げデータ等により、実態を捉えることができるという。
- 農家は、直売所において農産物が売れなくなったので、生産した農産物を測定して問題ないものを地元市場に持っていき、農家の話としてはかなり低価格で買い取られるようであり、それが買い叩きといえるのかどうか。
- 価格は市場で形成されており、生産者は関与していないという話もある。また、価格交渉が十分行われていないという意見もあるが、それは損害賠償による補償が関係しているのかもしれない。
- 市場では、農家が持ち込む農産物は絶対に売らなければいけないので、安く投げ売りされる可能性がある。

(2) 原発事故による風評被害が発生したメカニズム

- 「事実を報じること自体が風評被害を起こすこともも」とあるが、実際は原発事故に関する報道がされていることに不安感を抱き、風評被害を引き起こしているのが、「事実を報じることがが風評被害を起こしている」と考えるべきである。過去の風評被害と言われた事例で、噂とか流言を原因として大規模な風評被害が起こっている事例はなく、むしろ、事故や環境問題が報じられることによって、経済的被害が引き起こされている。
- 被災地の安全な食材を忌避することが、正当なリスク回避行動ということにはならないが、あくまでも消費者の選択の自由なので正当ではないと思われるが、防ぐことは難しいと思う。
- 事実を報じることではなく、事実があっても報じられないために、風評になってもおかしくない事例はある。リスクは同程度なのに、あるものは集中的に報道され、あるものはされない。よって、必ずしもリスクの大きさと報道とは相関しておらず、報道されることにより、忌避する人が出てくる一方で、リスクが存在しないわけではないが、報道されないことにより、その実状を知らないという状況もある。
- 食品全体のリスクという観点において問題となっていることは、ひたすら放射性物質のリスクゼロを目指していて、放射性物質以外のことには、全く目がいかないことである。現実リスクをゼロにすることは難しいが、リスクゼロを求める考え方の人はどうしてもいる。
- 例えば何々が危ないという報道だけが被災地産品を忌避する行動に結びつけたのではなく、原発自体の問題が影響している。これだけ農地等が汚染され、風評被害の問題が特定のものに対してではなく全体に発生しているので、産品の問題とも言えない。
- 福島県民の中には、外部被ばくのリスクを考慮し、内部被ばくをできるだけ抑えるために地元産を食べてはいけないという意見もある。しかし、地元から消費回復していくべきだという意見もある。
- 「情報を理解できているのにもかかわらず」ではなく、県内の人は理解した上で買うか否かの選択をしている。よって、おそらく県外の人が買ったり買わなかったりすることは、論理が異なるのではないか。
- 津波被害を受けた水田を復元する時に、最初は津波土砂の中に有害物質が含まれているかどうかかわからないということもあり、それを攪拌するか、除去するののかという議論があったが、すぐに土壌を解析して、有害物質が検出されなかったので攪拌するという対応で復興を速めた事例もある。
- 専門家の間ではかなり問題にしていたが、一般の方は気にしていなかった点として、津波の瓦礫や工場に保管してあった様々な有害物質があったのにもかかわらず、あまり話題になっていない。理由は、

調査する余裕がなかったという答えが一番多く、有害物質については、簡単に測定できるものは測定するが、ほとんど対応しておらず、誰も問題にしていない。

2. 風評発生後の対応(取組み)とその効果【論点2】

(1)生産地における風評払拭に向けた取組み

- 風評発生後の対応と取組みでは、検査体制の問題があり、基本的には検査の仕組みを構築し安全を担保する取組みと、その安全を積極的にPRするという2つの取組みになり、あとは正確な知識の啓発や消費地による被災地支援活動、6次産業化等のような取組みになる。
- 安全性を確保するための手法は、HACCP(食品の高度衛生管理手法の一つ)やGAP(農業生産工程管理)などがあるが、これらも「検査をすること」がメインではなく、工程管理を行うことが中心。全てのリスクを検査することは不可能なので、検査はあくまで工程を確認するための処方である。
- モニタリングシステムはあくまで予防であり、しっかりとモニタリングすることにより、リスクを管理していくという仕組み作りである。
- 今回の全量検査やモニタリング調査を実施するようになったのは、実際に流通させるためには不可欠であり、とにかく検査を行い、検査結果を基に対策を検討していったのであり、本来それが正しい方法であるかは別問題として、次に起こりうる風評被害を想定した場合に、放射性物質以外についても完全に検査できるのかという問題もある。

(2)消費地における食の安全確保や被災地復興支援に向けた取組み

- 自治体間連携においては、被災地と連携しながらサポートしていくというのがあるが、自治体と企業間連携の事例としては、会津若松市が市内にある誘致企業と連携し、その企業がかなり同市をサポートし、企業マルシェを実施している。そこから社員食堂への食材の提供など、連携を発展させている。
- 集中的に被災地支援を行う場合に、それまでの被災地(自治体)との連携がどのような形態であれ、インセンティブになる。そのような連携は、歴史や地縁等の繋がりが関係していることも多く、絆の意識により継続的に支援が出来るのがよい点だと思う。
- 港区は、多くの都市との交流等があり、有事の際には連携し合っているが、これは有事のためという枠組みではなく、交流を深めて行く中で何か事態が起きたときは助け合っていくという取組みである。
- リスク防止のための自治体間連携としては、災害応援協定がある。交流から発展するケースと災害応援のため新規に協定を結ぶケースと両方考えられる。後者では、例えば、南海トラフ地震の津波被害を想定し、四国の南部の自治体が応援協定を結ぶ際に、被害が少ないと想定される自治体と協定を結ぶためにあえて遠隔地へ見つけに行くということもある。姉妹都市の延長線上にあることも多いが、意識的に自治体を選んでいくというケースも近年見られる。また、今回の震災後には、大規模な自然災害等を想定して、茨城県大洗町・岡山県鏡野町・鳥取県三朝町が防災応援協定を締結した。これは日本原子力研究開発機構の研究施設立地自治体の関係であり、緊急時の際の避難住民受け入れを始めとする協定の事例である。

3. 今後における風評被害の発生を想定した場合の課題と対策【論点3】

- 地元産品の安全性をアピールすることは基礎自治体としては正しいが、県レベルでいうと必ずしも正しいとは言えない。風評被害特有の問題だと思われるが、例えば、原発から遠方の自治体が安全だと

いうことはある意味、近隣の自治体が危ないということに繋がる。現状は、自治体ごとに風評被害対策を行っているが、本来は福島県内市町村全体で連携して行うべきではないか。この部分は今回の風評被害対策において欠けている部分なので、都市自治体だからこそ、きちんと連携してやらなければいけないという方向性が必要なのであり、放射能の被害を受けた地域が一枚岩で取り組むということが大切なことではないか。

- 県域で考えると、多かれ少なかれ地域の事情が異なるが、風評被害対策については、全体と一緒に進めていかないと効果がないので、自治体ごとに情報発信することは好ましくないのではないかと。
- 県が風評被害払拭に向けてPRする内容は、県レベルの重要な作物が中心になるだろうが、地域によっては野菜栽培が盛んなところなどもあり、県と現場の市町村とでは方向性にズレが生じるという意見もあるが、県と市町村が役割をうまく分担することができるとよいのではないかと。
- ここ 10 年間くらいは、基礎自治体が競い合っている部分があり、その部分が悪く表れているのが風評被害払拭に向けたキャンペーンの一側面ではないかと。
- 福島県内には、出荷されている福島県産品が他県産品より検査されているから安全だと認識している方も多くいるので、そこをテコとして、県内の消費を取り戻していくことが大事ではないかと。また、県外へのPRも含め、広域の対応が風評被害においてポイントになるのではないかと。
- 昨年、一昨年は瓦礫の受け入れ処分において起こりうる風評が問題になっており、次の災害でそういう問題があるかは分からないが、廃棄物の受け入れは様々なところで問題になってくるのではないかと。
- これから被災地が復興していく時に再生可能エネルギーを作っていくという考え方があるが、その資源等として集められるものの中には汚染された廃棄物が出てくるのが予想されるため、これにどう対応していくのかという問題がある。
- 瓦礫の受け入れ自治体の決定については、受け入れ自治体側からの申し出であったが、住民が反対運動したり、県と市等の首長の意見に相違が出たりと色々な問題が起きた。ごく一部の住民が反対をして、それが大きく自治体の施策に影響を与えているなど、風評の問題が顕著に出ている。
- ある地域では、放射性セシウムも発散させず、出てきた灰も処分できる非常に高性能の焼却施設である中間処理施設を建設しようと計画したが、住民の反対もあり、結果として住民同士も賛成、反対に二分してしまった。これはある意味、風評の古典的な問題でもある。
- 今回の震災を踏まえて、今後起こりうる災害への教訓が導き出されるよう原子力災害を中心にまとめていくこととし、近年の問題も必要に応じて触れることとする。
- 結論として、都市自治体の役割が一番重要になると指摘したい。

【今後の進め方について】

- 今後は、上記議論を整理し、9 月下旬に第 2 回現地調査を実施し、10 月中旬に第 3 回研究会を開催する予定としたい。また、現地調査については、伊達市及び NPO 法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会を対象に行うことを確認した。

(文責：事務局)

第3 回都市自治体における風評被害への対応に関する研究会 議事概要

日 時：平成 25 年 10 月 16 日（水）18:30～20:30

開催場所：都市センター会館 7 階 704 会議室

出席者：門間敏幸 座長（東京農業大学）、畝山智香子 委員（国立医薬品食品衛生研究所）、
関谷直也 委員（東洋大学）、西丸巧 委員（いわき市）、佐々木貴浩 委員（港区）
（公財）日本都市センター（鳴田理事、佐野研究員、清水研究員、工藤研究員）

主な議題：○第2 回現地調査結果（福島県伊達市、NPO 法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会（二本
松市所在））の報告について

○調査研究の論点及び報告書（平成 25 年 3 月発刊予定）への寄稿について

○今後の進め方について

議事要旨：○事務局より上記議題について資料等の説明が行われた。

○その後、それぞれの議題について意見交換が行われた。

【第2 回現地調査結果の報告について】

1. 福島県伊達市について

○物産販売や情報発信のための各種イベント等については、一過性で終わることなくいかに風評被害の
払拭に繋げていけるかが重要になると思われる。

○直売所は全体の売上が原発事故前の 8 割程度に回復している。しかし、実際には線量が低い地域は回
復基調である一方、線量が高い地域は売上がほとんど回復しておらず、地区間において状況に差が生
じている。

○線量が高い地域では作付けを自主規制しているところもあるが、損害賠償等の関係で自主規制が長期
化している地域も見受けられる。

○現地調査時（9 月 25 日）には加工再開モデル地区として、再開へ向け進めていた特産のあんぼ柿につ
いては、現地調査後の 10 月 4 日、福島県から同市を含む 4 市町に加工自粛の要請が行われたが、同モ
デル地区については、非破壊検査機器による全量検査を実施する生産者に限り加工可能となっており、
食品衛生法上の基準値を満たすものについては、出荷も予定されているとのことであるので、今後の
経過を注視していくこととする（詳細については、伊達市現地調査報告ポイント 4 頁参照）。

2. NPO 法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会（以下、「協議会」という。）について

○協議会は、原発事故当初から懸命に放射線対策や風評被害の払拭に向けた取組みを継続してきており、
地元の自治体に頼るのではなく、自立に向けた様々な活動を実施しているので、参考になる部分も多
いのではないか。

○現場では高齢者が多く、検体の運搬等が非常に重労働であるとともに経費がかさむため、検査をいつ
まで続けるのかという意見もあるが、その判断やタイミングをどうすべきかという問題もあり、こ
のような問題は各地で起きていると思われる。

○有機農産物が被害を受けた一因として、これまで有機以外の農産物より安全性が高いことなどを PR し
てきており、リスク情報を正確に伝えてこれなかったことが挙げられるのではないかと。

○きのこ類やお茶などについては、生産過程で濃縮され、実際に放射性物質が検出されやすいというリ

スクがもともと存在していることを認識しておく必要がある。

3. 論点に関連する内容

- 買い叩きについては、大手の米販売会社との商談時において値段が折り合わず、損害賠償を盾に値下げを求められ、買い叩きを実感したことがある。
- 被災地支援のイベントなどにおける被災地製品の販売では、消費者から尋ねられた場合は、検査済の製品を販売していることを伝えるが、それ以外ではあえて検査については触れず、美味しさをPRするようにしている。
- いわき市では、モニタリング検査は市独自で実施している。出荷開始直前に生産者から持ち込まれた検体を検査してから出荷しており、出荷期間が長期にわたるものは3ヶ月に1回は検査するなどといった規則を設けるとともに、検査結果については公開している。このような取組みは負担が大きくなるが、広く消費者に提供するものなので、継続していく必要があるとの認識である。
- 市民の持ち込み検査については、いわき市では原発事故当初は予約で一杯であったが、現在はかなり減少してきている。お米の出荷時期は少し検体が増加するが、農家が自ら検査した後、同市において再検査をするという流れで全量検査を継続して実施している。
また、首都圏においても持ち込み件数が少なく、港区では検査機器設置当初から検体数が少ない状況で推移してきている。
- 情報公開しているデータに対する消費者等のアクセス数は増加しているが、詳細なデータまで閲覧しているのかはわからない状況である。
BSE問題のときは消費者の要望等もあり、牛の個体識別番号ごとに認識できるシステムを整備したが、実際に閲覧する人が少なかったという話もあり、消費者は熱しやすく冷めやすい面があるということが言えるのかもしれない。しかし、閲覧者が少ないという理由で情報公開を行わないということではできないと思われる。

【調査研究の論点及び報告書への寄稿について】

1. 調査研究の論点について

- 学校給食での忌避の問題については、学校給食自体が原因となり様々な問題を引き起こしている部分が大きく、地元産品を使用しないようにしているとともに、話題や問題になりやすく対応が難しいということなどから、風評が及ぼす影響ではなく風評被害が発生したメカニズムに関係すると思われる。また、学校給食も修学旅行の場合と同様に、少数の保護者が反対すると学校全体に影響を与えてしまい、学校として対応せざるを得ない状況になる（給食の場合は、地元産品を食材に使用しないなど）。これらは、似たような事例で特殊なケースだと思われる。

2. 報告書への寄稿について

- 研究会での議論や現地調査から得た知見、それに各種統計データを引用しながら論点に沿った形式でまとめていくこととする。

【今後の進め方について】

○今後は、上記議論を整理し、11月上旬に第3回現地調査を実施し、12月11日（水）に第4回研究会を開催する予定としたい。また、現地調査については、被災自治体との連携による被災地支援に尽力している企業や団体等を対象に行うことを確認した。

（文責：事務局）

第4回都市自治体における風評被害への対応に関する研究会 議事概要

日 時：平成25年12月11日（水）15:00～17:00

開催場所：都市センター会館7階 709会議室

出席者：門間敏幸 座長（東京農業大学）、畝山智香子 委員（国立医薬品食品衛生研究所）、
関谷直也 委員（東洋大学）、西丸巧 委員（いわき市）、佐々木貴浩 委員（港区）
（公財）日本都市センター（鳴田理事、佐野研究員、清水研究員、工藤研究員）

主な議題：○第3回・4回現地調査結果（昭和電工㈱、東京東和会（旧福島県安達郡東和町出身者及び縁故者による親睦団体））の報告について

○報告書（平成25年3月発刊予定）の構成について

○今後の進め方について

議事要旨：○事務局より上記議題について資料等の説明が行われた。

○その後、それぞれの議題について意見交換が行われた。

【第3・4回現地調査結果の報告について】

1. 昭和電工㈱について

○本社の女性社員は約2割であり、生鮮品等を主に購入するなど、売上に貢献しているようである。

マルシェを実施した3ヶ年における売上が年々減額していることについては、出品数が少なかったことに起因していると思われるので、品質等については高評価を得ているようである。

○同社は被災地において、完全人工光型の植物工場への高速栽培技術等の支援を行っているが、同型は太陽光利用型より大幅にランニングコストがかかり、運営がうまくいかなければ支援に結びつかないため、工場としては栽培作物を工夫し、いかに付加価値を付けて高価格で販売できるかが重要になるのではないかと。

2. 東京東和会について

○各区民祭りへの来場者（一般消費者）が、被災地等の各地域における線量の高低差や影響の度合いなどを正確に把握（理解）しているかはわからないが、現実に被災地産品に対する反応（歓迎（支援）・忌避等）は各区において異なっており、地域性等も関係しているようである。

○同会は今後も区民祭りでの物産販売支援をはじめ、被災地復興支援を継続的に取り組んでいくとのことであるが、会員の高齢化が進み若い世代の入会が少ないため世代交代が進まず、今後、担い手となる人材が不足しているという課題も抱えているようである。

【報告書の構成について】

○各委員が寄稿論文の骨子の内容について説明を行った。それを踏まえ、全体の構成について議論を行い、次回第5回研究会で内容の最終確認を行うこととなった。以下、議論の内容である。

○報告書には、風評被害の実態や風評被害に係る問題及び課題、またその対応や結果等について事実を残していくことが、今後の風評被害への対策や対応を行う上で参考になるのではないかと。あるべき論になると議論がまとまりにくいのではないかと。

○風評被害を整理していく上で、例えば除染費用の負担等、放射能汚染による直接的な影響と考えられる問題について、汚染の影響がほとんど無い被災地の近隣自治体においても横並びで放射線測定器を導入し、食品等の検査をするなど、直接的な被害というよりも行政として住民の不安に対応せざるを得ない部分もあり、これらを風評被害との関係でどう整理していくのかという問題もある。

【今後の進め方について】

○今後は、上記議論を整理し、平成 26 年 2 月 5 日（水）に第 5 回研究会を開催する予定としたい。

（文責：事務局）

第5回都市自治体における風評被害への対応に関する研究会 議事概要

日 時：平成26年2月5日（水）16:00～18:00

開催場所：都市センター会館7階 709会議室

出席者：門間敏幸 座長（東京農業大学）、畝山智香子 委員（国立医薬品食品衛生研究所）、
関谷直也 委員（東洋大学）、西丸巧 委員（いわき市）、佐々木貴浩 委員（港区）
（公財）日本都市センター（鳴田理事、佐野研究員、清水研究員、工藤研究員）

議事要旨：○事務局より上記議題について資料等の説明が行われた。

○その後、調査研究の論点及び報告書の構成・執筆内容等について意見交換が行われた。

【調査研究の論点について】

- 食品中の放射性物質の基準について、平成23年3月に設定された暫定規制値は食品衛生法第6条第2号（※1）に基づく食品の安全性を確保するための基準であるが、平成24年4月に施行された新基準値は、食品衛生法第11条第1項（※2）に基づく規格基準である。したがって、新基準値は食品の安全性という基準においては暫定規制値と同様ではあるものの、生産者にとってはより厳しい数値が求められるため、負担が増えているという現状もある。
- いわき市においても、福島県内の他の生産地同様に高品質な農産物については、概ね風評による影響を受けていない。しかし、市場流通においては農産物等が過剰供給基調になると、福島県産が忌避されるという傾向がある。
- 放射能についてはCM等によっても正しい情報の啓発を行っているが、現在でも福島県を除き全国的な傾向として消費者の知識がそれほど高まっていないとの意見がある一方で、検査が実施されているので安心であるという消費者の声も多く、知識が全く高まっていないわけではないとの見方もある。このような現状において、生産現場では全袋検査をいつまで継続するのかという今後に対する懸念も見受けられる。

【報告書の構成等について】

- 本報告書のタイトルについては、今後の自治体での災害に伴う風評被害への対応に寄与することを念頭に置き、「自治体の風評被害対応」を重視するとともに、「東日本大震災の事例」を副題に盛り込むこととなった。
- 本報告書に用いる用語の中で、農産物・農林水産物等については、その文脈に沿うものが望ましいため統一はせず、各執筆者が適宜使用することとする。また、放射性物質検査や放射能検査等の表現があるが、前者の放射性物質に対する検査とともに、後者の放射能も放射性物質を出す能力であるため間違ではなく、農産物・農林水産物同様、文脈に沿うよう適宜使用するものとする。

（文責：事務局）

食品衛生法（昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十三号）（抜粋）

※1 第六条 次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。
二 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

※2 第十一条 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、業事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

執筆者プロフィール

門間敏幸

東京農業大学国際食料情報学部国際バイオビジネス学科教授

東京農業大学農学部卒業 農学博士

農林水産省東北農業試験場、同省農業研究センター研究室長、上席研究官などを経て1999年から同大学教授、現在に至る。この間、同大学副学長、大学院委員長などを歴任。

専門は農業経済学、農業土木学、農村計画学。

著書に『TN法－住民参加の地域づくり』家の光協会、2001（単著）、『知識創造型農業経営組織のナレッジマネジメント』農林統計出版、2011（編著）、『東日本大震災からの真の農業復興への挑戦－東京農業大学と相馬市との連携－』ぎょうせい、2014（共著）など。

畠山智香子

国立医薬品食品衛生研究所安全情報部第三室長

東北大学薬学部卒業、東北大学大学院薬学研究科博士課程前期課程修了 薬学博士

専門は薬理学、生化学。

著書に『ほんとうの「食の安全」を考える－ゼロリスクという幻想』化学同人、2009、『「安全な食べもの」って何だろう？放射線と食品のリスクを考える』日本評論社、2011など。

関谷直也

東洋大学社会学部メディアコミュニケーション学科准教授

慶應義塾大学総合政策学部卒業、東京大学大学院人文社会系研究

科社会情報学専門分野博士課程単位取得退学

専門は、災害情報論、災害社会学、社会心理学。2011年東京電力福島原子力発電所における事故調査検証委員会政策・技術調査参事、原子力損害賠償紛争解決センター被害調査委員会委員長、日本災害情報学会東日本大震災調査団長などを歴任。

著書に『風評被害—そのメカニズムを考える』光文社新書、2011、『「災害」の社会心理』KKベストセラーズ、2011など。

西丸巧

福島県いわき市「見せます！いわき情報局見せる課」課長
(いわき市農林水産部農政水産課主幹兼課長補佐)

本市では、機敏かつ柔軟に風評に対応するため、全国に例のない『見せる課』を開設した。見せる課の業務は、TVCMの制作、FMラジオ放送、バスツアーの開催、フェイスブックページの作成など、多岐にわたっており、日々多忙を極めている。現在も本市復興のため、職員が一丸となって誇りと郷土愛を胸に風評払しょくに全力で立ち向かっている。

佐々木貴浩

港区産業・地域振興支援部産業振興課長

本課は産業振興施策の計画・推進、産業・観光・商店会・中小企業等の振興や消費者保護・伝統工芸の保護育成や地場産業に関することに加え、経営相談・創業支援・就業支援・経営支援融資等に関することを所管している。東日本大震災以降、被災自治体との交流物産展などを通じた交流促進や産業振興のほか、区立消費者センターでの区民等の持ち込み食品に対する放射能測定等を通じ、被災地復興支援の取り組みを行っている。

自治体の風評被害対応～東日本大震災の事例～

平成 26 年 3 月 発行

企画・編集

公益財団法人日本都市センター

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2 - 4 - 1

T E L 03 (5216) 8771

E-Mail labo@toshi.or.jp

U R L <http://www.toshi.or.jp>

印 刷

株式会社サンワ

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2 - 11 - 8

TEL : 03 (3265) 1816 / FAX : 03 (3265) 1847

ISBN978-4-904619-86-5 C3031

無断転載、複製および転訳載を禁止します。引用の際は本書(稿)が出典であることを必ず明記してください。

This book is copyrighted and may not be copied or duplicated in any manner including printed or electronic media, regardless of whether for a fee or gratis without the prior written permission of the authors and Japan Center for Cities. Any quotation from this book requires indication of the source.

ISBN978-4-904619-86-5

C3031 ¥500E

定価（本体価格500円＋税）



9784904619865



1923031005006

